

会報

第 115 号

国立大学協会

昭和 62 年 2 月

(第37卷第1号 通卷第115号)

会 報

第115号

2
月
号

国立大学協会事務局

●エッセー
雑 感

北海道大学長 有江 幹男 5

事業報告

■諸会議議事要録

理事会 (10.27) 11

会務報告

(第2次試験の実施日程に関する私立大学団体連合会への協議申入れについて／臨時教育審議会第4部会における意見陳述について／外国大学長の招致について／日教組大学部との会見について／国大協宛要望書について)

協 議

副会長の選出について
第79回総会の日程について
第80回総会の日時・場所等について
各委員会委員長報告と協議
入試改善特別委員会の委員長の選出について
国立大学協会事務局の備品の更新等に伴う臨時会費の納入について

理事会 (11.12) 19

新テストについて
("新テスト"構想の経緯と国大協のとってきた対応、入試改善特別委員会の見解)
技術職員待遇改善検討会第2次案に関する見解について

第79回総会〔第1日目〕(11.12) 22

会務報告

協議事項

各委員会委員長報告と協議
各地区国立大学長会議の報告
入試改善について

第79回総会〔第2日目〕(11.13) 40

大学の当面する諸問題について(入試改善について／臨時教育審議会の審議経過について／国際交流問題について／大学院問題について)

第46回事務連絡会議 (11.14) 44

総会状況報告

大学入試センター連絡事項
文部省連絡事項

第1常置委員会 (10.27) 50

国立大学の役割と今後の課題について
大学における評価について

第1常置委員会 (11.13) 52

大学における評価について

第2常置委員会 (10.30) 54

「昭和62年度国立大学補欠(追加)合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について
"新テスト"に関する審議状況について

共通第1次学力試験の試験地区における「地域割」変更についての埼玉大学からの要望について	
共通第1次学力試験の試験場設定についての横浜国立大学からの要望について	
共通第1次学力試験の成績提供について	
共通第1次学力試験の成績請求・提供に係る九州地区国立大学と大学入試センターとのオンライン化について	
帰国子女に対する特別選抜試験の実施期日等について	
中国引揚者子女に対する入学の扱いについて	
第2 常置委員会 (12. 3)	57
昭和62年度の入試業務に関する情報交換について	
海外帰国子女の特別選抜試験に関するアンケート調査について	
中国引揚者子女の国立大学への受入れについて	
昭和63年度共通第1次学力試験の実施期日について	
共通第1次学力試験における身体に障害のある者に係る受験特別措置について	
“新テスト”に関する審議状況について	
昭和63年度以降の第2次試験の実施期日の繰り上げについて	
昭和63年度以降の各大学第2次試験の試験教科・科目数について	
第4 常置委員会 (11. 11)	60
専門行政職問題について	
第5 常置委員会 (11. 11)	61
オランダ国大学学長の招致について	
昭和62年度外国学長招致国について	
教員および研究者の国際交流について	
留学生受入れに関する諸問題について	
図書館特別委員会 (10. 6)	65
図書館関係概算要求について	
学術情報センターについて	
国立大学図書館協議会の活動状況について	
プログラムの著作物に係る登録について	
委員長の交代について	
教員養成制度特別委員会 (10. 13)	68
教育職員養成審議会の審議経過について	
小委員会の状況報告	
教員養成大学・学部の改組に関する具体的方向について	
大学院問題特別委員会 (10. 21)	71
国立大学の大学院に関する問題点と見解について	
教養課程に関する特別委員会 (11. 4)	73
一般教育の教育体系と教員組織	
外国語について	
保健体育について	
医学教育に関する特別委員会 (11. 6)	78
医学教育の改善に関する調査研究協力者会議中間まとめについて	
(第40回) 入試改善特別委員会 (10. 24)	81

共通第1次学力試験のメリット・デメリットについて “新テスト”の検討について	84
(第41回)入試改善特別委員会(11.6)	
“新テスト”の検討について	
「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」の取りまとめについて	
第2次試験の試験日程の繰り上げについて	
事前選択制の検討について	
(第42回)入試改善特別委員会(12.19)	87
“新テスト”について	
昭和63年度国立大学入学者選抜について(受験機会の複数化に伴う各大学・ 学部のグループ分けについて/昭和63年度入試期日について/事前選択制に 関する検討状況について)	
入試改善に関する今後の審議のすすめ方について	
委員の補充について	
■第79回総会国立大学協会事業報告	93
諸会合(各委員会主要審議事項)	
要望書その他の諸活動(対外的諸活動/各大学への意見照会等/資料・連絡強 化等)	
要望書の受理	
■諸 会 合(昭和61年10月~12月末までの開催会議)	98
要 望 書	
国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書	99
国立大学の学生納付金の改定等について(要望)	100
資 料	
国立大学の役割と今後の課題	101
「新テスト」について	105
そ の 他	
学長等の異動	111

●編集後記

雑 感

北海道大学長 有江 幹男

＊

“光陰矢の如し”という言葉があるが、北海道大学を代表して国立大学協会の諸会議に参加するようになってから約6年に近い歳月が経過したことになる。学長に就任した当初、錯綜する事の処理を覚悟しながらも日記を残して事の連続性を詳らかにしておきたいと思ったことがあった。しかし、これを実行することの不可能なことを覚ったのも間もなくのことであった。時には不自由な外国語を操りながら笑顔で人の応待を済ませた瞬間、これに続いては頭を切りかえて感情を整えるいと間もなく一言の表現にも神経を尖らせなければならない難問処理が控えていたり、緩慢な事の流れるように見えても、その事の因果を克明に残すための記述が時に複雑であり、さらには書き残すこと自体に問題を残すのではないかと迷うことも少なからずというような工合で、性分のせいもあるだろうが、学長を取り巻いている日常周辺では物理的にも精神的にも日記を書こうというような暇を求め難いのである。暫くして日記を書くことに代えたのは、秘書に依頼して学長室に出入りした人の氏名などをルーズ・リーフのノートに書き止めておいて貰うことであった。1枚のノートを1日に当てることとしているが、休日は unnecessary なので、1年を365日とすれば約52週ということになって50数回の日曜日があり、これに年12回の祝祭日などの休日を含めると80数ページ位が省かれることになるとして、1年間には280枚程になるので可成りの量となっている。

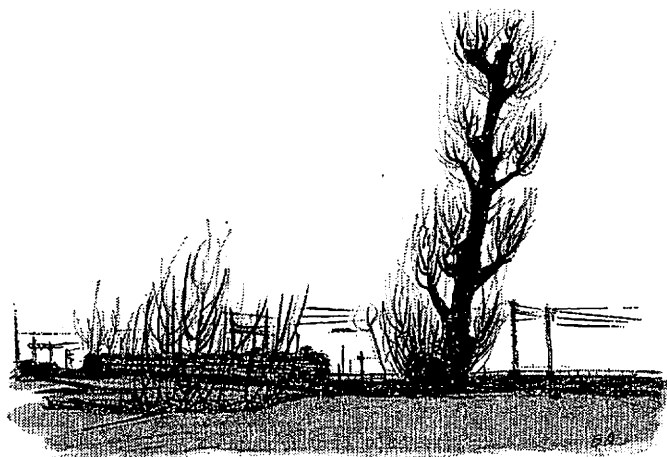
このようにして書きためてある秘書のメモによると、この一文を寄稿することの依頼を国大協事務局から電話で受けたのは1月8日11時30分であり、400字詰め原稿用紙10枚程度、締切りは2月10日ということになっている。1月8日と

いえば、どなたかの配慮によって講書始めの儀に陪聴者として参加する 栄 に 浴し、生れて初めての宮中参内を体験した日であった。題を何としてこの責を果たすべきかを折に触れて考えているうちに2月10日の期日である今日が到来してしまい、結局は表題のように「雑感」として連想的に思いつくことを記述してみる ことになった次第である。

ところで、購読している今日の 地方新聞朝刊第一面の 大見出しは、“自民の税制改革推進会議・売上税に反対論続出”という大きな活字で、そのまわりには“米財務長官日独に迫る”という副題つきで“内需拡大なければドル安誘導も”とか、“市民生協灯油価格交渉物別れ、きょうにも納入停止通告”、“NTT株やっ と初値160万円”など、昨今の内外における政治、経済の問題とその動向を代表する課題が配列されていた。

昨年遅くなってから、民営化されたNTTの株が120万円で売り出された。入手申し込みの段階で馬鹿馬鹿しいと諦めてしまったのであったが、もし申し込んで割り当てを獲得できていたとしたら40万円を確実に儲けていた筈であった。それにしても、成り行き買い、買い気配値、値幅制限、冷やし玉、などと判ったような判らないような術語の混在した記事は読むだけでも疲労を覚える 類 の文章で、通読することさえも断念してしまった。こんなことで儲ける金を“あぶく銭”というのであろうが、こんなことが転がっている時世では真面目に働くことが馬鹿げたことになり兼ねないと思うと楽しくなくなってしまいそうである。

ドル安の意味は円高ということであって、昨年末頃からの急な傾向は困ったことである。このような記事を見ると時に思い出すのは1ドル360円であった30数年前の留学経験であり、ドル・ショックの体験である。わが国の経済状態がどん底であったともいえた頃、ドルを通貨とする社会で生活していた時には1ドル



360 円に対して羨望の念を通り越してある種の不公平感を抱き、 つぎには諦めの心境のようなものを覚えたのは私だけでないと思っている。1 ドルが 308 円となった時をドル・ショックと呼んだのに、最近では 150 円近くということになっているのであるから、昔のような不公平感とはベクトルの違った悩みの到来ということで、“過ぎたるは及ばざるが如し”ということになるのであろうか。こうなったのであれば、輸入品がもう少し安くなってもよい筈なのにこれを実感できない仕組みが不可解である。

輸出産業に対する依存を避けることのできないわが国の体質にとって、容易ならぬ事態の円高現象であると思うにつけても、脳裏に浮んでくるのは昭和46年初冬に異国で体験したドル・ショックである。流体力学に関する国際学会に日本代表として参加のため、冬に向う日本と逆に夏に近づきつつあったオーストラリアに短期出張中のことだったからである。いつもの例のように、1 米ドル 360 円という程度のレートで購入して行ったトラベラーズ・チェックが一夜明けた途端にオーストラリア通貨に換金するためには 308 円の値打ちしかなくなってしまったのであるから、限られた懐具合にとってはたまったものではなく、急に心細くなったことであった。この時の帰途、カルカッタのジャダプール大学に米国留

学中の友人であったチャンダ教授を訪ねて講演する約束であったが、シドニー空港に着いた途端にその日の朝からカルカッタの空港閉鎖のことを知らされ、その後訪印の機会を修復できないでいることは残念なことである。不幸にも、この日にインドとパキスタンは砲火を交える紛争状態に入ったのであった。

灯油問題もまた奇々怪々の問題である。オイル・ショックは昭和48年のことで、ドル・ショックに追い打ちをかけるように起きたというよりも結果的に顧みると起こされたことであった。例えば、リットル当り50円程度であったガソリンが、ドル・ショックの場合のように一夜にしてという程の衝撃的速度ではなかったにしても、数日の間というような速さで100円を越える程まで値上がりして量さえ不足気味となり、日曜や祭日などはガソリン・スタンドが閉店状態であったし、北海道の冬には食べ物に次いで欠くことのできない燃料灯油の供給さえ不安定で心細い思いをしたことであった。エネルギー資源枯渇の時期が案外早いとさのもっともらしく叫ばれ、照明を節約する必要があって街のネオンが一時色褪せたようになったのもこの頃であった。それが10年もしないうちに、まるで嘘でもあったように過去のものとなり、今では昔のように、あるいはそれ以上に華やかな様相を呈しているように思われるのである。

このような時代の推移をみると、オイル・ショックはその後波状的に上下して我々の生活を脅やかしているし、ドル・ショックは一夜にして生じたドル安の始まりをそのまま持続して円高の形をとり、間欠的に真綿で首を締めるかのような形態で抜きさしならないところまできているということになる。いずれも外圧的な要素が原因のように思われ、しかも急な変化を伴っていることを考え合わせると誰かによって計画的に仕組まれているような気がしてなくなってくる。もしもそうなら、円高をかこつばかりでなく、円高を利用する方法はないものの

であろうか。

「大学財政・学費」を担当している第6常置委員会にずっと所属しているので、このような記事を見るとどうしても連想されてくるのが国立大学の授業料のことである。約2ヶ月程前の12月に入った頃、昭和62年度の国家予算編成に当たって授業料、入学料などの各種納付金値上げが俎上にのせられているように報道されていたのを見た時はショックであった。11月の総会で委員長として発言した機会に対処のことは一任させて貰った筈であり、第6常置委員会としても必要となれば直ちに要望書作成のことを了解事項とはしていたものの、予め用意しておくこともならないで懸案としていたのであった。事は急な展開で財政小委員会開催の暇もなし、この時に思いついたことは近年漸く普及した電話ファックスという文明の利器の活用であった。関係者と共に要望書の文案を作り、委任をとりつけていた各委員にこれを電送しておいて後に電話で意見交換をすることとした。結果は原案賛成ということで、直ちにこれを会長に報告し、平間局長と片山次長の助力で要望書はタイミングよく関係機関に配布されたのであった。文部省の担当官の努力で大蔵省との接衝に見通しのあったことかも知れないが、このような経緯の中に授業料値上げのことが見送られ、入学料と検定料の値上げだけで終わったことに安堵したものである。

それにしても、日頃折にふれて感じていることは我々の用意する各種の要望書のことである。授業料値上げのことにしても、過去に何回の要望書提出を繰り返したことであろうか。私立大学に対比して額が低いということと、国家財政上教育も聖域に非ずというような言葉の出現と同時に始まってほぼ隔年ごとに繰り返される値上げに対し、要望書を用意しても殆ど無視されているのではないかとさえ思われることがある。このような状態を踏まえ、根本的な検討を要望書とは別

の形でまとめることによって我々の訴えを強化できないものか、との発意から作成したのが昭和60年11月の総会で報告した“国立大学の授業料について”と題した冊子である。これは第6常置委員会における約1年半にわたる論議をまとめたものであったが、国立大学の使命・役割等にも関連すべき大きな問題を包含して苦勞の多い月日であった。このような努力の積み重ねがあつてなお授業料値上げが将来も繰り返されるとしたら、納得のゆく説明が欲しいものだし、これに対処する他の方途を誰かに教えて貰いたいものである。国立大学の入学定員約96,000人として1万円の授業料値上げとすれば、1学年当り9億6千万円の増収になる。しかし54兆円を越える国家予算と高等教育の重要性を考え併せると、何とかならないのですかと質問してその答を欲しくなるのはこれまた決して私だけではないのでなかろうか。

昨年の秋ボストンを訪ね、総領事に紹介されて会ったボストン銀行副頭取との会話が忘れ難い。“自分にこのことを話させてくれると眼から鱗のとれる思いがする”と前置きして話し始めたニュー・イングランド6州におけるハイテク産業開発が今日に至った経緯説明のしめくくり、MIT, Worcester Polytechnic Institute, Brown Universityなどの存在意義と、260に及ぶニュー・イングランドの大学のうち65大学がボストン周辺にあることを付け加えて産業の空洞化克服に果たした高等教育の役割を強調していたことである。

高等教育の重要性を否定する意見のあろう筈はない。国家百年の大計としてこのことを如何にして具現、実行するかが問題なのであって、教育政策に力を入れた明治維新以来約120年にしてわが国の現在あることを我々は決して忘却してはならないのである。

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 昭和61年10月27日(月) 13:00~17:00

場 所 学生会分館 6 号室

出席者 森会長

田中(郁)副会長

有江, 東野, 石田, 前川, 井出, 川井, 津田,
本陣, 中井, 西島, 熊谷, 新野, 高木, 沖原,
関田, 松山, 遠藤各理事

丸井(第2), 山田(第3), 黒木(第4), 田中(栄)
(第5)各常置委員会委員長

大藤(大学院問題), 坂上(教員養成制度), 加藤
(教養課程)各特別委員会委員長

阿南, 野村(代斎藤)各監事

(大学入試センター)堯天所長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日の理事会は、11月総会の前になるので各委員会のご報告と協議をお願いするが、入試関係特に「新テスト」については引き続き十分にご検討をお願いしたいと考えている。

なお、当初予定した議題ではないが、副会長の田中健蔵九州大学長が9月30日任期中途で退任されたため、この際後任副会長の選出を行いたいので、ご了承いただきたい。

次に、前回(8月13日)理事会以降学長の交代により新たに就任された理事をご紹介します。

九州大学長 田中健蔵→山元 寅男
(学長事務取扱)

なお、監事の東京水産大学野村学長はお差し支えのため斎藤隆英学生部長が代理として出席されているのでご紹介する。

また、本日は議題の関係で特別委員会委員長にもご出席願っており、後刻大学入試センターの堯天所長も「新テスト」関係の説明のため出席されるので、ご了承いただきたい。

ついで事務局より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告については「資料4」にその概要が記載されているので、ここでは簡単にご報告したいと述べられ、以下の事項について報告があった。

(「理事会会務報告」の内容は下記のとおり)

(1) 第2次試験の実施日程に関する私立大学 団体連合会への協議申入れについて

昭和63年度以降の国立大学第2次入試の実施

日程を2月下旬にまで繰り上げることの検討に関連して、私立大学団体連合会へ協議を申し入れたところ、先方からこれに応ずる旨の連絡があったので、具体的な日時、出席者等の検討を入試改善特別委員会にお願いした。

(2) 臨時教育審議会第4部会における意見陳述について

去る6月総会の際ご報告したこの件については、その後北海道大学有江学長、東北大学石田学長、神戸大学新野学長にお願いすることに決定し、3学長が去る9月17日第4部会に出席、「高等教育機関の組織・運営」について意見を発表された。

(3) 外国大学長の招致について

日独両国大学長間の交流計画によるドイツ連邦共和国大学長団(4名)が去る9月18日来日し、文部省、東京大学、大阪大学、民族学博物館、奈良教育大学、京都大学、名古屋大学、筑波大学、大学入試センター、上智大学、日本学術振興会を順次訪問視察し、9月30日無事帰国された。

なお、帰国前日に国大協主催の懇談会および送別パーティを催した。

また、本年度の外国大学長招致事業としては、オランダ国大学長3名が来る12月1日より同月9日まで来日されることになった。

(4) 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申入れにより、技術職員の専門行政職俸給表適用問題について、第4常置委員会の黒木委員長および喜多、野村両委員が去る10月15日山川副委員長ほか4名と会見し、意見を交換した。

(5) 国大協宛要望書について

6月理事会以降当協会宛提出された要望書は「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付

したのでご報告する。

II 協 議

1. 副会長の選出について

去る9月30日付をもって退任された田中健蔵副会長の後任の選出について会長から次のように諮られた。

副会長の選出については従来1名は旧帝大の理事から、1名はその他の大学の理事から選出するという慣例があるが今回もこの慣例に従うかどうか、なお、これに従うとすれば田中副会長(九州大学長)の後任ということであるので旧帝大の中から選出することになるが、それでよいのか。また、この慣例に従う場合、どのような選出方法(投票か協議か)がよいとお諮りする。

これについて協議の結果、従来の慣例に倣うとともに選出は投票によることとし、全理事により互選が行われた結果、西島理事(京都大学長)が得票多数をもって副会長に選任された。

2. 第79回総会の日程について

これについて会長から次のように諮られ、了承された。

来る11月12日、13日両日開催の第79回総会の日程を「資料6」のとおりとしてよろしいかお諮りする。

なお、総会第2日目の午後に行われる「学長懇談会」の運営については、前例により司会を会長、副会長が当たることとし、当面する大学の諸問題について文部省幹部を交え自由討議を行うこととしたいので、ご了承願いたい。

3. 第80回総会の日時・場所等について

会長から、第80回総会の日時・場所等につい

て、会場借用の都合もあるので「資料7」のとおり予定してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

昭和62年6月16日(火)総会第1日国立教育
会館

17日(水)〃 第2日 〃

19日(金)事務連絡会議 〃

4. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより「各委員会委員長報告と協議」に移るが、入試関係事項については、「新テスト」に関する問題もあり別途ご審議願いたいので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回すことにしたい。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(石田委員長)

本委員会は昭和57年12月14日に「大学の在り方の検討小委員会」を設け、爾来27回の小委員会、16回の本委員会を開催し、昭和60年6月中旬報告「大学の在り方について」をまとめた。その後、国立大学の在り方に関しては臨時教育審議会の審議とも関連して大学の内外から種々の検討が行われるようになった。このような状況に対応して、本委員会は引続いて今日までに12回にわたり「国立大学の在り方」について真剣に検討を行ってきた。この間に全国立大学長を対象に、「国立大学のあり方」に関するアンケートと、「大学における評価」に関するアンケートを行い、審議の参考にさせていただいた。

昨年6月の中間報告においては、主として

「教養と一般教育」、「専門分野別教育」、「大学における評価」についての検討結果をとりまとめて報告したが、その後は主として国立大学の役割と今後の課題という観点から検討を行い、共通の同意が得られた結果を別紙のとおりまとめたのでご報告する。

以上のように述べられたのち、別紙「国立大学の役割と今後の課題」(案)の内容の要点について説明があった。

なお、このまとめについて11月総会に提出することが了承された。

ついで、評価の問題について次のように説明があった。

評価の問題については、先般全国立大学長宛にアンケート調査を行ったところ、95大学のうち92大学長より回答があった。

なお、この回答については項目別に整理したうえで、今後評価問題を検討していくに当たって参考資料として活用していきたいと考えている。

(2) 第3常置委員会(山田委員長)

①「課外活動施設の整備拡充に関する要望書」について

この要望書については、去る7月10日竹内委員・加納委員・小林専門委員・石塚事務局長とともに、文部省関係部局に提出し、種々要望を行った。

②就職協定問題について

1)国・公・私立の大学・短大・高専で構成する就職問題懇談会のもとに、昭和62年度就職協定検討委員会を設置することとし、本委員会としてはこれに柳沢専門委員の出席をお願いすることとした。検討委員会は7月31日、9月26日

の2回にわたって開かれ、本年度の協定について種々検討が行われ、11月末を目処に結論を得る予定である。

2) 小林専門委員のご尽力により学生部長会議において、より実務に近い学生部長レベルの就職問題連絡協議会が設置された。本委員会としてはこれと協力しながら、この問題について検討を深めていきたい。

③ 保健管理センターの問題について

この5年間、本委員会が検討を重ねてきた保健管理センターの問題について、そのまとめと、問題点および今後の方向性を小路専門委員に依頼して作成していただいた。9月26日の本委員会は、これを重要な資料として確認し、これによって今後検討を深めることとした。

(3) 第4常置委員会(黒木委員長)

① 定員削減問題

定員削減に関する要望書を提出した経緯については、本日配付の議事録(8月13日理事会)に詳細に記載されているので説明は省略する。

② 専任職問題

この問題については、本委員会でこれまでに検討してきた主な意見や専門委員による農学部(農場)所属技官の実態調査の結果などをふまえ、官職整理などの基本的問題点を中心に小委員会において検討を続けている。

多くの付属教育研究施設を持つ大学と、そうでない大学のすべてを対象とするという本委員会の立場と、この問題が現員の処遇改善の方策にとどまらず、研究支援体制の抜本的見直しと強化という制度改革上の重要な課題でもあることをあわせ考えると、専任職への移行を実現するには、学内の認識の一層の徹底と関係当局の

大学に対する格別な理解とが不可欠であると思われる。

これまでの論議をもとに、10月15日、11月7日の小委員会でさきに提示された文部省第2次案について現時点における委員会見解(案)をまとめ、11月11日に開催される本委員会で、なお十分に審議をしたうえで総会に報告することにした。

(4) 第5常置委員会(田中(栄)委員長)

西ドイツ大学長会議(WRK)、および西ドイツ学術交流委員会(DAAD)との交流事業として、本年9月18日から30日までの13日間、ドイツ連邦共和国大学長団(4名)が来日され、文部省をはじめ東京大学、大阪大学、奈良教育大学、京都大学、名古屋大学、筑波大学および上智大学を訪問された。

また、9月26日には入試センターにおいて、主として高等教育制度、大学入試問題に関する討論会が開催され、井出千葉大学長の司会により活発な意見の交換が行われた。9月29日には国大協主催の懇談会があり、森会長司会のもとに、日独学術交流の推進、および大学運営に関する重要事項について有意義な討論が重ねられた。

次に、本年度の国大協による外国大学学長団の招致事業として既に決定されているオランダ国からの受入れについて、文部省学術国際局国際教育文化課を通して人選や来日の日程等について折衝を重ねてきたが、ライデン大学長をはじめ3名の学長が本年12月1日より9日まで9日間に来日されることとなった。

なお、留学生受入れに関する諸問題、特に今後留学生の増加が予想される大学院学生の受入れについて、どのように対応すればよいか本委

員会ではこれらを検討すると共に教官の学術国際交流の推進を図るための方策も検討したいと考えている。

ただ、国際交流を推進するためには、必ずや資金の問題が出てくるものと思われるが、これについてもまだ十分に検討がなされていないので、今後問題を詰めて検討を進めることにしたい。

(5) 第6常置委員会（有江委員長）

9月11日に委員会を開いたが、その際の主な議事内容は次のとおりである。

①留学生について

留学生については、第5常置委員会でも検討されているが、第6常置委員会でも予算措置という面に関わりのある問題であるので検討しなければならないということになり、6月18日の本委員会において塚本委員（東北大）、松村委員（筑波大）に問題提起を願うこととした。その結果、松村委員から検討文書の提出があり、また塚本委員からは見解の表明が行われ、これらに基づいて種々意見交換を行った結果、留学生問題は広範囲にわたる問題を含んでいて第6常置委員会のみで検討するのは無理であり、然るべき時期に国大協として特別委員会を設けるのが適当であろうということになった。

②当面する諸問題について

1) 授業料免除問題

国立大学における昨年度の会計検査の結果、授業料の減免措置について指摘されるところがあり、これの対応策と改善案について文部省の関係官より説明を聴取した。

2) 入学料値上げの問題

近年授業料と入学料が隔年ごとに値上げされていることに鑑み、必要あれば財政問題小委員

会において要望書を用意することとした。

(6) 図書館特別委員会（松山委員長）

10月6日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

①図書館関係概算要求について

これについて文部省学術情報課長より説明を受け質疑を行った。

②学術情報センターについて

学術情報センター内藤助教授より次のような業務の進展状況が説明され、これについて質疑を行った。

学術情報センター業務の進展状況。

10月1日現在のセンターとの接続完了は18大学（うち私立3校）、本年度末までの追加接続予定20校（うち私立1校）、端末総計約170台。

昭和62年度には、北端北海道大学、南端九州大学間のバケット交換幹線構成の予定。

③国立大学図書館について

田中専門委員（東京大学附属図書館事務部長）より国立大学図書館協議会の活動状況について報告を受け、大学図書館の公開、学術情報システムの構築にかかわる諸問題、専門職員採用状況および相互貸借推進方策の調査研究等につき意見を交換した。

④プログラムの著作物に係る登録について

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」の制定に伴い、指定登録機関となりうる公益法人設立のための準備委員会が設けられ、国立大学協会に委員の推薦を求められた件につき審議の結果、本委員会委員である山崎弘郎東京大学教授（東大附属図書館長、国立大学図書館協議会会長）を適任者として会長へ推薦することとした。

⑤委員長の交代について

現松山委員長の退官（11月19日）に伴う委員長
の交代について審議し、添田徳島大学長を後
任者にすることとした。

(7) 医学教育に関する特別委員会

（井出委員長）

6月総会後まだ委員会を開いてはいないが、
来る11月6日には委員会を開催する予定であ
り、その際には、去る7月21日に医学教育の改
善に関する調査研究協力者会議がまとめた中間
報告について文部省より関係官の出席を願い説
明を伺ったうえで検討したいと考えている。

(8) 教養課程に関する特別委員会

（加藤委員長）

本委員会は、本年の5月以降教養教育の内容
について検討を続けている。また、6月総会後
は、専門委員会を2回（7月14日、10月8～9
日）開き、一般教育、外国語教育、保健体育教
育のそれぞれについて討議した。

教養教育については、いろいろと問題もある
ので、来る11月4日には午前中小委員会、午後
本委員会を開き、これまでの討議内容をふまえ
たうえで、更に検討を重ねる予定である。

(9) 教員養成制度特別委員会（坂上委員長）

本年6月の総会以後、6月27日、9月25日、
10月13日の3回にわたって小委員会を開催し
て、教職員養成審議会（教養審）で審議中であ
る初任者研修制度、6年制中学校教員資格等
につき検討した。このうち、今秋に答申が予定
されていた6年制中学校教員資格の問題につ
いては教育課程審議会（課程審）の方が審議が遅
れているので教養審の答申も遅れる見込みであ
る。従って本委員会としてももう少し基本的な
考え方について論議してみたいと考えている。

このような状況下にあるので、小委員会の中
を次のように2つのワーキンググループに分け
て、それぞれのテーマについて引き続き検討を行
うこととした。

①養成・免許（教員養成大学・学部のあり方
を含む）潮木、椎名、各委員および山田専
門委員

②研修・採用

小林、小松、岡本、後藤各委員

また、10月13日には委員会を開催し教員養成
大学・学部の改組に関する具体的方向について
協議し、昭和62年度の改組を計画中の愛知教育
大学、山梨大学、福島大学における計画の詳細
につき、それぞれ岩井教授（愛知教育大学丸井
学長代理）、町田学長（山梨大学）、山田学長（福
島大学）から説明があり、種々質疑応答があっ
た。

なお、本委員会は今後も引き続き「教員の資質
能力の向上方策について」と「教員養成大学・
学部の今後の整備の方向」との2つの事項につ
き検討を行う予定である。

なお、これらの検討結果は、時機を失しない
うちに中間まとめとして報告のかたちで出した
いと考えている。

(10) 大学院問題特別委員会（大藤委員長）

本委員会では、6月の国大協総会において
「国立大学大学院の現状と今後のあり方」を報
告書として提出した。

6月総会以後は7月21日に本委員会を開催
し、臨時教育審議会の第2次答申（昭和61年4
月）およびそれに対応する大学改革協議会の設
置など、改革の検討が進んできた状況に鑑み、
本委員会でも大学院の今後の改革について具
体的な見解を可及的速やかに審議作成する必要が

あると考え、今後の作業の進み方についていろいろと協議した。

その後、小委員会を4回（8月4日、8月29日、9月29日、10月14日）開き、大学院の今後のあり方に関する原案を練り10月21日の本委員会において「国立大学大学院の現状と今後のあり方（その2）」の素案をとりまとめた。

しかし、まだ内容の一部に検討を要する箇所があるので、本日の理事会には提出できなかったが、目次「資料9」だけを提出させていただきたい。

なお、このまとめ（案）が出来上がれば国大協全学長に配付し、その内容についてご意見を承りたいと考えている。その結果寄せられた意見などをふまえたうえで、更に検討し来年の6月総会を目途にこのまとめを報告書として提出する予定である。

5. 入試改善について

(1) 入試改善特別委員会の委員長の選出について

これについて会長より次のように述べられた。

ご承知のように入試改善特別委員会の委員長には田中副会長が就任されていたのであるが、退任のため空席となったので、その後任を決めなければならない。

本来委員会の委員長は、それぞれ各委員会の委員の互選によって決められるものであるが、入試改善特別委員会については、それが設置された際に委員長は副会長をもって当てるのが適当であるという申し合わせで、従来から理事会で選出することになっている。

従って、これに倣って選出したいと思うが、入試改善特別委員会の委員長には、（前）田中副

会長の後任である西島副会長にお願いするのがよいのではないかと思うがいかがであろうか、お諮りする。

これについて協議の結果、会長の提案どおり了承され、西島副会長（東京大学長）が入試改善特別委員会委員長に就任した。

(2) 第2常置委員会（丸井委員長）

前総会以後2回委員会を開催し、次の事項について審議した。

① 共通第1次学力試験における試験場の「地域割」の変更について

埼玉大学長より、志願者数の増加が予想される昭和63年度以降、埼玉県南部地区（川越市等）の居住者について東京地区での受験措置の要望があった。

これについては、従来のルールに従い、当該地区学長会議の意向を伺うこととした。10月17日の関東甲信越地区学長会議の結果、検討することを了承されたので、本委員会は東京地区の入試担当関係者と大学入試センターとの間で協議することを依頼した。

② 共通第1次学力試験の試験場設定のガイドラインの特別措置について

横浜国立大学長より横浜市内の高等学校を試験場として借用してきたが、昭和63年度以降大学所在地以外の大和市、横須賀市などの地区で試験場設定を認めてほしいとの要望があり、慣例により理事会の了承を得て認めることとした。

③ 「昭和62年度国立大学補欠（追加）合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について

受験機会の複数化に伴い欠員補充業務の円滑化を図るため、各国立大学間の情報交換ネット

ワークによって出来るだけ短時日に入学手続に関する情報交換を処理する方法を検討準備している。

なお、この方法は公立大学および私立産業医科大学にも準用されるよう申入れることになっている。

④昭和62年度の受験機会の複数化に伴う推薦入学合格者の入学辞退制限について

中国・四国地区学生部長会議からこの扱いについて問い合わせがあり、推薦入学合格者の入学辞退を認める場合の「特別の事情」について審議の結果、「真に止むを得ないと判断した場合」に限定することに統一することとした。

⑥共通第1次学力試験の成績請求・提供に係る南九州地区国立大学と大学入試センターとのオンライン化について

熊本大学を中心に同地区からこの方法の実施について意向打診があったが、既に北海道地区でも行われており問題がないので了承することとした。

⑥帰国子女の特別選抜の入試実施日程について

この方法は、昭和62年度は39校において実施される予定であるが、従来入試の試験日が不統一のため、多数の大学（学部）を受験することが出来る一方、合格辞退者が数多くみられるので、関係大学宛実情と意向の調査を行い、ある程度の制限を加えるか否かについて今後検討することとした。

⑦中国引揚者子女の入学の扱いについて

近年中国からの帰国永住者が増加しており、これらの子女の国立大学への進学希望者も出ているので、特別選抜等何らかの対応措置を今後検討することとした。

以上の報告のうち、(2)の横浜国立大学から要

望のあった共通第1次学力試験の試験場設定の特別措置については、協議の結果了承された。

(3) 入試改善特別委員会（西島委員長）

西島委員長に代って、井出副委員長より次のように報告があった。

前回の理事会（8月13日）でいろいろと討議されたことを承けて、その後2回（9月19日、10月24日）入試改善特別委員会を開催して検討した。

「新テスト」への対応については、前回理事会で了承された①文部省からの依頼による大学入試センター内の調査検討委員会の設置、②これに対する国大協の協力の件、が9月18日の本委員会では了承された。

なお、「新テスト」の問題を審議するには、その前に共通第1次学力試験のメリット・デメリットについて十分に検討しておかなければならないということになり、現在その検討結果のとりまとめ作業を行っている。

また、受験機会の複数化における第2次試験をスムーズに運ぶ方法としてその実施期日を2月下旬に繰り上げて実施することが検討され、前回理事会の了承を得て取りあえず私立大学団体連合会と話し合うこととし、その日程を調整中である。

以上が前回理事会以後の本委員会における主な審議内容であるが、先ほどお話しした大学入試センターに設置された「新テスト（仮称）」に関する調査検討委員会の審議状況について、ご出席の堯天所長にご説明をお願いしたい。

ついで、堯天大学入試センター所長より、同入試センター内に設けられた「新テスト（仮称）」に関する調査検討委員会について「資料10」

をもとに、その設立の経緯と委員の構成、並びに審議状況について説明があり、さらに同調査検討委員会の性格、位置づけについて次のように述べられた。

①大学入試改革協議会の「まとめ」をふまえ「新テスト」に関する具体的諸問題を検討

し、中間段階でも関係団体に報告、その意向を伺いながら検討をすすめる、その結果を同協議会に報告するが、この調査検討委員会では最終的な決定は行わない。

②新しい大学入試センターのあり方についても審議決定すべきではないが、ただ試験の実施（出題を含めて）に必要な組織作り等については調査検討する。

以上の説明に対して種々質疑応答、意見交換があった。

6. 国立大学協会事務局の備品の更新等に伴う臨時会費の納入について

このことについて、会長より「資料11」を基に説明があり、諮られた結果、異議なくこれを承認した。

以上をもって、本日の協議を終わり、最後に会長より、学長の任期満了により来る11月19日付をもって退任される松山理事（熊本大学長）に対し謝辞が述べられ、これに対し同理事より退任の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 昭和61年11月12日(水) 12:00~13:00

場 所 学士会館 203 号室

出席者 森会長

田中(郁)、西島各副会長

有江、東野、石田、前川、井出、川井、津田、本陣、中井、飯島、熊谷、新野、高木、沖原、関田、高橋、松山、遠藤各理事

丸井(第2)、山田(第3)、黒木(第4)、田中(栄)(第5)各常置委員会委員長

大藤(大学院問題)、加藤(教養課程)、坂上(教員養成制度)各特別委員会委員長

阿南、野村各監事

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日理事会を開催してお諮りしたい議題は次の2件であるので、よろしくご審議をお願いする。

①新テストについて（入試改善特別委員会の見解）

②技術職員待遇改善検討会第2次案に関する第4常置委員会の見解について

以上のような挨拶ののち、議事に入った。

〔議 事〕

1. “新テスト”について

これについて西島入試改善特別委員会委員長より「資料9-1」を基に、次の事項について説明があった。

(1) “新テスト”構想の経緯と国立大学協会にとってきた対応。

○臨時教育審議会第1次答申について

○大学入試改革協議会の設置について

○教育改革推進閣僚会議について

○大学入試改革協議会の「中間まとめ」について

○「中間まとめ」に対する国立大学協会における論議について

○大学入試改革協議会の「まとめ」について

○「まとめ」後の国立大学協会の対応について

○「新テスト」(仮称) に関する調査検討委員会の設置について

(2) 入試改善特別委員会の見解

○“新テスト”構想が共通第1次学力試験改善の延長線上にあるということについて

○“新テスト”構想における利活用の自由について

○“新テスト”構想における国立大学協会としての参加の在り方について

○“新テスト”の実施時期について

これについて概ね次のような意見の交換があった。

○“新テスト”実施については、国立大学全体がその実施体制の中心的役割をするという立場ではないので、共通第1次学力試験の場合のように国立大学の教職員の協力が得られにくいのではなかろうか。

○“新テスト”を実施するについて、その利活用の自由と実施への参加という問題を全く同じように考えれば、参加しないという大学も出ることがあり、全大学の協力を得るということは困難であろう。ただ、考えられることは、利活用の自由については各大学が自主的に検討すればよいことであるが、どのような実施体制をとるかということについては、調査検討委員会で検討し、国大協がこれまで

やってきた共通1次の経験などを参考に実施可能な体制が出来てから国立大学がそれに参加することになるものであると考える。国立大学あるいは国大協が前もって実施体制を作って、公・私立大学に参加を呼び掛けるといったような実施体制における責任が国大協にあるものとは考えられない。

○“新テスト”に関連して、利活用の自由とか、また参加の自由というようなことが言われてくると、国大協として折角2次試験の複数化を62年度より実施しようとしているのに、その複数化自体がやりにくくなるのではなかろうか。今後も複数化を続けてゆくためには、国大協内部のある程度の共通の合意というものがなければならないのではないか。

○現在は共通1次試験を共同で行い併せて大学独自で行う2次試験を複数化で実施しようとしている。今度の5教科5科目の弾力化を含めて62年度の実施の成果がどうなるかを見ながら更に次のことを考えるというようにしていくべきであるが、そのような時期に共通1次試験に代えて全く新しい“新テスト”を実施した場合2次試験との関係はどうなるか、やはり大学入試は全体を含めて考えるべきで、“新テスト”だけを抜き出して考えるのは問題があると思う。

○臨教審の答申では、“新テスト”について、基本的には各大学がその利活用を自由に考えるものであると言い、次に国大協のようところで十分に協議してこれを一括して利用することも妨げないということを言っている。今の段階は第1段階であって各大学が自由に自分の大学にとって一番よい方策は何であるかということを考えるという段階であろうと思う。

ただ、これより先更に論議が進んだ場合、国大協で各大学の意見をまとめてゆるやかな調整を行うという可能性は否定していないと考える。

- 大学入試センターの設置形態が改変されるということであるが、そうなると大学入試センターは国立大学の共同利用機関という性格のものではなくなるので国・公・私立大学間で十分連絡を取り合い話し合って、事を慎重に進めなければ“新テスト”の実施は困難ではなかろうか。
- “新テスト”に対する特別委員会の見解は少し慎重になりすぎているのではなかろうか。
- この見解については、特別委員会の中でも、はっきりと議論の内容について示すべきであるというような意見も出ていた。そのような意味ではこの「まとめ」は相当に慎重になっている。ただこの中にあるいろいろな問題については、これまで3回開かれている調査検討委員会にあっても、まだ“新テスト”がどのようなものであるかということすらははっきりとしたかたちのものが出ていない段階である。

例えば新テストの実施時期の問題など調査検討委員会で検討されて、こういう手順ならこの年度から実施出来るであろうという報告を大学入試改革協議会に提出し、それを受けて同協議会が実施時期を決めるということに

なると思われる。

概ね以上のような意見の交換行われた。

ついで、森会長より次のように述べられ、了承された。

“新テスト”の問題についてはまだいろいろと意見があることであろうと思うが、予定の時間もきたので、この問題はこれで打ち切ることにし、この「新テストについて」の資料を午後の総会に提出し討議願うことにしたいので、ご了承いただきたい。

2. 技術職員待遇改善検討会第2次案に関する見解について

これについて、初めに黒木第4常置委員会委員長より配付資料「技術職員待遇改善検討会第2次案に関する見解」をもとに、その内容について説明があった。

なお、同委員長よりこの「見解」を今総会に提出してご審議願うことをご承認いただきたい旨の申出があった。

これについて会長より次のように諮られ、この件を承認した。

ただいま黒木第4常置委員長より申出があったように、この「見解」を総会に提出して審議したいと考えるがいかがであろうか、お諮りする。

以上をもって本日の理事会を閉会した。

第79回総会（第1日）

日時 昭和61年11月12日(水) 10:00~17:00

場所 学士会館(神田) 210号室

出席者 各国立大学長

森会長から、第79回総会開会の挨拶があったのち、今総会の進行について次のように述べられた。

本日の主要議題は、「各委員会の審議状況報告と協議」であるが、受験機会の複数化もいよいよ実行の段階となってきたし、また、いわゆる「新テスト」をめぐる問題についても多々ご意見があるかと思うので、それらの諸問題について十分なご審議をお願いしたい。

また、秋の総会の際には、文部省関係者を交えての「学長懇談会」を開催する慣例になっており、明日の午後1時30分から4時までを予定している。大学の当面する諸問題について活発なご意見をお願いしたい。

(1) 副会長の交代について

会長から、副会長の交代について、去る8月13日開催の理事会で、種瀬茂副会長（一橋大学長）の後任に田中郁三東京工業大学長が、また、10月27日開催の理事会で、田中健蔵副会長（九州大学長）の後任に西島安則京都大学長がそれぞれ選任された旨の報告があった。

(2) 代理出席について

会長から、山梨大学の町田学長差支えのため同大学の重永実工学部長が代理出席された旨の紹介があった。

(3) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(4) 今回総会の日程について

会長から次のとおり説明があり、了承された。

今回総会の日程については、理事会の了承に基づき別紙（資料3）により行いたいので、ご協力をお願いしたい。なお、今回総会提出資料の取扱いの件で、本日正午から臨時の理事会を開催したいのでよろしくをお願いしたい。また、総会2日目（午前中）は「当面する諸問題」について自由討議を予定しているが、その際、お差支えなければ、飯島名古屋大学長から臨教審をめぐる最近の諸問題についてご報告をお願いしたい。

(5) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任)	(新任)
九州大学	田中 健蔵	山元 寅男 (事務取扱 61.10.1付)
	山元 寅男 (事務取扱)	高橋 良平 (61.10.7付)
鹿屋体育大学	事務取扱 川村 毅	早川芳太郎

(6) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後における委員長の交代について、次のとおり報告があった。

(委員会名)	(前任)	(新任)
入試改善 特別委員会	田中 健蔵 (九州大学長)	西島 安則 (京都大学長)

I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 要望書の提出について

(1) 前回総会において決議された①「人事院

勧告の取扱いに関する要望書」②「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」および③「課外活動の整備拡充に関する要望書」について、①と②は、去る7月7日に第4常置委員会の黒木委員長、喜多、野村両委員が文部省および人事院を訪れ、また、③は、去る7月10日に第3常置委員会の山田委員長、竹内、加納両委員が文部省を訪れてそれぞれ各省庁の担当官に要望書を提出し、その配慮方を要望した。

- (2) 前回総会においてその提出が了承された「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」については、原案を第4常置委員会が作成し理事会の了承を得たうえで、去る7月15、16の両日に、田中（健）副会長および黒木第4常置委員長が文部省および総務庁を訪れ、両省庁の担当官に要望書を提出し、その配慮方を要望した。

2. 第2次入試の実施日程に関する私立大学団体連合会への協議申入れについて

入試改善特別委員会が、昭和63年度以降の国立大学第2次入試の実施日程を2月下旬からに繰り上げる検討を行うに際して、入試時期に影響の及ぶことが考えられる私立大学団体連合会へ先頃協議を申入れたところ、このほど先方から協議に応ずる旨の意向が伝えられたので、具体的な日時、出席者等の検討を入試改善特別委員会にお願いすることにした。

3. 臨時教育審議会第4部会における意見陳述について

これについては前回総会の際報告したが、その後、会長、副会長が協議し、有江北海道大学長、石田東北大学長、新野神戸大学長にご依頼することとなり、3学長は去る9月17日の臨時教育審議会第4部会に出席され、「高等教育機

関の組織・運営」について意見を述べられた。

4. 外国大学長の招致について

日独両国大学長の交流計画によるドイツ連邦共和国大学長団（4名）が去る9月18日に来日し、文部省、東京大学、大阪大学、民族学博物館、奈良教育大学、京都大学、名古屋大学、筑波大学、大学入試センター、上智大学、日本学術振興会を順次訪問視察し、9月30日に無事帰国した。

また、本年度の外国大学長招致事業として、オランダ国大学長3名を来る12月1日から9日までの間招待することになったので、ご了承願いたい。

5. 日教組大学部との会見について

日教組大学部からの申入れにより、去る10月15日に黒木第4常置委員長及び喜多、野村両委員が山川副委員長ほか4名と会見し、技術職員の専門行政職俸給表適用問題について意見を交換した。

なお、この他の当協会の会務に関わる事項については、「第79回総会国立大学協会事業報告」をご参照いただきたい。

II 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

会長から、各委員会の報告に入るに先立ち次のように述べられ、了承された。

委員会の審議状況の概要については、各委員長がまとめられたものが会議資料（資料11）として配付してあるので、これをご参照のうえご協議いただきたい。

なお、冒頭にも述べたように、入試関係事項については、いわゆる「新テスト」の問題を含めて十分に審議願いたいので、第2常置委員会

と入試改善特別委員会の報告は最後に回すことにしたい。また、第4常置委員会も今回総会提出のための資料を目下準備中ということなので、後に回すことにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員の審議状況について、各委員長から大略次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（石田委員長）

本委員会は、前回総会において「大学の在り方について」の中間報告をした。中間報告の内容は、主として「教養と一般教育」「専門分野別教育」および「大学における評価」についての検討結果を取りまとめたものであった。その後、国立大学の在り方に関しては臨時教育審議会の審議とも関連して、大学の内外から種々の検討が行われるようになってきた。本委員会は、このような状況に対応すべく問題を国立大学に絞り、「大学の在り方」に引き続いて「国立大学の在り方」について検討を重ねてきた。主として「国立大学の役割と今後の課題」という観点から検討を行ってきたが、その検討結果をまとめたものが「国立大学の役割と今後の課題（案）」（資料7）である。同資料は先の理事会に提出し了承を得ているものであり、今回総会にお諮りするものである。

次に、本委員会は先般、全国立大学長を対象に①「国立大学の在り方」及び②「大学における評価」に関するアンケート調査を行い、その後の審議の参考にさせていただいた。①については、前回総会でご報告しているので、本日は②について、北條委員（信州大学長）からご報告をいただきたい。

ついで北條委員から、「大学における評価」に関するアンケート結果の概要について、次の

とおり説明があった。

ア）昭和60年6月に提出した報告書「大学の在り方について（中間報告）」の中に「大学における評価の問題」があり、本委員会はこの問題に対して更に一步進めて、果して大学における評価の実施は可能なものかどうか、調査の方法をも含めて検討を重ねてきた。その結果が、先般ご依頼した「大学における評価」のアンケートである。

イ）アンケートの質問事項を要約すると、①各大学でどのような教官の研究・教育業績の評価をしているか。②自己評価を実施する場合に特に留意すべき点は何か。③その他お気づきのことがあれば指摘してほしい。の3点についてであった。

ウ）アンケートに対する回答は、95大学中93大学からあった。現在、回答の内容を整理中であり、今回の報告は最終的なものではなく中途段階のものであるが、大方の意見を総合すると、「大学における評価は行うべきではない」という意見は一件もなかった。ただ、評価を行うについては非常に難しい問題があるので、慎重に行うべきだとの意見が多かった。

以上の報告ののち会長から、第1常置委員会から提出のあった「国立大学の役割と今後の課題（案）」は、理事会でも了承されており、細かい文言は別として異議がなければ了承願いたい旨述べられ、異義なく了承された。また、同資料の今後の取扱いについても、各大学長の判断で自由に活用してよいことが了承された。

(2) 第3常置委員会（山田委員長）

本委員会からの報告事項は次のとおりである。

1)「課外活動施設の整備拡充に関する要望書」

について

この件については、先程会長からご報告のあったとおりである。

2) 就職協定問題について

①国公私立の大学・短大・高専で構成する就職問題懇談会のもとに、昭和62年度就職協定検討委員会を設置することが決まり、本委員会としてはこれに柳沢専門委員の出席をお願いし、現在鋭意検討を願っている。検討委員会は、7月31日、9月26日、の2回開かれ、本年度の協定について種々検討が行われ、11月末を目処に結論を得る予定である。

②学生部長会議において、より実務に近い学生部長レベルの就職問題連絡協議会が設置された。本委員会としてはこれと協力しながら、この問題の検討を深めていきたい。

3) 保健管理センターの問題について

この件については、過去5年間にわたって検討を重ねてきた。先般その問題点と今後の方向性について、そのまとめを小路専門委員にお願いし、貴重な資料を作成していただいた。9月26日の本委員会では、これを重要な資料として確認し、これによって今後の検討を深めていくこととなった。

(3) 第5常置委員会(田中栄委員長)

本委員会からの報告事項は次のとおりである。

1) 西ドイツ大学長会議(WRK)および西ドイツ学術交流委員会(DAAD)との交流事業として、本年9月18日から30日までの13日間、学長会議会長、Wurzburg 大学長、Dr. Berchem を初め3名の学長および事務総長が来日され、この間文部省を初め、東京大学、大阪大学、奈

良教育大学、京都大学、名古屋大学、筑波大学および上智大学を訪問された。また、9月26日には入試センターにおいて、主として高等教育制度、大学入試問題に関する討論会が開催され、井出千葉大学長の司会により活発な意見の交換が行われた。また、9月29日の国大協主催の懇談会においては、森会長の司会のもとに、日独学術交流の推進および大学運営に関する重要事項について有意義な討論が行われた。

2) 本年度の国大協による外国大学学長団の招致事業として、すでに決定されているオランダ国からの受入れについて、文部省学術国際局国際教育文化課を通して、人選や来日の日程等につき折衝を重ねてきたが、ライデン大学学長、Dr. Beenakker を初め3名の学長が本年12月1日より9日まで9日間来日されることとなった。一行は滞在期間中に文部省、筑波大学、東京工業大学、京都大学、長崎大学等を訪問され、ハイテク企業も見学される予定である。

3) 11月11日に本委員会を開催し、大学の教官および研究者等の国際交流の問題について意見を交換した。その内容は次のとおりである。

近年、各大学にあっては海外からの大学間の学術等の交流或いはその協定等の申入れが増加してきており、各大学ともそれに対する適切な対応を心掛けてはいるものの、これに伴う資金面で大変苦労しているのが現状ではないかと思われる。

各教官個人の交流は、日本学術振興会とか国際交流基金とかJAICAとかの制度を利用できるが、大学間の恒常的な学術交流となると、資金の出所がないのが現状である。大学によっては種々の努力をして資金を集め、それで何とか対応しているが、大多数の大学は、海外からの交流の申入れがあり、仮に協定を結んだ場合で

も、その後資金が足りなくなり、なかなか継続的な交流ができないのが実情である。そこで交流のための資金を多少でも文部省に要望してはどうかということが検討された。これについては、もっぱら民間企業だけに依存することの是非、また、依存するにしても、ある程度の基礎的資金は国が支出すべきではないかという意見が述べられた。ただ、文部省に要望するにしても、各大学が実施している交流や協定及びその資金面をどうしているのかといった実情の把握が必要であるとの意見が述べられた。そこで、本委員会では、各大学の実情を多少とも把握したいと考えており、各大学長にアンケートをお願いすることについてご了承をお願いしたい。なお、ご了承いただければ、早急にアンケートを実施してご回答を集計し、できれば次の総会までには要望書（案）としてお諮りしたいと考えている。

ついで、会長からアンケートを実施することについて諮られ、了承された。

(4) 第6常置委員会（有江委員長）

本委員会からの報告事項は次のとおりである。

1) 専門委員の交代について

東京大学の宮野禮一事務局長が退官したことに伴い、後任の斉藤尚夫事務局長を専門委員に委嘱した。

2) 留学生の問題について

近年、特に昭和58年以降、国及び国立大学における留学生問題への取り組みは、年を追って真剣の度を加えつつある。現在、留学生の総数は1万5千人程度とされているが、昭和65年には西独、英国並の5万人、昭和75年には仏国並の10万人を受け入れようとのガイドラインも出

されている。その方針にそって年毎に留学生が増えており、現在では、従来のようなボランティア的活動ではとても対応しきれない状況になりつつある。本委員会では、留学生の受入れ体制について特に財政面に関して検討を重ねてきたが、とくに6月18日の委員会以来、塚本委員（東北大）と松村委員（筑波大）に問題提起をお願いし、その結果、留学生受入れについて考えられる具体的な問題として、次の9項目が提起された。

- ① 留学生の受入れ時期、選考方法、外国大学との単位の相互認定、学位授与等の問題
- ② 留学生に対する教育上の負担状況の問題
- ③ 日本語教育の問題
- ④ チューター制度の問題
- ⑤ 保健医療制度の問題
- ⑥ 宿舎整備の問題
- ⑦ 留学生に対する課外活動の問題
- ⑧ 外国人留学生に関わる経費の問題
- ⑨ 私費留学生受入れの推進の問題

以上の項目を基に種々検討を行った結果、留学生問題は、広範囲にわたる問題を含んでおり、かつ他の委員会の担当にまたがる事項も多く含んでいることから、第6常置委員会だけで考えをまとめるには無理があり、できれば特別委員会を設置して検討するのが適当であろうということになった。そう遠くない時期に特別委員会の設置をご検討いただくことをお願いしたい。

3) 当面する諸問題について

- ① 昨年度の会計検査で、「授業料の減免措置」についての指摘があった。その指摘事項は「授業料免除者の選定基準は、国立学校設置法等に基づき経済的困窮度と学業優秀の判定によるものとされているが、各大学の実情は

この要件を十分に充たしておらず、また、その選定の尺度も各大学不統一であるので、速やかに合理的な基準を設定せよ。」というものである。現在、文部省では各大学に共通する「運用基準」を考えており、ほぼ検討が終了の段階にあると聞いているので、いずれ通知があることと思う。その内容については、イ. 現行の日本育英会の無利子貸与基準を越えないものであること。ロ. 給与世帯とその他の世帯との均衡がとれるものであること。などである。ただし、この場合でも例外措置として、長期療養者或いは身障者のいるような世帯で家計の支出が大きい場合には、特別に免除措置をしてよいということのようだ。なお、学業成績の基準については、入学当初の1年次は高校の成績或いは入学試験の結果でかなり明確な基準が設定できるが、2年次以上になると、各大学のその自主的な方法により評価が行われているので、これに対して一定の基準を設けることは極めて困難なことである。従って、これについては「各大学が定めている標準単位数を取得し、かつ一定の評価がされるような水準以上にあることが望ましい」ということで、各大学の判定に任されることになると思う。ただし、取得単位が皆無であるとか、極めて少ないとか、留年して修学年限を越えているものとかについては、特別な理由がない場合は除かれることになると思う。しかし、この場合でも、母子家庭とか経済困窮度が極めて高い場合には、学業基準が或る程度緩和されるということが大筋で決まっているようだ。

②近年、授業料と入学金が隔年ごとに値上げされていることに鑑み、必要があれば、いつでも提出できるような態勢で従前どおりの要

望書を用意することとしたい。

(5) 図書館特別委員会（松山委員長）

10月6日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 図書館関係概算要求について

文部省学術情報課長より説明を受け質疑を行った。

①国立大学図書館関係および学術情報システム関係の総計は、昭和61年度予算134億円に対し、昭和62年度要求は157億円で23億円増である。

②大規模館1校、小規模館12校の計13校に対し電算機導入経費等を計上、15大学に対し目録情報端末経費（FAX）導入経費を新規計上した。

③図書館近代化設備費（ブックディテクション）の要求およびデータベース作成経費の要求に対しては、引続き積極的に対応したい。

④大型計算機センター既設7大学のうち2大学のレベルアップ、総合情報処理センター既設5大学に加え新設1大学、情報処理センター既設26大学に加え新設8大学を要求、昭和66年度までに整備を完了したい。

⑤学術情報センター初年度28名に加え21名増を要求した。最終的には、106名を予定している。

2) 学術情報センターについて

学術情報センターの業務の進捗状況について、10月1日現在のセンターとの接続完了は18大学（うち私立3校）、本年度末までの追加接続予定20校（うち私立1校）、端末総計約170台が今年末までには稼働する予定である。また、昭和62年度には、北端北海道大学、南端九州大学間のバケット交換幹線完成の予定である。

3) 国立大学図書館について

田中専門委員より国立大学図書館協議会の活動状況について報告を受け、大学図書館の公開、学術情報システムの構築にかかわる諸問題、専門職員採用状況および相互貸借推進方策の調査研究等につき意見を交換した。

4) プログラムの著作物に係る登録について

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」の制定に伴い、指定登録機関となりうる公益法人設立のための準備委員会が設けられ、国立大学協会に委員の推薦を求められた件につき審議の結果、本委員会委員である山崎弘郎東京大学教授（東大附属図書館長、国立大学図書館協議会会長）を適任者として推薦することとなった。

(6) 医学教育に関する特別委員会

(井出委員長)

昭和59年12月に文部省内に発足した「医学教育の改善に関する調査研究協力者会議」が先般「中間まとめ」を作成した。これは、中間まとめであるので、その内容はどうしても総花的並列的なものになっているが、広い視野に立って21世紀に向けての医学教育のあり方が述べられている。この冊子は、すでに医学系の大学や関係者には配付されており、それ以外の大学に対しても文部省に依頼し配付する予定である。

なお、国立大学医学部長会議では、この「中間まとめ」に対するアンケートをお願いしており、本委員会としては、そのアンケートの結果も踏まえて検討する予定である。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(加藤委員長)

本委員会は、今年の5月以降、教養教育の内

容についての検討を続けてきたが、前回総会以降は専門委員会を3回開催し、一般教育、外国語教育、保健体育のそれぞれについて討議し、この討議を踏まえて11月4日に本委員会を開催し論議を交わした。検討はある程度進んでいるものの、まだ報告する段階には至っていない。ここでの検討内容は、大学教育全体に絡む問題を含んでいるだけに、その取扱いについては慎重を期していきたいと考えている。

(8) 教員養成制度特別委員会（坂上委員長）

前回総会以後、数回にわたって小委員会を開催し、臨教審答申（第一次、第二次）の検討をはじめ、教養審で審議中である初任者研修制度、6年制中等学校教員資格等について検討した。さらに小委員会を①養成・免許（教員養成大学、学部の在り方を含む）、②研修・採用の2つのワーキンググループに分け、それぞれ引き続き検討を行うことにした。

また、10月13日には委員会を開催し、教員養成大学・学部の改組に関する具体的方向について協議し、昭和62年度の改組を計画中の愛知教育大学、山梨大学、福島大学の学長または学長代理にご出席をお願いし、計画の詳細についてご説明をいただき、意見の交換を行った。

なお、本委員会は今後も引き続いて「教員の資質能力の向上方策について」と「教員養成大学・学部の今後の整備の方向」との2つの事項について検討を行う予定である。

以上の報告のあと、教員需給、学芸学部、ゼロ免構想による学部改組等について意見の交換が行われた。

(9) 大学院問題特別委員会（大藤委員長）

本委員会は先に「国立大学大学院の現状と今

後のあり方」(昭和61年6月)を前回総会で報告し、各委員に配付した。その後、7月21日に本委員会を開催し、臨時教育審議会の第二次答申の内容およびそれに対する文部省の対応としての「大学改革協議会」の設置など、大学院の飛躍的充実と改革の検討が急速に進展を始めた現状に鑑み、本委員会としては大学院の今後の改革についての具体的な見解を、可及的速やかに審議・作成する必要があることが決められた。

そこで、その後、小委員会を5回開催して原案をねり、10月21日の本委員会において「国立大学大学院の現状と今後のあり方(その2)」(第一草稿)をとりまとめた。10月27日の理事会にその概要を報告した結果、この第一草稿を今回総会にお諮りすることが了承されたが、手直しを要する部分があり、配付するまでに至らなかった。いずれ出来次第各大学に送付したいと考えているので、ご意見を頂戴したい。今後寄せられる各大学の意見等を踏まえてさらに検討し、昭和62年6月の総会に最終報告する予定である。

(10) 第4常置委員会(黒木委員長)

1) 要望書の提出について

前回総会で委託された第7次定員削減に関する要望書案は、その後、会報第113号記載の内容で要望書に取りまとめ、文部省および総務庁に提出し要望を行った。また、前回総会で承認された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」および「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」についても、文部省および人事院等関係各方面に提出し、それぞれ要望を行った。

2) 専門行政職問題について

この問題については、昭和60年10月に文部省

より、いわゆる「中間試案」が提出され、それに対し、各大学長の意見を基に本委員会としての意見書をまとめ、本年2月に文部省へ提出した。その後、昭和61年3月に文部省より「技術職員待遇改善検討会における検討状況のまとめ」の文書(第2次案)が提示され、本委員会で鋭意検討した結果、別紙資料「技術職員待遇改善検討会第2次案に関する見解」としてまとめたので、その内容を報告するとともに、ご意見を伺いたい。

第2次案の内容は、前文および5項目をもって構成されているが、最も重要かつ基本的問題は、「職務内容の区分及び対象とする国家公務員採用試験の種別について」の項目であり、技官の官職区分の基本の考え方として「学部又は学科(研究所の研究部門を含む)とそれに対応して置かれる附属施設とにそれぞれ配置される技官を(1)教員と共同して行う技術開発、加えて開発された技術をもって行う情報の提供業務を職務内容とする大学技術官、(2)教育及び研究にかかわる実験及び実習の直接的な支援業務を職務内容とする実験実習官に区分する。」こととし、その学歴資格等については「大学技術官は国家公務員採用試験の技術系Ⅱ種区分の合格者をもって充て、実験実習官は同試験の技術系Ⅲ種区分の合格者をもって充てる官職とする。」ほか適用俸給表については「大学技術官には専門行政職俸給表を適用要求し、実験実習官は行政職(一)俸給表である。」としている。なお、在職者の移行方法については、「大学技術官に区分される在職者については、必ずしもⅡ種ではなく、Ⅱ種相当の認定を所属する機関の長が行った上で移行することとなる」とされている。これらの内容のうち、区分方式については、さらに(1)大学技術官は学部又は学科(研究所の研究

部門を含む)に配置される官職、(ロ)実験実習官は学部又は学科の教育研究に必要な附属施設に配置される官職と規定されている。

以上の内容につき、本委員会及び小委員会で鋭意検討を重ねた結果、次のような見解をまとめるに至った。

「第2次案で提示された技官の区分方式について各大学内の合意形成をもとに、国立大学協会としての意志を統一することは、現時点においてきわめて至難である。」

このような見解をまとめざるを得ない理由を以下に述べる。

(Ⅰ) 大学技術官、実験実習官の職務内容はそれぞれ上記の(1)、(2)に規定されているが、これを、それぞれの配置区分の規定(イ)、(ロ)に照合した場合整合性が認められない事例が多いのが実態である。従って、その整合性を満たすには相当な期間をかけて現在の技官の官職を整理する必要がある。さらに具体的に言えば、多くの大学の技官の現在の職務内容は(1)→(イ)、(2)→(ロ)の形を100%満たしていないのが実態であり(ロ)→(1)、(イ)→(2)のごとき事例も多く存在することである。このことは、まさに、去る昭和60年2月、人事院が文部省に示した見解を裏づけるものと考えざるを得ない。

(Ⅱ) 試案第2項の官職設定数について、実験実習官2372名、技術官3986名となる(再調査の集計結果)とあるが、この調査の主旨が各大学で十分徹底せず、結果に対して納得が得られないという意見がある。

(Ⅲ) 在職者の移行問題については、全国的レベルの分野別試験機関の認定を必要とする主旨が明らかとなってきたこと。

(Ⅳ) 専門行政職俸給表適用の条件として予想

される組織化の問題については、学部、学科、附置研究所、施設等多種多様の大学ごとに、どのように組織化するかについての懸念・疑義が多い。

以上、第2次案の内容のうち、最も基本的な点について見解を述べたが、本委員会としては、本問題を解決するため以下の3案を含む複数の試案についても検討中である。

A案： 前述の理由(Ⅰ)において、第2次案の考え方に合致するような技官の官職整理には相当な期間が必要である旨述べているが、大学によっては比較的短期間で可能なところもあろうかと考えられる。組織化を含めてそのような専門行政職への移行条件のととのった大学からおおむね第2次案にそった方式を逐次実施する考え方である。

B案： 専門行政職に関する人事院の選定要件をほとんどの技官にあてはめるのは、大学の業務の特殊性から困難であるとの認識に立って、現行の専門行政職に適合する職のみを専門官群として組織化し、他の技術職員は技術部(室)等の技官による職階制の組織を新設して、この中で行政職として処遇する考え方である。

C案： 将来的には、専門行政職制度を導入することを目標としつつ、それに向かっての中間的段階として、また、処遇面での改善をもめざし、現行の行政職俸給体系の中で諸条件の整備を行いつつ官職及び組織の整理を実施する考え方である。

以上の3案は、あくまでも検討段階であり、人事院の承認が得られるかどうかは別問題である。ただ、C案のように、将来的には、専門行政職制度を導入することを目標とするが、その実現にはかなりの年月が必要であり、当面、現

行政職俸給体系の中で整理をして待遇改善を図ると同時に、別紙資料のIVにある「研究教育支援体制の強化、活性化を図るための諸施策」の整備を行いつつ官職及び組織を実施しなければこの問題の打開は困難であると認識している。また、A案、B案に関しても「研究教育支援体制の強化、活性化を図るための諸施策」は当然関連してくる。

以上が現時点における本委員会の第2次案に対する見解であるが、これをもって文部省への回答としたいと考えているので、ご了承方お願いしたい。

ついで会長から、この見解について了承願いたい旨述べられ、異議なく了承された。

2. 各地区大学長会議の報告について

会長から、前回総会以後に開催された各地区国立大学長会議の討議状況を各当番大学から報告願いたい旨の発言があり、それぞれ次のような報告があった。

(1) 北海道地区

今期は、開催されなかった。

(2) 東北地区

今期は、開催されなかった。

(3) 関東・甲信越地区（北條信州大学長）

関東・甲信越地区の学長会議は、10月17日に開催され、専門行政職問題、入試問題並びに国立大学をめぐる諸問題に関する事項およびその対応を協議し、また、承合事項として、特色ある大学づくり等について情報交換を行った。

(4) 東海・北陸地区（本陣金沢大学長）

東海・北陸地区の学長会議は、10月23日、24日に開催し、主に受験機会の複数化に関して、追加合格による定員充足、2次募集等が話題になったが、その他問題となった点は、①二段階

選抜をしない大学の多くが試験場および監督要員等の確保に苦慮している、②複数化に伴い必要経費が増加する、等であった。当日出席された文部省担当官から、①については関係各方面に協力方を依頼する、②についても今後とも増額に向けて努力したい、という意向が表された。また、昭和63年度のグループ分け、新テストについても意見交換を行い、さらに、入試改善特別委員会の審議状況について丸井愛知教育大学長から、臨教審の審議状況について飯島名古屋大学長から、それぞれ情報の開陳があった。

(5) 近畿地区（池田和歌山大学長）

近畿地区の学長会議は、11月7日に開催し、6月総会以後の理事会および入試改善特別委員会の新テストに関する審議経過と対応について討議した。また、入試改善特別委員会の検討の中で、事前選択制をとるべきであるという意見が多かったことに基づき、同委員会の委員が多い近畿地区で事前選択制の可否を含めた実施方法の検討を依頼され、近畿地区の各大学から専門の委員を選出し、事前選択制検討小委員会を設けた。この小委員会は、10月2日、11月4日に開催され、その任務は、いずれ入試改善特別委員会等を経て各大学の意見を求めるための素案を作ることであり、その内容は、①事前選択制をとる場合の手続き、②コンピュータのプログラム、③各学部教授会の審議等はどうなるのかということについて検討するもので、最終的結論を出すものではない。目下、複数案を提出する（来年3月までの間に）予定であり、各大学・学部の判定方法を変更しなくともよい方向で検討しているとのことである。

(6) 中国・四国地区

今期は、開催されなかった。

(7) 九州地区

今期は、開催されなかった。

3. 入試改善について

最初に第2常置委員会から「委員長報告」があり、ついで大学入試センターから「昭和62年度共通第1次学力試験の出願状況」について、そして最後に入試改善特別委員会から「新テストの問題等」について報告があり、討議が行われた。

(1) 第2常置委員会（丸井委員長）

本委員会は、前回総会以後2回開催され、次の事項について審議した。

1) 共通第1次学力試験における試験場の「地域割」の変更について

埼玉大学長より、志願者数の増加が予想される昭和63年度以降、埼玉県南部地区（川越市等）の住居者について東京地区での受験措置の要望があり、従来のルールに従い、当該地区学長会議の意向を伺うこととした。10月17日の関東・甲信越地区学長会議の結果、前向きに検討することを了承されたので、本委員会は東京地区の入試担当関係者と大学入試センターとの間で協議することを依頼した。

2) 共通第1次学力試験の試験場設定のガイドラインの特別措置について

標記の措置について、横浜国立大学長より、横浜市内の高等学校を試験場として借用してきたが、昭和63年度以降、大学所在地以外の大和市、横須賀市等の地区で試験場設定を認めてほしいとの要望があり、慣例により10月27日の理事会に諮り、了承された。

3) 「昭和62年度国立大学補欠（追加）合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について

標記の要領については、11月7日付けで各大学長宛送付したところであるが、これは欠員補充業務を円滑にするために高速ファックス（2台）を使用して情報交換処理をする方法である。また、この方法は公立大学および私立産業医科大学にも準用される予定である。

4) 昭和62年度の受験機会の複数化に伴う推薦入学合格者の入学辞退制限について

中国・四国地区学生部長会議からこの扱いについて問合わせがあり、推薦入学合格者の入学辞退を認める場合の「特別の事情」について審議の結果、「真に止むを得ないと判断した場合」に限定することに統一することとした。

5) 共通第1次学力試験の成績請求・提供に係る南九州地区国立大学と大学入試センターとのオンライン化について

熊本大学を中心に同地区からこの方法の実施について要望があり、大学入試センターで検討の結果、昭和62年度から、大分医科大学および琉球大学を除く六大学がこの方法を実施することになった。

6) 海外帰国子女の特別選抜の入試実施日程について

この方法は、昭和62年度は39校において実施されることになっているが、従来入試の試験日が不統一のため、多数の大学（学部）を受験することができ、一方合格辞退者が数多くみられるので、関係大学宛、実情と意向の調査を行い、ある程度の制限を加えるか否かについて今後検討することとした。

7) 中国引揚者子女の入学の扱いについて

近年、中国からの帰国永住者が増加しており、これらの子女の国立大学への進学希望も出ている。しかし、これらの子女の約8割は日本語が困難であるという事情があり、文部省の基

本方針を伺いつつ、特別選抜等何等かの対応を今後検討することとした。

(2) 昭和62年度共通第1次学力試験の出願状況について（堯天大学入試センター所長）

昭和62年度共通第1次学力試験の出願状況は、昭和61年11月10日17時現在で、出願総数393,896人（昨年度はこの時点で359,938人）である。昨年度の最終志願倍率は3.5倍であったが、本年度は3.7倍程度になると思う。

このうち、高校経由出願（高校卒業見込者）は、昨年度233,276人（最終233,413人）で現役志願率は14.4%であった。これに対し本年度は現時点で246,944人、現役志願率は14.93%で、やや上向いているが、高校卒業見込者は昨年度と比較して34,000人程度増加する見込みであり、数字的にみても両者は相関関係にあると考えられる。一般に報道機関等では、いわゆる国公立離れの一つの指標としてこの現役志願率を取り上げているが、これには問題があるとしても一応受験機会の複数化、18歳人口の増加、高校卒業者の増加あるいは教科・科目の弾力化等が影響していると考えられる。しかし、受験機会の複数化や教科・科目の弾力化の実施はこれからであり、現役志願率が定着するのは来年度以降になろう。

また、いわゆる個人直接出願（高校卒業者等）は、146,952人で昨年度最終時より約20,000人程度増加している。

なお、専修学校からの出願者は、昨年度は2名であったが、本年度は4名である。

(3) 入試改善特別委員会（西島委員長）

1) 昭和62年度入試実施に当たっての具体的な問題の検討

第76回総会で共通第1次学力試験の受験教科・科目の改革が承認され、昭和62年度に実施することが決まった。また、昭和61年5月7日臨時総会で受験機会複数化の昭和62年度に向けての実施要領および細目が基本的に承認され、ついで6月18日第78回総会でその一部修正が承認されたことにより、昭和62年度の入試実施に当たっての準備ができた。

2) 昭和63年度入試実施に当たっての問題点

昭和63年度入試実施に当たって、①受験機会の複数化に当たってのグループ分け、②事前選択制の検討、③第2次試験実施に当たっての日程繰り上げ、の三つの問題が検討課題としてある。そのうち、②については、前述の近畿地区学長会議の報告にあったように、小委員会を設け、幾つかの素案を検討しており、いずれそれによって本委員会でも検討したいと考えている。③については、以前、会長から私立大学連合に入試実施期日の協議を申し入れており、近く協議をする予定である。

3) 「新テスト」に対する今後の対応

この問題については、まず共通第1次学力試験の意義と問題点を井出副委員長から別紙資料9—2「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」を基に説明願ひ、その後、私から「新テスト」に関する審議経緯と対応について説明することとしたい。

ア) 共通第1次学力試験の意義と問題点について（井出副委員長）

Iでは、共通第1次学力試験の導入までの経緯を述べている。IIでは、共通第1次学力試験実施以来過去8回の経験をしている間にも様々な改善が試みられ、最近では、「受験機会の複数化」「受験教科・科目の削減」を昭和62年度

から実施することを決定しており、そういう中で当該試験の持つ意義あるいは問題点について述べている。例えば、問題点として「輪切り現象」「大学の序列化」「受験生の負担感」「受験教科・科目の画一性」「偏差値の重視」等がいわれているが、それに対し当該試験の持つ意義としては「試験問題の質の向上」「高校教育の達成度を踏まえて、大学入学者の学力水準を維持する」「選抜方法を多様化することによりデメリットをカバーし得る。」等が挙げられる。また、マスコミ等でマークシート方式が非難されているが、これも過去8年の経験の中で十分に思考力その他をテストするに足る方法等を研究し改善されてきている。

そういう状況を受けてⅢでは、これから「新テスト」という新制度に対して国立大学が今後とるべき対応についての審議経過等を述べている。

またⅣでは、8月13日の理事会の時点における国大協の「新テスト」に関する今後の対応についての審議内容を記載した。

Ⅴでは、「学生像の把握と大学教育の課題」としてまとめたが、これは共通第1次学力試験実施以来既に4回の卒業生を出したという時間的経過があり、今一度、大学における教育の現状、特に現代の学生がどのようなものであるか、その学生像の的確な把握とそれに関連した教育上の諸問題について大学生が主体的に調査、分析すべき時期にある。また、このような調査、分析は、大学においてのみ可能なものなので、そういう点に目を向けてはどうかということを述べている。

以上のとおり、この別紙資料9-2は、主として共通第1次学力試験導入以来の経緯とそこに存在している様々な意義、問題点について、

各大学の教官に高い認識をもっていただくことを目的に作成したものである。

イ)「新テスト」について（西島委員長）

「新テスト」については、本特別委員会で種々検討を重ねているが、特に今回総会に向けて一つのまとめを作成するという意図をもって議論を重ねた結果できたものが、別紙資料9-1であり、特に論議の焦点となったことは、①「新テスト」構想が共通第1次学力試験改善の延長線上にあるかどうかということ、②「新テスト」構想における利活用 of 自由、③「新テスト」構想における国大協としての参加のあり方、④「新テスト」の実施時期等である。

「新テスト」については、文部省に設置された大学入試改革協議会の他に、具体的な諸問題についての調査検討を行うために文部省からの依頼を受けて大学入試センターに設けられた「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」でも検討されているが、現行の共通第1次学力試験に準じて考えるとどうなるかという資料を作成した段階であり、具体的な議論はこれから行うということを開いている。また、議論の過程で、各大学及び関係団体の意向を聞きながら問題点を整理して文部省に報告し、大学入試改革協議会で最終的に決まると聞いている。従って、まだ形の決まっていないものに対して何らかの意見を述べることになるが、逆に言うと、ある程度形が決まってから修正を求めることは難しいので、今が一番大事な時期であるとも言える。

そういう状況の中で①共通第1次学力試験の延長の問題については、国大協自身が発案し、審議を進めたものでない「新テスト」を共通第1次学力試験改善の延長線上に置くことに対す

る国大協の内部的な考え方の問題である。②の利活用の問題については、「新テスト」が実施されたとき、国大協と各国立大学との関係というものを含んでいると思う。基本的には、各国立大学の自主的な利活用の構想を国大協として制約するのは適当でないという考え方である。

③の国大協の外との関係については、国大協外における「新テスト」構想の検討に対して、国大協としては今までの経験を十分生かし、入試改善の目的を達成するよう積極的に協力しようということである。しかし、一方実施体制については、現在、共通1次実施の中心となっている国立大学の共同利用機関である大学入試センターは新しいセンターに改組される。大学入試改革協議会の「まとめ」によると、この新入試センターと国大協との関係は異なったものになると思う。そのときに、国大協がどういう姿勢をとるべきか、今後の検討の進行の過程で、さらに各国立大学の意向を集め、議論を詰めたいて考えている。④の実施時期の問題については、現在、国大協では「受験機会の複数化」「受験教科・科目の削減」という今までに経験したことのない改革を各国立大学が全力を上げて努力しているときに、新テスト実施の予告が同時に重なるのは、本当に入試改善になるのかどうかという意味で慎重な検討の必要を主張している。

以上の説明に対し、次のような意見の交換があった。

○ 共通第1次学力試験の経験が将来に生かされるためにも、当該試験の検討から、それを導入し、更に改善に向けて大変な努力を重ねてきたという歴史的経過を基に、当該試験のメリット、デメリットを明らかにする義務が

国大協にはあると思う。従って、別紙資料9-2のまとめについては現段階では評価するが、新しい入試体制へ取り組むに当たって、この共通第1次学力試験を日本の高等教育に導入したその経緯と歴史を国大協として精密に分析し、まとめていただきたい。それがあってこそ我々は、当該試験の必要性和利点を主張することができ、新しいシステムにそのエッセンスを生かすことができると思う。

○ 別紙資料9-2は、今までの国大協会報に掲載された共通第1次学力試験の記録と本特別委員会委員およびそれに関係している方々の意向をまとめようとしたが、当該試験のメリット、デメリットをはっきり区分することは困難であり、最終的に、当該試験の意義と問題点という形でまとめたものである。従って、歴史的背景や論議の揺れというようなものは触れられていないが、このことも大事なことで、入試改善特別委員会で今後どのような方針でまとめるかについて検討したい。

○ 62年度の国立大学への出願状況について、マスコミ等では、これで国公立離れに歯止めがかかったという発表をしており、とかく入試をめぐる国公立大学と私立大学とが綱引きをしているという記事を書く。また、来年度から現行入試制度に対し二つの改革（教科・科目の削減、受験機会の複数化）を実施することになったが、これについてもすでに批判が一部に出ている。従って、我々は入試制度の改善に真剣に取り組んできたが、高校教育を阻害しない、あるいは受験戦争の過熱を緩和するという入試改善に最も重要なことに対し本当に効果的だったのか、来年度入試の結果を国立大学側だけでなく高校側がどう考

えているかも知れず正確に調査する必要があると思う。つまり「新テスト」が共通第1次学力試験改善の延長線上にあるとなっているが、果して本当の改善をやってきたのかということや大学側も高校側も十分なデータを基に問題を整理したうえで、国大協として「新テスト」の問題に対処すべきであると思う。

- 確かに改革の効果を正確に整理してこそ次の改革への基盤になると思う。共通第1次学力試験も実施以来既に8年になり、評価の基準にする座標自体が動いている中で本当の評価をするのは難しいことであるが、国大協として整理していく責任があると思う。
- 新テストの場合、その利活用は各大学の自由であるとなっているが、最終的に各大学が自由に利活用することになれば混乱が起きるであろう。それは本年度に実施される改革においても、国大協による一定の制約があつてこそ決定できたので、それが解放され「新テスト」に参加しない大学が多くなったときのことを国大協として考えておくべきである。また、「新テスト」が実施されれば当然に共通第1次学力試験はなくなるので、当該試験がないという前提で第2次学力試験を行うことになり、この準備も今の段階から考えておくべきである。従って、「新テスト」を議論するのも良いが、その裏側にある問題についても検討願いたい。
- 利活用と参加の自由と参加の形態ということとは、大変難しい問題である。利活用と参加の自由というのは、参加を求めている私立大学に対してのみであつて、国立大学には初めから自由がないということでは成り立たない。基本的には、大学入試は各大学がそれぞれ自主的に行うことであり、その一部を共有したのが共通

第1次学力試験なので、これとは別の発想による「新テスト」の利活用については各大学が工夫すべきである。ただ、検討の過程でゆるやかな調整というか、利活用のあり方について各大学から意見を伺い、それを各大学にフィードバックするという中から自然に何らかの調整の機能を果たすことは考えられるが、強制的に決めることには問題がある。この機会に第2次学力試験を含めて「新テスト」の利活用のあり方を先ず各大学で自主的に検討することが第一歩としてあり、今はその段階にあるというのが本特別委員会の中心的な意見である。

つぎに、利活用と参加の自由の関係については、これも難しい問題である。一つの大学が利用しない、従つて実施にも参加しないということになると、ご指摘のとおり新テストが実施できない状態になつて、しかも一方では共通第1次学力試験がなくなるといふ混乱状態が考えられる。新テストをどう実施するかという検討には、共通第1次学力試験の歴史と歴史をもつ国大協が今後高等教育のあり方に寄与し得る重大な責任があるといふ自覚で積極的に参加する必要はある。しかし、実施体制そのものは、新入試センターが中心となり、国大協は側面からまとめる方向に力を貸すということで、国大協がもつ責任というのは、実施体制の中での一つの分担ということになると考えられる。この利活用と参加の問題については、混乱を生じさせて実施を不可能にする、あるいは無意味にすることのないよう、今後、各大学の意見を伺いながら十分詰めていきたい。

- 新テストが実施された場合、受験者が増加することが予想されるので、今から試験場の

確保を考えておくべきである。また、共通第1次学力試験導入時に5教科・7科目を課した理由は、高校教育にできるだけ歪が生じないようにという配慮であったが、高校側からすればそれでも少ないという意見が残っている。従って、新テストを実施する場合試験科目の設定はどうするか考えねばならない。これにはまた、高校教育の基本的立場からいえば、オールラウンド教育を行うことの是非、あるいは専門教育を受けた学生を正しく評価する方法等の基本的問題がある。特に工業教育だけを扱っている大学では、工業高校では、工業高校の学生を取ることをある程度義務付けられており、大学の一般教育のあり方に大きく波及する問題である。

また、共通第1次学力試験のときに私立大学が参加しなかったことの理由の一つに、国立大学があまりにもまとも過ぎていたために、私立大学が避けてしまったという感じがする。

- 共通第1次学力試験の場合、受験生はコンピュータ処理の可能なマークシート方式という試験で決定的な制約を受けていることは否定できない。一般的に現行入試制度は第2次学力試験と関連して評価すべきであるという意見があるが、受験生からすれば共通第1次学力試験が先にあるので、どうしても当該試験に全力を注ぐことになり、その思考パターンが画一的になったと思う。従って、共通第1次学力試験改善の延長線上で「新テスト」構想を考える場合に、国立大学の今までの努力は歴史的に評価されるべきであると同時に、「新テスト」の中に画一的でないものを導入することに関して検討願いたい。
- 「新テスト」に対する国大協の考え方とし

て、特に実施方法の検討については、国大協としてはできるだけ協力しようという感じであったと思うが、別紙資料9-1の表現では少し突き放した印象を受ける。

- 国大協としては、今までの経験を生かして入試改善のために積極的に協力するが、実施体制その他については、まだ分からない点が多過ぎるので、国大協が中心となって検討し、私立大学その他に参加を呼び掛けるものではないということを明確にしたので、そういう印象を受けたと思うが、前回総会のときとは少し表現が変わっていることは確かである。
- 大学入試センターに設けられた調査検討委員会の進捗状況を説明願いたい。また、同委員会は問題点を整理して文部省に報告することが目的であることは理解できるが、「新テスト」の実施案の最終決定はどこで行うかということと、国大協との関連についてご説明願いたい。
- この調査検討委員会は、国立大学関係5名、私立大学関係5名、公立大学関係2名、高校側2名と共通第1次学力試験の実施・出題に関係した学識経験者6名および大学入試センター3名の計23名で構成されている。委員会は、大学入試改革協議会の「まとめ」を受けて、新テストの実施体制、実施方法、利用方法および出題科目等の検討並びにマークシート方式の改善に関する検討が主たる目的である。この委員会の性格としては、各関係団体の意見を伺い問題点を整理し、さらに報告および意見聴取を繰り返しながら作業を進め、可能なものから複数列記の形で考えていくというもので、従って、最終的に一つの案に絞るという決定はしない。これに関連して

重要なことであるが、新テストの実施時期の決定はこの委員会で決定すべきでないということである。ただ、昭和64年度、あるいは昭和65年度から新テストを実施するとすれば、それまでにどういう問題を具体的に処理すべきかということは、この委員会で十分に審議検討されるべきであると思う。

つぎに、大学入試センターのあり方の問題であるが、この問題についてもこの委員会の一つの意見を出す、あるいは決定するのではない。ただし、試験実施に関して、どういう運営組織が必要か、出題のためにどういう委員会が必要かということに関しては具体的に検討し、前述の問題と併せて大学入試改革協議会すなわち文部省に報告することを考えており、その後の取扱いについては、大学入試改革協議会、文部省および各大学との間の問題になると思う。

この委員会は、10月14日、10月18日および11月10日に開催され、第1回目には、前述の委員会の目的、性格等について説明を行い了承を得た上で、大学入試改革協議会の「まとめ」に盛られている問題点について、この委員会で検討すべき事項を検討し、さらにこれに付随して必要なもの、例えば「新テストの利用手続き」「試行テストを行うか否か」等を含め、将来検討すべき事項について各委員の意見を伺った。現段階での委員会の意向は、大学入試改革協議会の「まとめ」にあるように、新テストは共通第1次学力試験の経験と知識を十分に生かし、それを基にスタートすべきで、当面は新テストの実施について検討を進め、中・長期的展望である新テストの複数受験やレベルを変えた幾つかの試験問題の出題等の検討は、今後、条件が整い、あるい

は社会的情勢が熟してから行うべきであると考えている。

また、第1回目の委員会で、当面の諸問題について従来の経験その他を踏まえて整理しておくべきであるという意見があり、第2回、第3回目の委員会で、①新テストの水準および内容、②用意すべき教科の問題、③日程の問題、④実施体制、⑤試験問題の作成方法等、大学入試改革協議会の「まとめ」にある具体的諸問題をまとめ、今後の検討のための資料を配付し、検討いただいた。

試験の教科・科目の問題については、安易にアラカルトと言われているが、例えば、共通第1次学力試験は教科の指定であるが、臨教審その他で言われている試験の形は、むしろ1科目の利用も良いといういわゆる科目アラカルトであり、両者の間には大きな差が出ている。また、試験期間については、完全な教科・科目のアラカルトを行うとすれば、最低4日間は必要になり、十分に検討すべきであること、さらに、試験実施の体制について「利活用」ということが、安易に利活用できると受け取られる感じがあり、利活用と参加の問題に関連して、各大学と大学入試センターとの業務の流れの問題等の諸問題について説明し、各委員の理解を得て検討を進めている。

なお、入試改善特別委員会の資料9-1の中に「この委員会から11月上旬に第1回の中間報告を文部省に提出したい」とあるが、まだその段階までの検討が十分でないので、委員会の検討状況あるいは検討段階における報告として提出したいと考えており、今後、関係団体を通して意見を聞きながら検討を進めたいと考えている。

- 教育改革推進閣僚会議の決定のなかに、「昭和62年春に昭和64年度から新テストの実施を予告することを目途として、昭和64年度入学者から新テストの実施を目指す。」とある。調査検討委員会では実施時期のことは決めないということであるが、それではどこで決定されるのか伺いたい。また、国大協の会員として、この閣僚会議の決定をどう受け止めればよいのか。
- 今はこの教育改革推進閣僚会議の決定を云々するよりも、調査検討委員会において、昭和64年度から実施する、あるいは昭和65年度から実施するという場合の具体的な問題点の検討を願い、その結果を大学入試改革協議会に反映させるべきであると思う。「新テスト」は国大協が発案したことではないので、国大協が実施できる、できないというよりも、前述の調査検討委員会の検討結果を受けて、大学入試改革協議会において適正な判断をしてもらうのがよいと思う。
- 「目途」という表現をどう受け止めるかであるが、これは努力目標ではないかと思う。大学入試改革協議会では実施時期をまだ決定せず、調査検討委員会ではあくまでも決定のための材料を作るだけであると明言している。それにもかかわらず一部のマスコミ等では、いかにも昭和64年度実施が決まっているかのような報道をしている。そういう情勢の中で、特別委員会で論議されている状況を本日報告し、場合によっては、その軌道修正を

含め意見を伺いたいという目的で作成したものが、別紙資料9—1である。

- これは政治レベルでの論議であって、新しい入試改革を行う十分な準備もなしに、それを強行することは不可能なことである。従って、政治レベルの発言は別として、本当に良い入試改革を行うためにどれだけの準備が必要かということに良心的に取り組むべきである。
- 「新テスト」構想が共通第1次学力試験改善の延長線上にあるかどうかという議論は、これ以上しなくてもよいのではないかと思う。これから実施する受験教科・科目の削減や受験機会の複数化という入試改革をさらに延長してゆくと、私立大学の参加とか、また、各国立大学の利活用の自由とか、あるいは受験科目の自由選択になってもおかしくはない。全て共通第1次学力試験改善の延長線上にあるという考え方が成り立つのではないか。極端に言えば、共通第1次学力試験は廃止すべきであるということも延長線上の議論であると理解して良いと思う。そのような考え方に立って国大協として「新テスト」の問題を検討していくべきであると思う。

概ね以上のような議論が交わされたのち会長から、「新テスト」に関する入試改善特別委員会の意見として、別紙資料9—1を了承願いたい旨述べられ、異議なく了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第79回総会（第2日）

日時 昭和61年11月13日(木) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田) 210号室

出席者 各国立大学長

会長から、本日の議事は田中副会長に司会をお願いしたい旨の発言があり、了承されたのち田中副会長の司会で議事が進められた。

1. 大学の当面する諸問題について

(1) 入試改善について

田中副会長から、昨日、入試改善特別委員会から提案された『「新テスト」について』は、了承されたが、なおご意見があれば伺いたい旨の発言があったのち、次のような意見が述べられた。

- 今日の国立大学協会は、入試にふり回されている感がある。その根源は、閣僚会議で「新テスト」を昭和64年から実施するという方針を出したために、急いで対応せざるを得なかったという事情にあったことはいたしかたないとしても、入試の基礎は、高等教育の将来像の議論から出されたものでなければならないと思う。高等教育をどうするか、そのために入試をどのように改善するかという視点なしに入試問題を議論しても、国民は納得できないと思う。国民が明確に理解できるようにしてほしい。入試改善特別委員会の報告は支持するが、理不尽なことに対しては断固とした姿勢で対応してほしい。

- 同感である。入試以外にも重要な問題が山積しているにもかかわらず、入試の問題で殆どの時間が費やされている。これは問題提起の順序が逆になっているからである。入試に関しては、まず、大学と高校の話し合い等がなければならない。その上で各大学から意見

が上ってくるのが筋であろう。ところが問題が上から提起されてくるため、この対応に苦慮しているのが現状であろう。この点を考え直してほしい。

- 今回、臨時教育審議会の答申を受けて、文部省が大学入試改革協議会で検討に着手した段階で閣僚会議が開かれて、実施の目標まで決められた。これでは順序が逆である。基礎的・根本的な議論の上になつて入試実施の時期・方法等を定めるべきであろう。
- 現状認識をしっかり行わなければならない。政治的に押されていることも現実であるが、それでは我々として何ができるのかも考えるべきであろう。

(2) 臨時教育審議会の審議状況について

飯島名古屋大学長（臨時教育審議会第4部会長）から、大略次のような報告が行われた。

臨時教育審議会は、行政上年限をきられた審議会である。討議内容は全省庁にかかわる問題であるが、その結果は総合的に教育行政の基礎資料にしようということである。一方、政府もその答申は極力尊重するという方針を出している。そこで教育の現場と行政の相関をどう認めていくかが大きな問題となっている。

歴史的には大学の自治が認められているが、現実には審議会の結論が大学に作用してくるのは明らかであり、これを無視することはできない。そこで私としては、大学の立場をよく説明して、大学のあり方または国立大学のあり方を審議会に反映させたいと考えて努力している。

最近、学問に対する尊敬の念が希薄になって、科学技術あるいは産業に役立つ人材の養成を大学に期待する傾向が強い。かつて大学はエリートの集団であったが、現在は学生も200万人を超え、財政負担も増えたため教育が国家社会の重要問題として国民の関心事になり種々の批判、意見が強く出てきている。そこで臨時教育審議会は、いろいろな立場の人の集合体であるので、大学の基本を理解しそれを尊重して議論するよりも、国家財政の中で、または国際摩擦の中での問題として教育を論じようとする傾向にあるのは否定し得ない。これは教育の立場にとっては一つの側面であるが、本質を損う面があるのでこの点について理解を得るよう努力している。

現在、臨時教育審議会は、来年3月を目標に第三次答申に向けて作業を進めており、1月頃には経過報告を出す予定である。第4部会に課せられている課題は「高等教育機関の組織と運営」で、その論点についていえば、次のようなことである。

① 高等教育の財政については、専門家に依頼して世界主要国の高等教育財政のあり方、日本における高等教育財政の歴史的経緯と現状の分析を行ってもらっている。その結果、日本の高等教育財政は、先進諸国に比べて極めて貧弱であることが分かったので、公的投資をより大きくする提言を盛り込みたいと考えている。同時に現下の財政事情を考えれば国立大学を含め、大学の経費を国費だけにたよることは限度があるので、例えば地方公共団体が大学に対して財政的、物質的寄与ができるような途を開いてはどうかと考えている。さらに、国立大学が財団なり自己資金を持てるように

してはどうかという意見もある。従来、政府は国立大学がこの種の財団を持つことには消極的であったが、財源確保のため財団を併用する措置は、ぜひ考えたい。また、国立大学への寄付手続きがむずかしいので、もう少し弾力化し、活発に行えるようにしたい。その他、入学金、授業料の問題については、国立大学が私立大学に比べて安価であるので値上げをすること、さらには学部によって授業料の額に差をつけるべきであるとする意見がある。

② 現在は、国立大学の管理運営組織について意見が集中しており、特に国立大学では意思決定が遅く能率が悪いという非難がある。大学の管理運営は、企業体と同一に論ずるべきではないと反論しているが、国立大学としてはむしろ文部省との関係に関心がある。大学は自治を標榜しているが、概算要求でも大学のプランニングでも真に自主的な力で進めているか、国立大学としてこれでよいのかという意見もある。しかし、いずれにしても組織を大幅に変えることは問題であるが、一面において大学の管理運営および活動力の自主性を高める力があることは示さなければならない。

③ 教官の任期制については、かつて第6常置委員会でも議論したことがあるが、現在教員の任期制と流動性が大学の活発化につながるという考え方が強い。しかし、国家公務員法、教育公務員特例法、労働法によって任期制は禁止されている。教授は、地位が安定していることによって安心して研究、教育を遂行できる面があるが、外部の人には理解されにくい。これにどう対処するかの問題がある。

おおよそ以上のような論点があるが、これらを総合して、現在、第4部会で大きな問題となっている点は、大学の設置形態について根本的変革を行えという意見である。具体的には国立大学をやめて法人化せよということで、その理由としては、①教育を自由経済との類推からみて民営化することによって活性化しようという立場、②民営化によって国の高等教育経費を節約しようとする立場、③国立大学という形態は、自主性の点からみていろいろ不自由であるとする立場、④国立大学は手厚い保護を受け私立大学は助成金が少ないとする不公平感から出ている立場、等がある。

これらの意見に対しては、大学の現状をつぶさに点検し機能上法人化が最善であるとの結論を得たうえで法人化に踏み切るのならともかく、観念論で論じられることには極力反対している。

第4部会としては、外部の人に依頼して法令上、会計上改めるべき点を検討してもらっている。一方、特殊法人化した場合の利点と欠点、公的投資を全大学に平準化した場合高等教育が世界に互していけるか否か、年金まで含めた教員の待遇等の問題についても検討している。

私としては、答申のレベルで国立大学の本質にかかわる問題については誤りのない方向に進めたいが、臨時教育審議会での国立大学に対する動きは軽視できない。そこで会長を始め、第1常置委員会等国立大学協会のご支援をお願いしたい。今後、社会に対していかに国立大学を理解してもらうかについて努力するが、場合によっては国立大学協会のご意見を伺うこともありうる。その場合、時間的制約もあるので、会長、副会長等にご意見を伺って対処することもあるので、あらかじめご了解を得たい。この措

置は、国立大学協会としての正式のコミットという意味ではないが、私が国立大学協会のメンバーと相談する場を整えておいていただきたいということである。

以上の報告に対して、次のような意見の交換、質疑応答が行われた。

- 飯島学長を支援する必要があると思うので、このための国立大学協会としての体制は是非整えておいていただきたい。
- 同感である。年2回の総会では間に合わないので緊急事態として考えてほしい。日本の教育が外圧に屈したということになっては困る。
- 自然科学の分野では、西欧に比べて20年の遅れにやっと追いついたところである。そこで基礎研究をしようとしている矢先に応用研究に目が向いていることは由々しい問題である。このようなときに第1常置委員会の任務は重大である。臨時教育審議会との対応については、すでに組織が作られているので、状況に応じて活用していただきたい。
- 国立大学としての本質を崩すことは、日本全体の学問が危機にさらされることになる。社会の客観状況の中で、国立大学が何をすべきかを考えてほしい。しかし、国立大学が現状のままでよいとは考えていないので、臨時教育審議会に積極的に提案することも大切であると思う。
- 本質的な議論と対策的な議論は、双方とも必要であるが、やはり本質の上に対策が出てこなければならないと考える。厳しい状況の中で、ややもすると論議の順序が逆になり対策に重きがおかれるのは残念であるが、一面

ではやむを得ない現実であろう。なお、さき程から話題になっている臨教審対策に関する組織（臨教審問題懇談会）は、非公式であるがすでに置かれており折にふれて動いている。

ただ、このように流動性にとんだ動きに対応するためには、相談相手として手近かな方々をお願いしてグループを作りたいので、あらかじめご了承願いたい。（会長）

- 最近では、世界的に学問軽視の風潮があるということであるが、学問は本来、人類全体に貢献すべきであると考えます。そのことを考えると、本来国際連合のような組織が教育を行うべきであろうが、現在は国別に行われている。国の科学技術が遅れては困るということが出てくるのも、そこに起因していると思うが、学問の本質がそちらに流されては困るという危惧をもっている。本来人間は、学問を主体として進化してきたものであり、それがなくなったときに人類は衰退することになる。

- 臨時教育審議会も、本質的な議論を行うべきであると考えている。いろいろな立場の人が現実の問題から出てくる意見は、とかく近視眼的なものになる可能性がある。教育の立直しを支える社会的基盤には大変心配している。今後は、そのようなことがないように努力する必要がある。

(3) 国際交流問題について

田中副会長から、国際交流問題については、範囲が広いので、留学生問題に限って意見交換をお願いしたい旨の発言があったのち、次のような意見が述べられた。

- 文部省は、臨時教育審議会の第二次答申を

受けて国際交流を推進させるため、協議会を設けることにしたようである。そこで国立大学協会としては、第5常置委員会及び第6常置委員会でとりまとめた留学生の受入体制や宿舍の問題についてぜひ積極的にこの委員会に反映させていただきたいと考えている。留学生受入れ10万人計画といっても、その多くは私費留学生であるが、これに対するファンドの対策が殆どない現状であり、また、多くの留学生を受入れても、教官や事務体制は不十分であるので、根本的な改善の努力をぜひお願いしたい。また現在、国費留学生の受入れは、文部省が一括しているが、これを各大学に任せて、文部省はこれを援助する形に改めるべきである。

- 中国を訪問する機会があったので、いくつかの大学を訪れたが、宿舍が完備していた。卑近な例であるが、一番の問題であるので、各大学に留学生宿舍を完備していただきたい。

- その他に日本語教育の問題がある。教育システムについての明確な体系や教科書はまったく整備されていない。そこで、これまでの附属日本語学校経験をふまえて、今後合理的なシステムを考えたい。また、宿舍の問題であるが、留学生だけを特定の空間に集めることは、ある規模、ある時期には大切であるが、一般には日本人の間で生活することが大切である。その場合のカウンセリングや指導をどうするか、その面の充実が必要でありそのための組織や人材も必要である。

(4) 大学院問題について

大学院問題について、次のような発言があった。

- 国立大学の教員養成大学・学部約50数校のうち、18～19大学に修士課程の大学院が設置されているが、まだ弱体的な面がある。一方では教員の資質向上がいわれているが、教科教育に関する研究・教育は大変立ち遅れている。その後継者養成を直ちに始めなければ、我が国の将来にとって由々しい問題となる。博士課程設置を検討している大学もあるので、応援していただきたい。
- 大学院問題特別委員会を中心に「国立大学大学院の現状と今後の在り方」をまとめているが、ただ今のご意見は含まれると思う。

2. その他

(1) 「学長懇談会」の運営について

会長から、次のとおり発言があり、了承された。

本日の午後行われる「学長懇談会」の運営については、前例により司会を西島副会長にお願いし、当面する大学の諸問題について文部省関係者と意見交換することとしたい。

(2) 第80回総会の日時・場所等について

会長から、次のとおり発言があり、了承された。

次回の第80回総会は、昭和62年6月16日(火)、17日(水)の両日、事務連絡会議は6月19日(金)、いずれも国立教育会館で開催したい。

(3) その他

会長から、以上で本日所定の議題を終るが、この機会にご意見、ご要望があれば伺いたい旨の発言があったのち、昭和63年度入試の方法、入試のA・B両日程グループ分けの問題等について意見が述べられた。

(4) 退任予定学長に対する謝辞と挨拶

ついで会長から、閉会の挨拶があり、最後に次回総会までに任期満了により退任される予定の11名の学長に対して、今日までの国立大学協会への協力に対して謝意が表された。

以上をもって第79回総会を閉会した。

(第46回) 事務連絡会議

日 時 昭和61年11月14日(金) 10:00～15:00
場 所 学士会館(神田) 210号室
出席者 各国立大学事務局長
(大学入試センター)加藤管理部長
(事務連絡)文部省佐藤人事課長、野崎会計課長、
佐藤大学課長、富岡大学入試室長

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり森会長から次のような挨拶があった。

秋の定例総会(第79回)は一昨日および昨日の午前中開催され、また昨日の午後は文部省関係者を交えて学長懇談会が開催され、お陰をもって無事終了することができた。その議事内容

については後刻平間事務局長より報告があると思うが、今総会の重要な問題として論議された入試改善に関して簡単にご報告させていただきたい。

今総会において入試改善特別委員会から「“新テスト”についての見解」が提示され、論議のうえこれが了承された。そして、“新テスト”

の問題について国大協としては、今日までの共通第1次学力試験を通じて得た経験と知識を生かして公立、私立大学関係者と一緒になってその検討に協力してゆく必要があるのではないかと確認された。ただ、これの利活用ということについては、国大協の組織・性格ということからも、各大学を束縛するようなことがあってはならないというのが先ず前提である。しかし、これについては一方で、利活用を完全に自由化すると却って混乱を招きかねないので、話し合いにより、何らかの調整を図る必要もあるのではないかという意見もある。したがって、将来、十分な討議を経て利活用について調整を行う可能性も残しておく必要があるのではないと思われる。

それから、“新テスト”の実施時期についてであるが、これについては、「新テスト（仮称）」に関する調査検討委員会」における“新テスト”の具体的問題についての検討を踏まえて今後大学入試改革協議会で検討されることであり、現段階では国大協として斯くあるべしといった発言は控えるのが適当であろうということになった。

以上、“新テスト”に関する論議について概略ご報告申しあげた。

最後に、常日頃大学運営にご尽力賜わっている事務局長各位をはじめ各大学事務官に対し、この機会に学長側を代表して厚くお礼申し上げたい。

以上のような挨拶があったのち、平間事務局長より、去る7月15日付をもって石塚事務局長に代り新たに事務局長に就任した旨就任挨拶があった。

ついで、事務局より配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会

の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第79回総会概況」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。（詳細は総会議事要録参照）

(1) 要望書の提出について

1) 「人事院勧告の取扱いに関する要望書」
および「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」

2) 「課外活動の整備拡充に関する要望書」

3) 「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」

(2) 第2次入試の実施日程に関する私立大学
団体連合会への協議申入れについて

(3) 臨時教育審議会第4部会における意見陳述について

(4) 外国大学長の招致について

(5) 日教組大学部との会見について

2. 議事概要

平間事務局長より、別紙配付資料「第79回総会各委員会委員長報告要旨」等をもとに、総会における議事の概要について次のように説明があった。

(1) 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各常置委員会および各特別委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があった。（詳細は総会議事要録参照）

なお、その際提出された報告書等は次のとおりである。

① 「国立大学の役割と今後の課題」（第1常置委員会）

- ② 「技術職員待遇改善検討会第2次案に関する見解」(第4常置委員会)
- ③ 「国立大学大学院の現状と今後の在り方(その2)」(大学院問題特別委員会、注；「国立大学大学院の現状と今後の在り方」(昭和61年6月)につぐもの)
- ④ 「新テストについて」(入試改善特別委員会見解)
- ⑤ 「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」(入試改善特別委員会)
- (2) 各地区国立大学長会議の状況報告について

前総会以後今総会までの間に開催された関東甲信越、東海北陸、近畿各地区の学長会議における審議の模様について、北條信州大学長、本陣金沢大学長、池田和歌山大学長よりそれぞれ報告があった。

(3) 入試改善について

第2常置委員会および入試改善特別委員会が担当する入試関係の問題については、「各委員会報告」と別に独立の議題として取り上げられ、それぞれの委員会の報告をもとに協議が行われた。

初めに、丸井第2常置委員長より、共通第1次学力試験の実施上の問題(埼玉地区の試験「地域割」の変更について、横浜地区における試験場設定についての特別措置について等)ならびに受験機会の複数化に関連する問題(合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について、推薦入学合格者の入学辞退制限について)についての審議について説明があり、さらに今後の審議課題として「帰国子女の特別選抜の入試日程」および「中国引揚者子女の入試の取扱い」について取り上げたい旨説明があった。

次に西島入試改善特別委員会委員長より、前総会以後の同委員会の審議状況について説明があり、関連して井出副委員長より、同委員会が取りまとめた「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」について説明があった。

ついで、西島委員長より、“新テスト”に対する入試改善特別委員会の見解をまとめた「新テスト」(案)が提案(事務局朗読)され、審議の結果、これが了承された。

以上で総会第1日目の議事を終了し、第2日目の午前中は、まず前日論議のあった“新テスト”の問題について若干意見交換があったのち、臨教審の審議経過について飯島名古屋大学長(臨時教育審議会第4部会長)より詳細にわたる説明を受け、これについて意見交換が行われた。また午後1時30分から4時まで文部省関係者を交えての学長懇談会が開催された。

以上で第79回総会の全日程を終え、ついで午後4時30分から会長、両副会長、関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって平間事務局長から総会関係事項についての報告を終了した。

II 大学入試センター連絡事項

加藤大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験および“新テスト”に関する事項について次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力を賜わり、この機会を借りてお礼を申しあげたい。

初めに昭和62年度共通第1次学力試験の出願状況についてご報告申しあげる。

これについては、去る11月7日(金)に受付を締切ったが、まだ書類不備のものがあつた、確定した数ではなく11月10日17時現在の集計数で

ある。これまでの出願総数は 393,896 人で、入学定員に対する出願倍率は 3.7 倍である。この出願数の内訳は、高校経由出願（現役）246,944 人、個人直接出願（既卒者等）146,952 人となっている。その結果、全国の高卒卒業見込者総数に対する現役の志願率は 14.93 % で史上最低だった昨年(14.4%)より若干増加がみられた。

なお、今回受験機会が複数化されることに伴い、各大学と本センター間の共通第 1 次学力試験成績提供業務等が輻輳することになるので、本センターでは、これら業務の円滑な実施に万全を期す所存であるが、各大学におかれてもこの点特段のご配慮をお願い申しあげる。

次に、先般本センターに設置した「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」に関することについて簡略ご説明申しあげたい。

「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」は“新テスト”についての大学入試改革協議会の答申（昭和61年7月）を承けて、“新テスト”の具体的問題について検討をすすめるために設けられたものである。同委員会は去る10月14日に初会合を持って以来、10月18日と11月10日に開催された。そして、同委員会では、“新テスト”に関する当面の具体的実施案の取りまとめについて原案をもとに検討が開始され、これまでに、新テストの内容等（具体的な出題内容・水準及び出題教科・科目並びに試験方法、試験の実施時期・日程等）、新テストの利活用等について各委員よりご意見を伺い、検討が行われた。

概ね以上のような説明があり、大学入試センターからの事務連絡を終った。

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のようにそれぞれ所管事項に関し説明があった。

佐藤人事課長

(1) 第7次定員削減計画について

昭和61年度をもって完了する国家公務員の第6次定員削減に引続き、昭和62年度より第7次定員削減が実施されることになった。

その内容は、61年度末国家公務員定員総数の5%を62年度以降5年間で削減しようというものである。このうち、文部省関係の削減は政府全体が5%であるのに対し3.36%で、その数は4,588ということになった。これは第6次定員削減に比べて率で0.26%、数で209の減ということになる。

この定員削減計画の閣議決定に先立ち、文部省は、国大協から提出された「国立大学教官等の定員削減の適用除外等の要望」等を踏まえて、大学の教育・研究及び診療の重要性、特殊性を訴えながらこの旨強く総務庁と折衝した。その結果、最終的にその数及び削減率は第6次のそれを僅かではあるが下回ることとなった。

第7次定員削減計画の概要は以上のものであり、これにもとづき各大学の削減目標数を通知したので、各大学におかれてはそれぞれ削減実施計画をおまとめいただきたい。なお、これと並行して、大学の組織・事業および事務の流れの見直しもお願いしたい。

(2) 助教授の任命権の委任等について

文部省では、行政事務の簡素化合理化の一環として、助教授の任命権を各大学長に委任することとし、来年4月より実施する旨各大学宛通知した。

なお、このほか、教官の海外渡航の際の手続きの簡素化についても目下検討中であるが、各大学から文部省へ提出する調書あるいは承認手続書類等について合理化した方がよいと考えられる点があれば検討したいので、ぜひご意見を

お寄せいただきたい。

(3) 国鉄余剰人員の雇用対策について

現在、国会において国鉄関連法案が審議中であるが、今後国鉄の分割民営化による新経営体への移行に伴い、国鉄職員のうち、6万1千人が余剰人員となり、これを新経営体以外で吸収する必要がある。そのうち、3万人を公的部門が引受けることになっているが、うち1万3千人を国家公務員として各省庁で分担して引受けることになった。これに対し、各省庁からの採用申込みは現在8,750人であり、国立大学校関係については、ご協力をいただいたおかげで61年度については最終的に約150人の採用見通しが立ち、また65年度初めまでに約500人の採用申込みがあったが、まだ目標数との間に隔りがあるので、今後各大学個別に一層のご協力方をお願いしたい。

(4) 国家公務員の4週6休制の試行について

このほど、人事院は4週6休制（4週間に2回の土曜日について職員が交代で休む）を来る11月30日から約1年間試行することを決めた。文部省関係においては、この試行に義務教育関係の付属学校教員等を除く教職員が一斉に参加する方針であり、過般これの具体的実施案を作成のうえ各大学宛通知した。なお付属学校義務教育職員については、他の公立学校の教員との関係もあるので、別途検討することとしている。また、大学附属病院等については、一斉4週6休方式による試行が困難な場合には、人事院と協議のうえ弾力的な方式で実施することも可能である。

野崎会計課長

○ 昭和62年度概算要求について

昭和62年度文部省概算要求は、経常部門10%

減、投資部門5%減、のきびしいマイナスシーリングの中でまとめた結果、配付資料2「昭和62年度概算要求額総表」のようになった。

文部省一般会計全体のシーリングの枠によれば825億円の減となるが、一方人件費等の義務的経費の増がありトータルで66億円の増ということになった。

国立学校特別会計については、663億円の増を要求しているが、一般会計からの繰入れは208億円の増で残りの454億円は自己収入等で努力することとしている。

文部省の予算は予算全体に占める人件費の割合が高く、しかもこれが年々漸増している。このため、今回特別会計でも、人件費が前年度比337億増となったのに対し物件費の方は逆に128億円の減ということになった。しかし、教育・研究経費については減にならないよう配慮したつもりである。

一方、国の一般会計予算についてみると、61年度予算総額54兆円の1/5に当たる11兆円だった国債費は、62年度概算要求では総額57兆円の1/4に相当する14兆円となり、61年度末の国債残高は143兆円の巨額に達している。このため今後とも厳しい予算編成を強いられることが予想される。

それから、今年度の人事院勧告完全実施により国家公務員のベースアップは2.3%となったが、これに要する額700億円は、今回の概算要求には見込まれていない。したがって、今後査定段階でこれをどう埋め込むかが課題となっている。したがって、国立大学の不用地の売却等自己努力による財源捻出が要請されており、文部省では先般、各大学における土地の利用状況について個別にヒアリングしたところであるが、この点について今後、土地信託制度の活用

等も含め自己収入の努力工夫について各大学とも真剣にご検討下さるようお願いいたします。

富岡大学入試室長

○ 新テストに関する問題等について

臨時教育審議会の第1次答申(昭和60年6月)における「大学入学者選抜制度の改革」に関する提言を承けて文部省は、大学入試改革協議会を設けて、共通第1次学力試験に代る“新テスト”についての検討をすすめてきた。そして、同協議会では、60年10月開催された教育改革推進閣僚会議が“新テスト”について64年度実施を目指すという決定を行った後、61年7月に最終の「まとめ」を報告した。

文部省ではこの「まとめ」に示された“新テスト”についての具体的細目に関する検討をすすめることとし、この検討方を大学入試センターに依頼した。同センターでは「新テスト(仮称)に関する調査検討委員会」を設けて、目下“新テスト”に関する当面の具体的実施案の取りまとめについて原案(配付資料7)をもとに検討がすすめられているところである。

また、“新テスト”の実施に向けて、文部省では来年度概算要求として、大学入試センターの改組充実、試行テスト実施のための予算等の要求を行うとともに国立学校設置法整備の準備に取りかかっている。

“新テスト”の問題について概ね以上のように述べられたのち「配付資料7」についてその概要の説明があった。

このほか、受験機会の複数化に関連して、次の点について説明があった。

①各大学の入学者選抜決定業務が輻輳することが予想されるが、入学定員割れが生じることのないよう定員確保に極力努められたいこと、

②受験生の増加が予想されるが、そのための入試業務関係経費の増額を財政当局と協議中であること、③昭和63年度以降の各大学第2次試験の試験教科・科目数については削減する方向で検討してほしいこと、④各大学の合格者決定業務の円滑化を図る趣旨で、国公立各大学間における入学手続状況に関する情報交換の取扱要領を作成したこと(＝国大協第2常置委員会)、⑤受験機会の複数化に伴い、二つの国立大学・学部合格した受験者が、一方の国立大学・学部に入学者となった(入学料を納付)のち、その入学を辞退し、入学手続の変更が認められている期間(3月25日)までに他方の大学・学部に入学者となる場合には、入学料を免除することとなったこと(「国立学校における入学料の免除に関する取扱要領の一部改正について(通知)」)。

佐藤大学課長

○ 臨時教育審議会の審議事項に関連して

(国立大学における人事・会計制度における改善状況等について)

去る4月に臨時教育審議会より「教育改革に関する第二次答申」が取りまとめ公表され、同審議会では引続き第3次答申に向けて審議がすすめられている。その第3次答申については、来年1月を目途に審議経過の概要が取りまとめられ、3月乃至4月に答申されることになるものと思われる。

高等教育の改革を担当する第4部会では、第3次答申に向けて「大学の組織と運営」について①大学の管理運営②大学の教員及び職員の問題③高等教育財政④大学の設置形態の4つをテーマとして目下審議が行われているところであるが、その中では設置形態が最もシビアな問

題であると考えている。

配付資料5の「国立大学における人事・会計制度の概要等」は、現行の人事・会計制度の概要とその特色並びに人事・会計における個別課題の改善状況、今後の検討点を整理したもの

で、第4部会に提出したものである。

概ね以上のように述べられたのち配付資料5について詳細にわたり説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日時 昭和61年10月27日(月) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井、黒田、関、藤巻、北條、八木、新野、近藤、熊谷、桧、添田、安永、糸賀、遠藤(尚)各委員
遠藤(丞)、室屋各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶があり、次いで先日(9.17)行われた臨教審第4部会での意見聴取の状況についての報告があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 国立大学の役割と今後の課題について

これについて委員長より次のように説明があった。

「国立大学のあり方について」は先(8.18)に行った各大学長宛のアンケート調査による意見を集約し、かつ委員会での検討結果をも踏まえて、一応私の手許でまとめた「国立大学のあり方について」を委員会に提出し審議をお願いしたが、種々の観点から再検討することとなった。そこで、各委員にこのまとめの内容について、文書をもって改めて意見を提出していただくことにした。その結果、多数の委員の方々から貴重なご意見をいただいたので、これを参考に「国立大学のあり方について」の総体的なまとめを私と新野委員で作成した。

本日は、このまとめ「国立大学の役割と今後の課題」(案)について、いろいろとご意見を

伺いたい。

以上のように述べられたのち、この(案)の検討に入り、おおむね次のような意見の交換が行われた。

○ この「まとめ」はどのような目的で作成されようとしているのか。

○ 「国立大学のあり方」については、以前、山村第1常置委員長のときに「中間まとめ」として報告書が公表されている。この「中間まとめ」を受けて、今度の報告は、6月の国大協総会においては中間報告として「国立大学のあり方に関するアンケートの概要」について報告し、その後、主として「国立大学の役割と今後の課題」という観点から検討を行い、共通の同意が得られた結果について、これをまとめ、報告しようと考えている。

○ 仄聞するところでは、私立大学関係では、私立大学の重要性についてまとめた文書を臨教審の方に提出されたということであるが、この報告書が出れば臨教審の方では、やはり国立大学のあり方の問題として重要視されることが考えられる。

○ この(案)の、「今後における課題」とい

うところでは国立大学の役割を強調するため、特に科学技術の急速な変化に対応する研究のこゝを中心にして書いてあると思うが、この項の一つとして科学技術の進展とそれに伴う産業構造の変化に対応するリカレント教育の必要性についても書いておくべきではなかろうか。

以上のほか、文中の適切ではないと思われる箇所および字句の修正などについての指摘があった。

このような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日の午後行われる理事会での報告では、この（案）を基に、ただいまの検討結果を加味しながら報告しておきたいと思うので、ご了承を得たい。

なお、本日ご指摘のあった箇所については早速修正して後日各委員宛送付することとする。

2. 大学における評価について

「大学における評価」に関するアンケート集計結果について、配付資料をもとに、北條委員より概ね次のように説明があった。

大学の評価に関するアンケートの回答は、95大学中92大学から寄せられた。その回答を整理してまとめてみると大体配付資料に示されたようなご意見である。

もう一つの資料「評価に対するアンケートのまとめ（案）」は、八木委員が回答の全体を集約し簡単にまとめられた資料である。これについては八木委員より後ほどご説明願いたいと思う。

また、各大学より研究・業績に関する印刷物のサンプルが資料として回答に添えて国大協事務局まで届けられているので、ご参考までにご

覧おきたい。

評価に関するアンケートについては、初め考えたほどの強い抵抗感はなく殆どの大学から回答が寄せられたが、評価の問題に対しては若干の認識の違いのあることを感じた。

研究業績リストが即ち評価につながるというような考えや、評価というのはそのようなことではなく、内容について批判を経たものが評価になるというように考えるといった認識の違いがある。しかし、一応評価については教官の研究・教育の業績に基づいて行う必要があると考えられているようである。

次に、今後評価についてどのように検討していけばよいかということであるが、客観的な評価でなくてはいけなとか、自然科学系と人文・社会科学系との評価の基準が違うのをどうするか、また教育の業績をどのように評価すればよいかということも考えなければならないだろうし、あるいは場合によっては管理者としての評価も含めて考えなければならないのではないかと思う。

ただ、評価の問題は、数値的なものだけで行うとすれば問題があるし、また質の面がおろそかになっては、これは大学の本質に悖ることにもなるのでなかなかむずかしい問題である。

全体を通じて言えることは、評価の問題はどうしても避けられない問題であり検討すべきではないかというのが、大部分の意見であるが、それとは逆に評価をやるべきではないという意見も極めて少数ながらあった。

今後の作業の問題であるが、専門委員の方々に協力いただいて外国における評価の状況などについても調査し、この問題をもう少し詰めて検討していくことにしたいと考えている。

ついで、八木委員より次のように説明があった。

評価についてのアンケートの回答について、遠藤（丞）専門委員の方で非常によくまとめていただいているので詳しく知りたい方は、その方の資料をご覧くださいと思う。

私のまとめは、寄せられた回答全体を見て集約すればこのようになるのではなかろうかということでもまとめたのが、配付資料としてお手許に差し上げた「評価に対するアンケートのまとめ（案）」である。

このような前置きののち、配付資料をもとに、その要点について説明があった。

以上のような説明があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日午後開催される理事会の委員長報告では、評価の問題について、アンケートを行った関係上回答結果について報告しておくべきであるとする。そこで、八木委員のまとめられた資料「評価に対するアンケートのまとめ（案）」を参考に、回答の意見を集約して述べ、今後も評価の問題については検討を重ねていくつもりである旨報告しておきたいと思うのでご了承を得たい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日 時 昭和61年11月13日（木） 12:00～13:00

場 所 学士会館 203 号室

出席者 石田委員長

藤井、黒田、阿南、小菅、関、藤巻、北條、八木、飯島、新野、熊谷、松、添田、安永、糸賀、遠藤（尚）各委員

石田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日お集まりいただいたのは、「大学における評価の問題」についてご意見をお伺いしたいためであるが、評価の問題については北條委員を中心に検討していただいているので、同委員より先ずご説明を伺ったうえでいろいろとこれについてのご意見を伺うこととしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 大学における評価について

これについて北條委員より次のように説明があった。

先に行った各大学長宛の評価に対するアンケ

ートについては95大学中93大学より回答があった。

この回答を見たところでは、「評価はやるべきでない」という回答は一枚もなかった。しかし、問題が全然ないというわけでもないの、これから問題点と思われる点については十分に検討していかなければならないのではないかと考えている。

自己評価ということについては、大学の自治のもと自主的にやるというのが基本であって、画一的に行うものではないということを重点に考えていきたいと思っている。

これから作業を進めるについては専門委員の方にも加わっていただきたいと考えており、新しく専門委員を1名補充していただきたいと思

う。その人選については、昨年6月、第1常置委員会で報告書「大学の在り方について（中間報告）」をまとめたときの小委員会のメンバーであった市川惇信教授（東京工業大学）に再びお願いしたいと考える。ご本人の承諾を得てメンバーが揃えば、評価について一体どういう方法があるか、あるいは諸外国等の状況はどのようなものであるかというようなことを調査して、資料を揃えて報告したいと考えている。

現在は臨教審でも任期制の問題とからめて「大学における評価」という問題を採り上げていろいろと議論されているということであり、国大協としても論議を煮詰め、問題点を把握しておく必要があろう。

従って、今後はできるだけ専門委員会を頻繁に開いて検討し、その状況については逐一本委員会に報告してご相談申し上げたいと考えている。

ついで委員長より、ただいまの説明の中で新たに専門委員を1名補充したい旨の提案があったが、特別に異議がなければ市川教授（東工大）に専門委員を委嘱することにしていかがであらうかお諮りする、と述べられ、これを承認した。

つづいて、北條委員より今後の検討方針について次のように述べられた。

大学における評価の必要性について、先ず国立大学の各教官方に現状認識をしていただくことが重要であると思う。そして教官各個人の認

識が評価を大学の将来の発展、あるいは活性化に向けてのよい面として捉えて貰えばよいと考える。今後は、アンケートの回答をよく読んで各学長のご意見を十分に踏まえた上で検討していくこととしたい。

以上のように述べられたのち、これについておおむね次のような意見があった。

- 自前の評価であるということを強調した方がよいのではないか。
- 数量的評価ということは適さないのではないかという意見があるが、それではどれだけ内容の評価ができるかという問題があるのではないか。
- 学部や学問別に評価のあり方が違うのではないかという問題も考えられる。
- 研究の評価については、諸外国等でこのようなよい例があるというようなことを教えていただければ、検討していく上で非常に役立つのではなかろうか。
- 資料の収集は検討していく上で是非必要であらう。
- わが国は、自己評価ということについて非常にやりにくい国であるように思う。評価について制度化する前に、先ず、評価の事例について情報交換を行い、これによって問題意識を高めていくことがよいのではなかろうか。

おおむね以上のような意見の交換を行い、本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日 時 昭和61年10月30日(木) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、久佐、前川、井出(代理:鈴木学生部長)、
鞠谷、津田、本陣、脚坂、山田、田中、木村、
坂上、井上、保田各委員
松井、金子、猪岡各専門委員
(大学入試センター)莞天所長、加藤管理部長
(オブザーバー)都賀東大入試課長

丸井委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より開会の挨拶と、井出委員の代理として出席された鈴木千葉大学学生部長の紹介および議事の関係で招請した大学入試センターの莞天所長、加藤管理部長ならびに都賀東京大学入試課長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 「昭和62年度国立大学補欠(追加)合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について

このことについて委員長より次のように説明があった。

受験機会の複数化を実施する昭和62年度入学者選抜においては、各大学とも合格者の決定等の業務を行うにあたって、受験生の他大学入学手続状況に関する情報交換ということが重要な業務になるものと考えられる。それで、この業務が各大学の緊密な連携のもとに適正かつ円滑に実施できるように配付の「昭和62年度国立大学補欠(追加)合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」を作成したので、これについてご審議いただきたいと考える。

なお、この「取扱要領」について去る10月24日開催した入試改善特別委員会に付議したとこ

ろ、第2常置委員会において扱うよう提議され、更に同月27日開催された理事会においてもこの旨が了承されたので、本日ご了承が得られれば、委員長名をもってこれを各大学長宛送付することとしたい。

以上の説明について、都賀東大入試課長より配付資料「昭和62年度国立大学補欠(追加)合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について詳細にわたって説明があったのち、同案について審議を行った。その結果、これを了承するとともに委員長名をもって各国立大学長宛送付することとした。

2. “新テスト”に関する審議状況について

このことについて委員長より次のように述べられた。

田中入試改善特別委員会委員長には去る9月30日付をもって退任され、その後、井出副委員長が代行されていたが、入試改善特別委員会委員長は慣例で副会長が当たることになっているため、去る10月27日開催の理事会において副会長および入試改善特別委員会委員長の選任が行われた結果、西島京都大学長が副会長に選任されるとともに同委員会委員長に就任されることとなった。

その入試改善特別委員会では目下、“新テス

ト”の問題の検討と並行して共通第1次学力試験の意義と問題点、受験機会の複数化に伴う各大学の補欠決定業務に係る問題について、事前選択制について、等の検討が行われている。

なお、“新テスト”の問題については、先般大学入試センターの中に「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」が設けられ、すでに“新テスト”の具体的問題についての検討が始められているので、その審議状況について堯天所長にご説明をお願いしたい。

ついで堯天所長より、「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」（以下、単に「調査検討委員会」という）設置の経緯、および組織等について説明があったのち、調査検討委員会の審議状況について、概ね次のように説明があった。

調査検討委員会は、発足後去る10月14日（火）および同月18日（土）の2回開催したが、10月14日の第1回目の会議では、調査検討委員会の位置づけについて、大学入試改革協議会の答申を踏まえて、“新テスト”に関する諸問題について具体的検討をすすめる、それを中間段階で関係諸団体に報告しその意向を聴いて問題点を整理したうえで同協議会に報告するが、実施方法・時期等を決定するものではなく、また、新大学入試センターの在り方等を決定する組織でもない旨を確認した。そのうえで、今後検討を要すると思われる問題について「大学入試改革協議会まとめ」に盛り込まれた事項を整理した資料をもとに自由討議を行った。

また、10月18日の会議は、前回委員会における各委員の意見を踏まえて作成した「新テスト（仮称）に関する当面の具体的実施案について（想定案）」および「新テスト（仮称）におけ

る試験時間割及び出題教科・科目等（試案）」ならびに「新大学入試センターと各大学の業務の流れ（試案）」を提示し、これをもとに“新テスト”の具体的問題について検討を行った。

概ね以上のような説明があり、これについて若干意見交換が行われた。

3. 共通第1次学力試験の試験地区における「地域割」変更についての埼玉大学からの要望について

このことについて委員長より次のように説明があった。

前回の委員会において、埼玉大学長より提出のあった、埼玉地区の共通第1次学力試験志願者の一層の増加が予想される昭和63年度以降、埼玉県南部地区（川越市等17市・町）の受験者を東京地区へ「地域割」変更措置を講じてほしい旨の要望書をご披露するとともにこれの取扱い方についてお諮りしたところ、従来のルールに従って当該地区学長会議の意向を伺うこととなった。去る10月17日に開催された関東甲信越地区学長会議においてこのことについて協議いただいたところ、この問題について当事者間で検討することが了承されたので、今後実務者レベルで検討をすすめてゆくこととなった。

4. 共通第1次学力試験の試験場設定についての横浜国立大学からの要望について

このことについて委員長より次のように報告があった。

前回の委員会において、横浜国立大学長より提出のあった神奈川地区における共通第1次学力試験の試験場を横浜国立大学の所在する横浜市以外に、同市に隣接する市（大和市、横須賀市など）に新たに設置を認めてほしい旨の要望

についての取扱い方について協議を行い、同地区が試験場問題で特別困難な実情にあるものと判断されたため、「試験場問題について特別困難な実情にある」と認められる地区については理事会の承認を得てこれを認めるという慣例にもとづきその承認を得ることとし、これを去る10月27日開催の理事会に諮った結果、了承されたので、ご報告申しあげる。

5. 共通第1次学力試験の成績提供について

委員長より、共通第1次学力試験の成績提供について某大学から寄せられた照会内容（同一学部において学生定員をAグループ、Bグループ半数ずつに分けて第2次試験を行い、Aグループの試験教科については5教科全教科を、Bグループについては国語、数学、外国語の3教科と社会または理科のいずれか1教科選択による4教科となっているが、そのBグループの成績提供について、受験生が選択教科について社会、理科のいずれも受けている場合には、その両方とも成績提供してほしい、というもの）について説明があり、これの取扱いについて協議を行った結果、照会の件は、共通第1次学力試験の成績提供についての基本原則（①大学からの請求に基づいて行うこととする。②入学者選抜の公平な実施の確保および入学志願者のプライバシーの保護の観点から当該大学の入学者選抜に用いる限り請求できる）に抵触するので適当でないということになり、この旨を先方に回答することとした。

6. 共通第1次学力試験の成績請求・提供に係る九州地区国立大学と大学入試センターとのオンライン化について

このことについて委員長より次のように述べ

られ、了承された。

南九州地区8国立大学における共通第1次学力試験の成績請求・提供業務について、熊本大学を中心に同地区と大学入試センター間をオンライン化して実施したい旨同地区からお申し出があったが、これについては、既に北海道地区でも実施されており、特に問題もないので、ご了承いただきたい。

7. 帰国子女に対する特別選抜試験の実施期日等について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

この問題については前回は取り上げたが、特別枠により実施される帰国子女に対する選抜試験については、昭和62年度は国立大学は39校において実施されることになっているが、従来この入試の試験日が不統一なため、一人で幾つもの大学（学部）を受験することができる一方、安易に合格辞退をするケースも少なくないといわれている。

それで、これら帰国子女に対する特別選抜の入試期日を各大学間で調整するなり、あるいは受験回数の制限を図るなり、何らかの対応措置を講じる要がないかどうか、関係大学宛アンケートを行っては如何であろうか。そして、そのアンケート結果を踏まえてこの問題の検討を行うこととしたい。

8. 中国引揚者子女に対する入学の扱いについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

この問題についても今後の検討課題として前回の委員会で触れたが、中国引揚者子女に対す

る国立大学受入れについて、帰国子女に準じて特別枠による選抜というような形で実施できないものかどうか検討を行うこととしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回 12月3日(水) 13:30~16:00

第2 常置委員会

日 時 昭和61年12月3日(水) 13:30~15:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

小林、福土、久佐、前川、井出、鞠谷、津田、
本陣、山田、木村、井上、保田、松角各委員
金子、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長
(オブザーバー) 都賀東大入試課長

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、学長の交代に伴い新たに委員に就任された松角康彦熊本大学長および上寺久雄兵庫教育大学長(本日欠席)の紹介ならびに本日の議事に関する資料説明のため出席した都賀東京大学入試課長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 昭和62年度の入試業務に関する情報交換について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の審議のうえご丁承いただいた「昭和62年度国立大学補欠(追加)合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について去る11月7日付で委員長名をもって各大学宛に送付したが、その後、この取扱の世話大学である東京大学で「同取扱要領」の補足として配付の参考資料「[昭和62年度国立大学補欠(追加)合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領]の実施について」が作成され、これを同大学入試課長から近く各大学入試担当課長宛に送付することとなっ

た。なお、来る12月23日大学入試センターにおいて各国立大学入試業務担当者を招集して共通第1次学力試験実施に関する説明協議会が開催されるが、その際に、この情報交換事務取扱要領に関する詳細について、東京大学都賀入試課長が説明に当る予定である。

以上のように述べられたのち、都賀入試課長より配付資料「[昭和62年度国立大学補欠(追加)合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領]の実施について」について説明があった。

2. 海外帰国子女の特別選抜試験に関するアンケート調査について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

前回の委員会において、帰国子女に対する選抜試験の実施方法等の改善を図ることとし、まず差し当って帰国子女受入れ校を対象にアンケート調査を行うことが了承された。それで、その調査票について、どのような設問項目にすればよいかご検討頂きたいが、本日は生憎その時間の余裕もないので、この次審議するまでに私

が調査票の原案（各大学における受入れの実態のほか、受験回数を定めることの是非、是とした場合にその回数、また試験の実施時期、試験方法等）を作成し、それをもとにご審議頂いたうえ成案を得たいと考える。

3. 中国引揚者子女の国立大学への受入れについて

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

中国引揚者の子女の国立大学への受入れについて、前回の委員会において、現在海外帰国子女に対し執られている特別枠による選抜試験に準じて特別措置を講じることができないものかどうか検討をすることとした。

その後、この問題に関し文部省留学生課の意向を打診してみたところ、「日本語の統一試験」（日本国際教育協会で実施）を課し、これに各大学ごとに面接等を加えるといった選考方法が考えられないであろうかということであった。

この受入れの問題については、既に大学進学年齢期に達している子女もいることであるので、速やかに解決を図る要があり、更に文部省とも連絡を取りつつ検討してゆくこととしたい。

なお、帰国せず中国に残留する中国籍の者については国費留学生として取扱うことが適当であろうと考える。

4. 昭和63年度共通第1次学力試験の実施期日について

このことについて委員長より次のように述べられた。

共通第1次学力試験の実施期日については、従来1月最終の土曜日および日曜日の両日をこ

れに当てており、これに倣えば昭和63年の実施期日は1月30日および31日ということになるが、実施後の諸日程等の関係がありその1週間前に繰り上げてはいかがかと考えている。これについて大学入試センターより説明を伺うこととしたい。

ついで、堯天大学入試センター所長より、昭和63年度共通第1次学力試験の実施期日について、配付資料をもとに、試験実施後の諸日程、特に成績請求・提供時期、推薦入学発表時期等を勘案すると、第3週の土曜日（1月23日）および日曜日（1月24日）とすることが適当と考えられるので、これについてご検討いただきたい旨説明があった。

これについて協議が行われた結果、昭和63年度共通第1次学力試験の実施期日については、1月23日（土曜日）、24日（日曜日）を本試験、1月30日（土曜日）、31日（日曜日）を追試験日とすることとし、この旨2月末開催の理事会に諮ることとした。

5. 共通第1次学力試験における身体に障害のある者に係る受験特別措置について

このことについて加藤大学入試センター管理部長より次のように説明があった。

大学入試センターでは、特別問題作成部会分科会において身体に障害のある入学志願者に対する共通第1次学力試験の試験時間等について調査・研究をすすめた結果、健常者の1.3倍程度の延長が適当との結論となったが、これについては司法試験等とも関連があるので、関係省庁とも協議のうえ最終的結論を得ることとし、この旨去る2月20日開催の本委員会にご説明し、ご了解をいただいた。

その後、この問題について関係省庁と協議した結果、同分科会案が了承されたので、先般大学入試センターでは同案を実施方専門委員会および運営協議員会に諮って、決定した。

以上のような説明に続いて、改めて配付資料「共通第1次学力試験における身体に障害のある者に係る受験特別措置について」について説明があった。

以上の説明について委員長より、ただいまの大学入試センターからの説明を了承し、できるだけ詳しい資料を提出するよう検討していただくこととしてこの受験特別措置を昭和63年度より実施することとしてよろしいかどうかお諮りした旨述べられ、協議の結果、これが了承された。

6. “新テスト”に関する審議状況について

このことについて委員長より次のように述べられた。

去る11月開催の総会において、入試改善特別委員会から「“新テスト”についての見解」が提示され、論議のうえこれが了承された。

その後去る11月22日には、会長および両副会長が塩川文部大臣と会談し、主として“新テスト”の問題を巡って懇談を行った。この会談において本協会側から文部大臣に「見解」を説明するとともに、入試改善にあたっては慎重な検討方と、その実施に向けての各大学での合意が必要である旨重ねて強調した。

一方、11月27日には大学入試改革協議会が開催され、“新テスト”の実施時期を巡って種々論議が交わされた結果、これについて従来政府が目標としてきた昭和64年度を一年延長することが適当である旨の意見となった。

この大学入試改革協議会の意見に対し文部省は、同協議会の意見を尊重して、“新テスト”の実施時期を当初の目途であった昭和64年度を1年間延長するとの意向を固め、これが12月2日開催の閣議で了承された。

なお、同協議会の審議の模様について当日委員として出席された堯天大学入試センター所長よりご説明いただくことといたしたい。

以上のように述べられたのち、堯天所長より同協議会における論議の模様について詳細にわたる説明があった。

以上の説明について若干意見交換が行われた。

次に、委員長より、第2次試験に関する二点の問題について以下のような報告があった。

(1) 昭和63年度以降の第2次試験の実施期日の繰り上げについて

昭和62年度より受験機会が複数化されることになったが、これに伴い各大学とも入試業務が輻輳することが必至のため、昭和63年度以降第2次試験を2月にまで繰り上げることを検討することとなった。しかし、これについては、一部私立大学の入試期日と重なることが予想されるので、私立大学と調整を図る要があり、そのための協議会開催について私立大学団体連合会へ申入れを行った。これに対し、先方から協議に応ずる旨連絡があったがまだ日程の調整がっていない。

(2) 昭和63年度以降の各大学第2次試験の試験教科・科目数について

このことに関し、文部省の関係者から、昭和62年度より共通第1次学力試験の試験教科・科目数の弾力化が図られたが折角のこの措置も第2次試験の試験教科・科目が逆にふえるような

ことがあると受験生の負担感が却って増すことになるので、63年度以降の各大学第2次試験の試験教科・科目数について今よりふやさないよう考えてほしい旨の要望があったので、ご報告申しあげる。

このほか、昭和62年度共通第1次学力試験出願状況について加藤大学入試センター管理部長より配付資料をもとに説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

次回昭和62年2月19日(木) 13:00~16:00

第4常置委員会

日時 昭和61年11月11日(火) 13:30~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 黒木委員長

南部、石井、渡部、喜多、野村、町田、梶川、加藤、武田、川端、後藤、関田、楠田、岡本各委員
小島、熊沢、中条、安藤、森嶋、日下各専門委員
(文部省)横沢人事課給与班主査、厚谷給与第四係長

黒木委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日出席の横沢文部省人事課給与班主査および厚谷同課給与第四係長の紹介があり、次に報告事項として「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「人事院勧告の取扱に関する要望書」および「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を去る7月それぞれ関係省庁の総務庁、人事院、文部省に提出、その実現について要請した旨述べられ、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 専門行政職問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

本日は去る3月に文部省から提示があった所謂第2次案(技術職員待遇改善検討会における検討状況のまとめ)に対して、現時点における当委員会の考え方をまとめてもらい、明日の総会に提出し各学長から意見を伺ったうえで、今後の打開策をたてたいと考えている。配付資料「技術職員待遇改善検討会第2次案に関する見

解(案)」は当委員会の小委員会で数次にわたる検討を経て作成されたものであり、これについてご審議願いたい。

この「見解(案)」の構成は、前半は専門行政職問題について今までの経緯を述べており、次に第2次案に対する当委員会としての見解ならびに今後の打開策と続き、最後は、まとめとして研究教育支援体制の強化、活性化のための施策となっている。

そのうち第2次案に関する見解の骨子は、「第2次案で提示された技官の区分方式についての各大学内の合意形成をもとに、国立大学協会としての意思を統一することは、現時点においてきわめて至難である」という点であるが、今後の打開の方策として技術職員の待遇改善や教育研究の活性化を図ることを目途とした改善策につながるであろうと考えられる検討中の複数の試案を提示している。これは、もとより二者択一の案というものではない。

ついでさらに委員長から、複数の試案の内容や研究教育支援体制の強化および活性化を図るための諸施策などの説明があったのち、この専

門行政職問題と取り組んでいくと、組織体制の改善問題、行財政の問題、技術革新への対応に関する問題、資格認定試験や研修に関する問題などに拡がり、これらは、当委員会としても避けて通れない諸問題となるが、当委員会の所掌事項の枠を越える事柄もあるので、関連委員会と連絡をとりながら検討する必要も生ずるのではなからうかと思われる旨述べられた。

また、C案を具体的にいうとどのような案になるのか、との質問に対して委員長から、C案

は現行の行(一)俸給表の体系の中で研修や資格認定を実施して官職整理をしたうえ、行(一)上位等級の定数増加を図るとともに将来的には専行職俸給表を目指す案であるが、この案を実施する過程には相当詰めなければならない諸問題をかかえている旨述べられる等、種々の意見の交換があり、その結果、原案を一部修正したうえ委員会の「見解」として了承され、これを明日の総会に提出することとなった。

以上をもって本日の会議を終了した。

第5常置委員会

日 時 昭和61年11月11日(火) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 田中委員長

鈴木、菅野、長、佐藤、横山、佐々、太田、森、早川、東江各委員

光田専門委員

(文部省)田原国際教育文化課長、鈴木専門職員

田中委員長主宰のもとに開催。

初めに委員長より先般来日(昭和61. 9. 18~9. 30)されたドイツ連邦共和国大学学長招致事業の報告がなされた後、その実現方に種々ご尽力を賜った関係の方々に対して謝辞が述べられた。

〔議 事〕

1. オランダ国大学学長の招致について

これについて委員長より次のように述べられ、了承された。

前回委員会(昭和61.5.8)において本年度外国学長招致国をオランダとすることを決定いただいたが、その後直ちに文部省を通じ、先方に招待の案内をするとともに、訪日学長・訪日時期・訪問希望先等をも照会した。そして先方の希望等を勘案し、滞在日程案を作成した。これについては、急を要することでもあり、特に委

員会を開催せず、文書(昭和61. 10. 11付国大協総第161号)をもって委員各位のご了解を求めたところであるが、本日改めてご承諾を得たいと考えお諮りする次第である。なお、来日学長は次の3名である。

Prof. Dr. J. J. M. Beenakker (ライデン大学学長)

Prof. Dr. D. W. Bresters (アムステルダム大学学長)

Prof. Dr. J. M. Dirken (デルフト工科大学学長)

2. 昭和62年度外国学長招致国について

これについて委員長より次のように述べられた。

昭和62年度の外国学長招致国の選定について、ご協議をお願いしたい。なお、本日の協議資料として配付された「学者・専門家招致事業

による「大学長招致被招致国選考基準（案）」および「主要未招致国（例）」ならびに「文部省及び国立大学協会による大学長招致について」（昭和49～61）を参照していただきたい。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見交換が行われた。

- 学長招致国は教育・学術水準が高く日本にとって得るところが多い国のみを対象とするよりも、むしろ発展途上国の学長を招致し、日本の大学における研究・教育事情の情報を与えることも、また相互に得るところ大であると考ええる。
- 現在、留学生受入れが重要な問題となっている。その意味では、現在留学生数の多い東南アジアから招致することは、相互に実質的なプラス効果をもたらすものと考ええる。
- 私費留学生も含め、日本への留学生の約8割は中国・東南アジアの学生である。特に中国・マレーシア・インドネシアからは政府派遣留学生を送ってきており、日本に対する教育・学術上の協力要請が強いので、そのような国を対象とするのも一つの方法である。但し中国とは毎年日中学長会議を実施しているので、対象から除外してよい。
- 昭和52年度にマレーシア国の大学長を招致したが、その時は事情があり1名が来日されただけであったので、改めて来年度考えてみたかどうか。
- 相手国の事情もあるので、ここで招致国を決定せず、委員長に一任したらどうか。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられた。

本日の協議を踏まえ、また文部省とも連絡をとり、先ずマレーシア国を候補として来年度の招致国を決定したいと考える。

3. 教員および研究者の国際交流について

初めに委員長より次のように述べられた。

当委員会の所管事項は大学間の協力で、その活動の一環として毎年外国学長招致事業の実施の他、所管事項にかかる種々の問題に関し協議を重ねてきているが、最近の動向をみると国際交流の問題が一層重要視されてきているので、佐藤委員からの提案もあり、今までの当委員会での検討も踏まえ、同委員に問題点の整理をお願いした。

続いて佐藤委員より、標記テーマ（次の議題も同様）に関しては過去における当委員会での検討、臨教審答申、「21世紀への留学生政策」等各種調査報告書を参考にして問題点の整理をした旨の前置きがあったのち、各項目について簡潔な説明があった。その主な項目は次のとおりである。

- ① 教員・研究者の海外留学および派遣
- ② 外国人研究者の受入れ
- ③ 大学間協定と大学間交流の促進

以上の説明に関連し、田原国際教育文化課長より概ね次のような説明があった。

現在、外務省と文部省が中心となり、諸外国と定期的に文化・教育交流のための政府間レベルの協議を行っている。先般、そのためにカナダ・メキシコ・アルゼンチンを訪問し、各国の政府・大学関係者と面談し種々お話を伺ってきた。このたびの訪問を通じ、特に要望が強かったのは、ただいま佐藤委員からも説明のあった大学間協力・交流の要請である。本日資料とし

て持参したのは、メキシコとの会議の席上提出されたもので、先方は具体的かつ詳細に大学間交流促進の計画を立案し要望している。

会議の席上、私共としては即答できかねる問題であるため、先方に対しては、この交流・協力に関しては、大学がイニシアティブをとり、政府がそれに対し援助するのが現在の慣例で、政府主体による交流促進は困難である旨の説明をしてきた。

本日の協議内容とも関連することでもあり、財政問題も含め検討願えればと考える次第である。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- メキシコ以外の国はどうであったか。
- カナダは文化交流が主だったが、アルゼンチンはメキシコと同様で、テーマを定め具体的に交流を要望している。一般に、開発途上国は直接国づくりに役立つ、高等教育機関を中心とした教育・学術上の交流の要請が強いといえよう。
- 教官交流は専門の研究活動を通じ比較的实施されていると思う。
- メキシコ等の要望は留学生派遣、教官派遣、教材の交換、研究資料の交換等々、大学という組織対組織で継続的に教育・研究の交流活動を促進したいというものである。
- 大学間協定を締結しても、財政的裏づけがなく、実質的活動は不可能というのが現状である。たとえば、私共大学として国際交流資金の募金に努力することは勿論であるが、一方、文部省にあっては募金に関し、仕易くする等の措置に関しご配慮願いたいと考える。
- 地域により経済的基盤も異なり、通常地方

大学は募金能力も低い。従って、大学が個々にその種の財団を設置することは仲々困難であろう。個人的には、政府が中心となり、財政的基盤のしっかりした財団を中央に設置願ひ、各大学にそれぞれ実情に応じ然るべき資金が配分されるような方法を講じていただければと思う。

- 現在実施されている国際交流関係事業を上手に活用すれば、各大学の要望の大方は充足可能ではないかと思うが、それら事業を整理集約した表がないので、そのリストアップが可能となれば非常に参考となろう。
- 文部省の助力を得て、リストアップが可能となれば各大学とも大変助かる。
- メキシコ等の要望は一種の組織的・継続的な大学間交流で、現行制度下のものをある程度は活用できるが、特定大学との長期的な国際交流事業とすることには困難な面もある。この種の大学間交流を促進するためには、まず大学がイニシアティブを持ち、かつそれを推進できるだけの財政的裏づけを持つことが必要であろう。なお、その財団設置に関し、国費で賄うか、民間活力をあおぐか、また先程話にあったように中央に一つ、そのような組織を設置するか、あるいは地域ブロック毎に設置するか、いろいろ考え方があろう。
- 現在文部省は、各大学に国際交流課および国際主幹を順次設置し、その事務機構の整備充実を図っているが、小規模大学は、まだそのようなセクションは未設置で、協定締結とか、教官招へい等実務は教官の仕事となっている。しかし、これらの業務はある程度類型化が可能であるので、それができれば少人数の定員でも対応が可能となろう。是非各大学にそのような課なり係の設置をお願いした

い。そうすれば、大学における国際交流も一層活発化しよう。

- 先程の話に関連するが、募金に関し勿論大学として努力するが、一方、文部省等政府からの資金助成があれば、一層民間資金は集め易くなる。是非、この点ご配慮賜りたい。なお、これに関し、要望書を提出したらどうであろう。
- 要望書を作成する前に、各大学の国際交流の実情について調査する必要があるのではなからうか。それについては、大学の事情も考え、極力項目を絞り、例えば国際交流の財団の運営方法、国際交流委員会等の設置の有無と目的、あるいは事務機構の現状等、アンケートを実施したらどうであろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のような提案があり、了承された。

国際交流のための財団設置およびその資金募集方法等に関し、まず各大学に実情調査を依頼し、現状の把握をするとともに、先程の協議の中に既存の国際交流関係事業のリストアップという話もあるので、次回委員会の際にはこの件も含め文部省担当官の説明をうかがい、十分に論議したうえで、来春6月総会提出を目途に要望書作成にあたりたいと考える。

なお、アンケート原案の作成等については、佐藤委員を小委員会委員長とする小委員会を設置し、委員には新たに本委員会所属で、かつ首都圏の大学（電気通信大学、東京外国語大学、横浜国立大学）より小委員会委員を推薦いただき作業をすすめたいと思う。

4. 留学生受入れに関する諸問題について

このことについて佐藤委員より資料に基づき

説明があった。その主な項目は次のとおりである。

- ① 日本語教育の問題
- ② 留学生のための宿舎の整備
- ③ 地域社会・民間と大学等との協力
- ④ 帰国留学生に対する諸方策
- ⑤ 学位およびライセンスの問題
- ⑥ 法令、規程、習慣の柔軟化
- ⑦ 国の助成の在り方

以上の説明に関し、概ね次のような意見の交換があった。

- 問題が広範にわたり、すべてを取り上げることは困難と思うので、焦点を絞り検討すべきと思う。
- 現在私の大学の抱えている問題からいうと、宿舎の整備と事務職員の充実が緊急の課題である。その他、日本語教育の問題は従来より随分と当委員会でも協議されている。
- 現在、21世紀を目途に留学生10万人受入れ計画が進行中であるが、その場合、当然今後大学院学生を中心に留学生が増加して来ると考えられるので、各大学にとって宿舎の整備等の受入れ体制の問題は緊急の課題である。
- 留学生宿舎の整備充実を図るとともに、その運営に際して、宿舎に日本人学生を混在させるという発想があってもよい。
- 留学生問題に関しては、文部省留学生課が種々貴重な情報を持っているので、一度説明をうかがう機会を設けたらどうであろう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

当議題に関しては、時間の関係で十分に協議できなかったの、次回も引き続き検討するこ

としたい。なお、当問題は広範にわたるため少し焦点を絞って協議したらどうかと考える。
なお、最後に指摘のあったように、次回は文部

省留学生課の方に出席願ひ、現状の説明を伺うこととしたい。

以上をもって本日の協議を終了した。

図書館特別委員会

日 時 昭和61年10月6日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松山委員長

小林(代理;室住), 町田, 田中, 川井, 加藤, 添田,
安藤各委員

井上(代理;内藤), 今村, 田中各専門委員
(文部省)西尾学術情報課長, 外1名

松山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新しく国大協事務局長に就任した平間巖事務局長の紹介があったのち、本日代理出席の室蘭工業大学図書館長室住正世教授および学術情報センター内藤衛助教授並びに委員就任後初めて出席の安藤由典委員(九州芸術工科大学長)の紹介があった。

また、文部省より出席の西尾学術情報課長の紹介があり、議事に入った。

〔議 事〕

1. 図書館関係概算要求について

これについて、西尾学術情報課長より次のように説明があった。

本年度の概算要求は、学術情報センターが設立されてから2度目の要求になるが、ご承知のとおり本年度の財政事情は昨年度以上に厳しく、このような状況の中でいろいろと苦慮しながら、どうしても必要であろうと思うものから優先順位をきめて要求事項をまとめた次第である。

このような前おきののち、昭和62年度学術情報関係予算要求の概要について配付資料をもとに、詳細な説明があった。

2. 学術情報センターについて

これについて、内藤助教授より次の配付資料をもとに、学術情報センターの整備状況および今後の計画について説明があり、これについて若干の質疑および意見の交換を行った。

- 学術情報センター要覧
- 利用者一覧
- 目録システムデータベース収納状況
- MARCロード状況表(1986年9月末現在)
- 昭和62年度回線構成(バケット交換のみ)
- SCIENCE INFORMATION SYSTEM
—a future plan—
- 学術情報センターニュース

3. 国立大学図書館協議会の活動状況について

これについて田中専門委員より次のように報告があった。

国立大学図書館協議会は名前のとおり国立大学の図書館メンバーをもって構成されているが、今年度の総会で初めて放送大学の参加を認めた。これは国立大学に準ずるものとして認められたものである。なお、具体的な活動状況については、配付資料にもあるように、60年度~

61年度において、要望書を文部省および大蔵省、総務庁などの関係官庁へ提出し、次のことを要望した。

- ① 学術情報システムの整備促進について
- ② 学術雑誌・図書購入費の増額について

また、国立大学図書館協議会ではもう一つの活動として、調査研究活動を行っている。これはその時々国立大学図書館が抱えている問題点を集中的に審議して一つのガイドラインなり方向性を見出すというような活動である。

昨年从今年にかけては国立大学図書館の公開に関する調査研究を行った。これは、ご承知のとおり、社会における生涯教育のため、いろいろな民間機関からの大学に対する要求に応じて国立大学の図書館を公開するという計画の調査研究である。

この調査研究班は60年7月に第1回の会合を開き61年3月に中間報告をまとめ、この10月には最終報告をまとめる予定である。

以上が昨年从今年にかけての活動状況であるが、本年度より来年度にかけての活動計画は次のように考えられている。

(1) 要望書について

文部省および大蔵省に対して次のことを要望する。

- ①学術情報ネットワークの整備拡充について
- ②学術雑誌・図書購入費の増額について

(2) 学術情報システム特別委員会の設置

この特別委員会は次のことを検討する。

- ①学術情報センター等とのネットワーク形成にかかわる諸問題の検討と連絡調整。
- ②国立大学図書館におけるコンピュータ・システムの最適化についての検討および指針の作成。
- ③その他、学術情報ネットワークにかかわる

図書館の各種の問題についての検討や図書館への助言。

(3) 調査研究班活動について

次の調査研究班を設けて活動する。

①専門職員採用状況等調査研究班(幹事館：東大)。

この調査研究班では61年9月30日に第1回の会合を開催し、調査票案の検討を行った。この調査票は年内に全大学へ送付することとしている。

②相互貸借推進方策調査研究班(幹事館：京大)。

この調査研究班では次の具体策について検討する。

- 1) 資料の相互貸借の具体的方法等について
- 2) 複写料金のあり方について

以上の説明について次のような意見の交換があった。

- 大学図書館の公開の問題であるが、これについて一番の問題と思われるのは大学側の職員事情ではなからうかと思う。これについて何かよい対策があらうか。
- 確かに人の問題はありますが、ただ大学図書館の公開を、一般公共の図書館と同じように考えて利用されては大変困ることである。現在大学図書館の公開を実施している大学の状況を聞くと、初めのうちは大勢来るがそのうち大衆向けの本があるというわけでもないもので、段々と減ってきてそれほど混乱もないようである。
- 専門職員の採用についてであるが、図書館業務の内容が、現在では以前と随分変わっていて、かなりの部分が機械化されている。この

ような状況から考えれば、図書館職員全体のあり方について見直しをする時期にきているのではなかろうか。

- 司書資格の問題であるが、現在のような司書資格だけで満足しているようでは、到底これからの高度な図書館業務に対応していくことは困難であると思う。

なお、町田委員（図書館情報大学長）より大学図書館の公開に関して図書館情報大学において実際に行われている公開の状況について詳しく報告があった。

4. プログラムの著作物に係る登録について

これについて委員長より次のように説明があった。

去る9月25日付文書をもって文化庁文化庁著作権課長より国大協会長宛に「財団法人の設立準備委員への就任について」という依頼状が来た。その依頼の趣旨は次のとおりである。

著作権法の改正により、プログラムの著作物は著作権法で保護されることが明確になったので、今後プログラムの登録件数は大量になることが予測されている。したがって、これまで著作権の登録業務を行ってきた文化庁だけでは対処出来なくなるので、文化庁として指定登録機

関となりうる公益法人を設けて、その登録機関に登録業務を行わせることとした。

そこでその法人の設立に当たって、国立大学において作成される研究用プログラムの保護を図る観点から、国立大学関係の意見を反映させるため設立準備委員の参加を求めてきたものである。

以上の説明ののち委員長より、この設立準備委員会への国大協側のメンバーの人選について次のように諮られ、提案どおり了承された。

今度設立される財団法人設立準備委員会メンバーは22名で構成されることになっているが、そのうちの1名を国大協から推薦してほしいということである。私としては本委員会のメンバーでもある山崎東京大学附属図書館長にお願いするのが一番適當ではないかと考えているので、お諮りする。

5. 委員長の交代について

松山委員長は、来る11月19日付をもって学長任期が満了となり、本委員会の委員長も退任されるので次期委員長の選出を行った。その結果、添田委員（徳島大学長）が委員長に選出された。

以上で本日の議事を終了し、最後に松山委員長より退任の挨拶があった。

日時 昭和61年10月13日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 坂上委員長

石井、小松、山田、竹内、椎名、関、武田、池田、

小林、川端、後藤、志賀、岡本各委員

山田専門委員

(説明者) 町田正治(山梨大学長)、岩井勇児(愛知教育大学教授)

教員養成制度特別委員会

坂上委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日はご通知のとりの議題で議事を進めたいと思うが、そのうち特に教員養成大学・学部の改組に関する問題を中心に議論したいと思う。そこで、本日は教員養成学部の改組を計画されている山梨大学の町田学長、愛知教育大学の岩井教授(丸井学長欠席のため)にも特にお願いしてご出席いただいた。

また、福島大学の改組については本委員会の委員でもある山田学長からご説明をお願いすることにしたいと考えている。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 教育職員養成審議会の審議経過について

これについて委員長より次のように報告があった。

6月の国大協総会以降、教育職員養成審議会(教養審)では、引続き「教員の資質能力の向上方策について」というテーマについて検討を行っている。

なお、検討するに当たっては次の3つの特別委員会を設け、お互いにそれぞれ連絡を取りながら審議を進めている。

○6年制中等学校教員資格特別委員会

主査 沖原 豊(広島大学長)

○教員研修制度特別委員会

主査 河野重男(お茶の水女子大学教授)

○教員養成・免許制度特別委員会

主査 谷口澄夫(兵庫教育大学長)

2. 小委員会の状況報告

これについて委員長より次のように報告があった。

6月27日に小委員会を開きその運営の仕方について協議した結果、小委員会の議長には委員長が当ることとし、また小委員会のメンバーとして新しく関委員に参加していただくこととした。なお、関委員(東京学芸大学長)は教養審の副会長でもあり、本委員会は何かと教養審と関連のある問題について検討することとなるので、その点関委員が小委員会のメンバーに加わることは好ましいことと思う。

その後、小委員会は数回開かれたが、9月25日の小委員会では、そのメンバーを2つのグループに分け、次のテーマと分担でそれぞれ検討し一応の見解をまとめることとした。

(1) 養成・免許(教育学部のあり方を含む)について

椎名・潮木各委員、山田専門委員

(2) 研修・採用(初任者研修・現職研修)について

小林・小松・岡本・後藤各委員

以上が小委員会の最近の状況報告である。

3. 教員養成大学・学部の改組に関する具体的方向について

これについて初めに、委員長より次のように述べられた。

昭和62年度の概算要求において教員養成学部の改組が計画されているのは、次の3大学である。

○福島大学（教育学部を改組し行政社会学部新設）

○山梨大学（課程の新設）

○愛知教育大学（課程の新設）

これら各大学の具体的な構想については、これから説明を伺うこととしたい。

(1) 愛知教育大学の課程新設について

これについて、岩井教授より配付資料を基にその要点を次のように述べられた。

愛知教育大学では、現行の教員養成課程に加えて、新設として総合科学課程を設け、その中に情報科学コースと日本語教育コースという2つのコースを設ける。また、この2つのコースはいずれもゼロ免コースである。

そして、これらのコースの定員は小学校教員養成課程の定員を若干振り替えて充たすという計画である。

それからこの2つのコースのいずれにも副専攻を設け、このコース以外の教員養成課程の学生にも単位を取らせて情報科学あるいは日本語教育に強くなる学生の養成を目差すということとした。

以上が愛知教育大学の課程新設の大要である。

(2) 山梨大学の課程新設について

これについて、町田学長より配付資料を基に概ね次のような説明があった。

山梨大学ではその発足時よりいろいろ歴史的な変遷を経たのち、昭和50年代になって地元からの強い要請もあって社会科学部設置の要求を出したが実現せず、結局本年配付資料にあるような計画案を作成して昭和62年度の概算要求を行った次第である。

その計画案の概要は次のとおりである。

要求事項

○課程の新設

教育学部

総合科学課程（仮称）

日本文化コース（仮称）定員10名

法経コース（〃）〃20名

理数コース（〃）〃10名

なお、学生定員の全員は現在の小学校教員課程の定員の中より振り替えてこれに充てることとしている。

(3) 福島大学教育学部の改組と行政社会学部の創設について

これについて、山田委員より次のように説明があった。

学部新設については、当初昭和54年度に一般教育と連動させて人文・社会系学部を計画したが実現せず、その後59年に至ってやっと経済学部改組とともに教育学部の参加、学生定員振替えによる改組型新学部設置という新方式を打ち出すこととした。

この行政社会学部は、経済学部の法律、政治、行政、社会などの各講座を新学部に移し、それに伴い教官10数名、学生120名を振り替え、さらに教育学部から教官10名以上、学生100名を振り替え、その上で学生の純増と教官の純増を加え、構成されるものである。

また、これを契機として教育学部改組を計画したが、これは系教育の強化による義務教育教

員養成の充実を目差すものであり、それと同時に、今後に予想される教員の需給関係に対処しようとするものである。

以上の報告について大要次のような質疑応答があった。

- 愛知教育大学で新しい課程に課せられる単位数はどれくらいであろうか。
- 単位数については、まだ十分に詰めていないのでこれから検討したいと考えている。
- 山梨大学の新しいコースでは、課程認定の問題はどのように考えられているのか。
- 新しいコースは原則として免許状を取るためのものではないのが建前である。しかし、教職単位も取れるようにカリキュラムは編成されている。
- 愛知県では教員への就職状況はどのようなであろうか。
- これは非常に厳しい状況である。
- 新しいコースの卒業者の学士号はどのような名称となるのであろうか。
- これは「教養学士」というように考えている。
- 新しいコースはゼロ免コースということであるが、従来の教育学部の性格から考えてどのようなものか、何かこのことについて議論

などなされたのであろうか。

- 教育学部の性格に関連する問題 については、二つの考え方があると思う。一つはやはり教育大学であるという立場から、教育というか人間という問題を中心に教育するという特色をもつということである。つまり広い意味の教育の範疇に入るようなことでやっていきたいという考え方と、また、他の一方の考え方は新しい課程として全く教員養成とは無関係なかたちでやっていきたいというような二つの考え方があると思う。まだそのへんのところの議論は煮詰まっていない。現在のところでは広い意味での教育の範疇においてやっていこうということが基調となっているが、これについてはいろいろな考え方がある。今後の問題となっている。
- 新しいコースについては、いろいろと難しいカリキュラムの問題があるのではなからうか。
- カリキュラムの編成については、かなり苦心をさせられるところである。また、編成された新しいカリキュラムを現有の教官層で担当し切れるかどうかという問題も考えなければならない問題である。

概ね以上のような質疑応答があり、本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日時 昭和61年10月21日(火) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 大藤委員長

前川, 関, 横山, 津田, 太田, 本陣, 熊谷各委員

下沢, 宇賀治, 初見各専門委員

大藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

前回(7月21日)の委員会では、国立大学大学院問題の今後の課題についていろいろと議論があり、その結果、大学院問題については新しい見地に立った見解のようなものをまとめるべきであろうということになり、その原案の作成を小委員会のメンバーにお願いした。

その後、小委員会はこれまでに4回(8月4日, 8月29日, 9月29日, 10月14日)開催し、「国立大学の大学院に関する問題点と見解」について検討し、その原案をまとめた。本日はその原案について、それぞれ提案者より説明を伺ったうえで、いろいろとご意見を承ることとした。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 国立大学の大学院に関する問題点と見解について

まず最初に下沢専門委員より、序論、当委員会の見解、大学院の現状と要望について配付資料を基に詳細な説明があった。

ついで、宇賀治専門委員より教員養成系大学に関わる大学院の現状と要望について、また医学系の大学院の問題について委員長より、それぞれ配付資料を基に詳細な説明があった。

以上のような説明ののち、このそれぞれのまとめについて概ね次のような意見の交換があっ

た。

○ 本委員会の見解のところで一番問題になるのはやはり「大学院一本化」という新しい構想のところではないかと思う。

○ 学位取得の問題には、現在2つの問題があるのではないかと考えられる。その一つの問題は、理工系などで成績のよい者は、早く卒業させてもよいのではないかという問題。他の一つの問題は、人文系など特に文学部等ではなかなか学位の取得が困難であるという問題がある。この2つの問題を考えたうえでの提案であるが、大学院の期間を3年間として博士課程を修了させ学術博士(仮称)の称号を与える。そして、それ以上のレベルに達した者には専門分野によって〇〇博士とするように考えてはどうだろうか。

○ 教員養成課程を持っている大学は49校あるが、そのうち修士課程のある大学は19校である。これは他の分野と比較して、その設置状況は格段に低いと思う。そこで教員養成系では、まず修士課程設置の要望をするのが先決であり、大学院一本化の新構想に荷担することは極めて困難ではなかろうかと思う。

○ この見解の内容についてであるが、本委員会の見解としてまとめて出す以上、外部に対しては勿論のこと、国大協の中でもそれなりの説得力を持つことが必要である。

大学院を一本化し3年間とする案についてであるが、現行の修士課程2年、博士課程3年というのを、前期の2年をそのままにし

て、博士課程を短縮して1年の計3年間とする考え方と、また、前期の修士課程を1年間として博士課程を2年間とする考え方もあると思う。

それからまた、現行の制度を抜本的に改めて博士課程一本の3年間にして学術博士とする案に対しては、おそらくいろいろな批判が出てくるのではないかと考えられる。特に同じ博士と言いながら学術博士というのは少しレベルが低く、〇〇博士というのは専門的にレベルの高い者に与えられる学位である、というように差をつけるとなるといろいろに議論が出てくることになるのではないかと思います。

現在でも、専門的に名前のつけにくい研究分野の学位として学術博士の名称を付していることであり、これとの関わりの問題もあるし、更に国際化ということも考えなければならないことであり、わが国だけで独自の大学院の体制を考え学位の名称を決めても、世界的にある程度通用するものでなくてはならず、例えばアメリカなどの大学院制度とあまり違いがあると国際的観点からいっても問題があるのではなからうか。

- 臨教審の第2次答申の中でも、博士の学位について次のように述べている。

「わが国の博士の学位は、49年の学位規則改正により、新しい概念が取り入れられた

が、今日なお一般に徹底せず、特に人文・社会系においては博士の学位の取得が極めて困難である。このことは国際交流上も支障を生じており、新しい学位の概念の徹底に一層努めなければならない。将来の課題として、大学院博士課程修了者に授与する学位を例えば、Ph. D的なものに一本化し、その博士号を取得したのち、あるいは大学院履修の有無にかかわらず、それぞれの専門分野で高い学術上の成果を上げたものに対しては、より高度の学位を与えるという在り方についても検討する」。

このような、答申を受けて文部省の大学改革協議会等では学位を与える在り方について、これから検討することとなるであろう。

概ね以上のような意見の交換があったのち、更に原案の内容について、不相当と思われる文章の箇所および誤字などの指摘があり、これを修正することとした。

なお、今後の作業の予定について、委員長より次のように述べられた。

この原案については後日、小委員会を開催して、本日の意見などを踏まえながら更に検討し、11月総会までに一応原案をまとめこれを整え提出したい。また来年の6月総会には報告書として提出する予定である。

以上をもって本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和61年11月4日(火) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

久佐, 竹内, 竹田, 町田, 丸井, 川端, 木村(代理: 須永) 各委員

浅野, 坂井, 伊理, 佐治, 柘植, 緒方, 重岡各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

6月総会以後本委員会は開催しないままに専門委員会を3回開き(7/14, 10/8~9, 11/4)教養教育の内容について検討してきた。第1回目の専門委員会では、重岡、緒方、浅野の各専門委員にそれぞれ一般教育、保健体育教育、外国語教育について文章を分担して書いていただくことを決め、第2回目にはそれを基に2日間にわたり審議し、終えたところでまた第2稿を書いていただくことになり、それを基に3回目として本日の午前中専門委員会を開いて検討した。

本日の委員会には、前もって検討資料を各委員にお届けしておいて委員会を開催したいと考えていたのであるが、予定のように運ばず本日から始めて討議資料を配付することになった。この点ご容赦願いたい。

なお、この11月の国大協総会にはこの委員会としての意見あるいは提言といったものを提案できればと願っていたが、やはり無理なので11月総会には提案することを見送って来年の6月総会を目途に報告書をまとめることにしてはどうかと考えている。

このような次第であるので、本日は11月総会を意識せずにこれまでの専門委員会での検討資料の内容についてご意見をお伺いし、これらの意見を踏まえたうえでもう一度専門委員に稿の書き直しをお願いし、2月の中旬か下旬頃に本

委員会を開き全体のまとめを検討することにした。なお私の任期も来年の3月末までであるので、2月の委員会では後任の委員長も決めていただくつもりである。本日は、このような日程の中での委員会であるのでよろしくお願いしたい。

以上のような挨拶ののち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 一般教育の教育体系と教員組織—大学教育の再編成に向けて—

先ず、総論に当たる部分を担当した坂井専門委員より配付資料を基に、内容の要点について説明があった。

ついで、重岡専門委員より配付資料「一般教育の提言について」を基に、現行の設置基準枠内での提言、あるいは現行の設置基準から離れての提言、それから総合科目、専門基礎科目について説明があった。

これについて次のような意見の交換があった。

- 一般教育はどうあるべきかということについて、どのようにお考えであるのか。
- 一般教育の理念や目標については、新制大学発足以来、その時代の要請や学術研究の進展に応じてさまざまな仕方論じられてきている。

例えば、「特定の専門に偏ることなく広く学問の知識・方法を授け普遍的な学究態度を養成し、人間性豊かな社会人の育成を目指す」、「大学における専門教育が知識体系の教育であるのに対して、一般教養は価値判断の能力を養うものである」、「すべての学生に対して、その専門の如何にかかわらず、人生と学問体系における自己の専門の正しい位置を理解させるとともに、将来彼らが社会人として行動するときに必要と考えられる教養を与える」、「一般教育は、広い教養を与え学問の専門化によって起りうる欠陥を除き、知識の調和を保ち総合的かつ自主的判断力を養う目的をもつものである」、「諸学の総合的理解、学問的方法の自覚、文化史的な問題や人間観・価値観の把握」、「一般教育は、理解力、分析力、思考力、構想力、表現力等を培い、知的活動の基盤をなす探究心を鍛え、学問や文化を創造する基礎的資質を養う」等々である。

これを「均衡・分散」型の一般教育履修方法で実現できるものかどうか、そこは多分に問題があるのではなからうか。

以前は、学生は相当に大きなカテゴリー、例えば文科とか理科とかいう分類で入学して、いろいろな講義を聴いて自分に適した専門へ進んでいた。この時代は均衡・分散型の一般教育の履修方法も相応しい方法であったのかもしれない。ところが現在は非常に細かい学部・学科に分かれて入学してくるから、どうしても自分の選んだ専門を意識せざるを得ない。そうすると履修方法にも随分大きな偏りが出てくる。これではいくら立派な目標を掲げていてもうまくいかない。新制大学設立当時に一般教育というものが設けられたの

は、戦前の専門教育の偏重に対する反省からであって、過度の専門教育から生ずるであろうさまざまな偏見弊害を取り除くことが一般教育の最低限の目標ではなかったかと思う。できるだけ広く専門以外の教科を教えておくということにあったと思う。その点を最低限の一般教育の目標と見て、その上に総合的な見方を教えるとか、社会人として必要な教養とか、人生観・社会観・人間形成とか限定された目標がでてくるが、それをどうするかということは各大学・学部教育責任になるだろう。

このように考えてくるとやはり均衡・分散型の履修方法はあまりよくないと思う。

- 一般教育というものは、大学に入学した学生にどの専門が自分が進むのに適しているのかという判断の手掛りを知識で覚えさせようというためのものかどうか。

一般教育は、一つには学問や文化を創造する基礎的資質を養うことにあるとも言われているが、そのような基礎的資質とか、知的活動の基盤をなす探究心の鍛練とか等々は、教養ある社会人として行動するとき必要とする教養というものと同じに考えてよいものかどうか、その辺のところについてはどのように考えられるか。

- 一般教育の中を細かく分類すれば、基本的には同じものと考えられるのかもしれないが、かなり異質のものが存在しているものと思う。これをすべて36単位の中に含めて教えるようにするのは到底無理である。

臨教審の方でも一般教育について、「学問文化を創造する基礎的資質を養う」というように言っているが、これはおそらく基礎的研究能力を養うということと思うが、むしろこ

のようなことは専門教育を受ける中で自然と身についてくるものではないかと考える。

- 大学における一般教育についてであるが、教育の現場に直接携わっている者として、自ら反省して一番問題と感ずるのは、大学での教員組織の問題である。

例えば、すばらしい教育モデルが導入されたとしても、結局は学部・学科、最後には教室での教官次第になってしまう結果となっている。このようなことを考えると、総論としては賛成でも実際の各論がどのような効果を共通の目標に向ってあげているのか、またそれが点検できるのかと言うと、それはおそらく学生に問う以外にないのであるが、残念なことにはそこまで踏み込めないところに悩みがある。

- 大学の中で一般教育の問題について議論しても、高度な理念についての議論はあってもその中身についてなかなか入っていけないところに悩みがある。

そのような意味では、本委員会で行った卒業生に対するアンケート結果は非常に重要であり、これを背景にしながら何か積極的に提言ができないものかどうかということで、現在小委員会で検討中である。

- 専門学部の方から見れば、もう少し教養部の間に専門基礎をやってきてもらいたいという要望が多いようである。
- そのような要望は、確かに多いようであるが意外に教養部に対する専門学部の期待感が大き過ぎるのではないと思う。共通基礎という部分があって、それを教養部で補い専門学部とのつなぎをしなければならないが、実際には一般教育科目のほかに外国語と保健体育の単位を取得しなければならないので、そ

れが十分にできない。このような点をそれぞれの大学で工夫して、もう少し弾力化出来ないものかどうか。

ただ教養部側の教官から言えば、専門教育を担当していても一般教育的な要素というのは与えられると思うがどのようなものであろうか。

2. 外国語について

これについて浅野専門委員より配付資料を基におおむね次のような説明があった。

大学における教育の一環としての外国語教育を実施する場合、そのポイントは次の3つではないかと考える。

- ① 大学における外国語教育の目標
- ② 実施上の問題
- ③ 教員組織の問題

①の目標については、教養目的と実用目的をはっきり分けてそれぞれのよさを認めながら、実施してはどうかという提案である。前者を外国語「A」とし後者を外国語「B」とする。

従来大学の外国語教育の目標は「A」を重視していたが、そのために実用的力がつかないのではないかという批判もあった。しかし、教養目的ということを見捨てることもできないし、卒業生もそれは意識しているようである。卒業して間もなくは学校でもう少し役立つ外国語をと意識は強いけれども、10年20年と経てくると自分自身で外国語の実用化に努力すべきであるということがわかってくるし、また学校では外国語の教養的なことを教えておいてもらいたいという要望も強くなっていくようである。

それでは、何故これがうまくいかないかと言うと、一つは組織の問題で全く個人の教師の判断に任かされているということであり、個々の

授業はうまくいっているが全体として何が目標でどのようなレベルを想定してやっているかが掴めていない。また、学生の方もその目標意識がないから結局授業を受けてその単位を取ることだけが目標になって、将来を見通した自分の専門のかたちでの役立つ外国語の勉強という意識に欠けている。

もう一つは、これからは運用能力というか実用的な技能を身につけないと社会人としてやってはいけないと思うが、その際にも重要になるのはいろいろな教養の知識であって、今調査をすると小学生から大学生、社会人に至るまで外国人と会話をしたいという希望は圧倒的に多いのであるが、それでは何を話したいのかという言葉に詰まってしまうといった状態で、ただ会話をしたいということにあこがれるだけであって、中身は何もない。それは一つの教養の欠如ではなからうか。そこで言葉というものがどのようなものか、また外国語を学ぶということとはどのような意味をもっているのか、そのようなことを教える科目があってもよいのではないか。

提案では、それを「A」として位置づけたのであるが、むしろ一般教育の一つの重要な科目として考えた方がよいのかかもしれない。その辺のところについてはもう少し詰めて議論すべき問題であろう。

外国語「B」について、これについては実用的なものとはいうけれども大学で行う外国語教育は、町の会話学校などで教えているものとは違って、情報を得るために読む、聴くあるいは自分の研究成果について口頭あるいは文書で発表ができるということであろうと思うが、これは究極の目標であり、実際には大部分の学生のレベルからみて、基礎を与える程度になると思

う。ただ、少しでも学習経験があるかないかは社会に出てやり直そうあるいはもっと深めようというときにハンディキャップになると思うので、大学の外国語教育の中でその学び方を教えるということにも意味がある。従って、単位数やその他は設置基準などとにらみ合わせながら各大学でしばらくは自由に組みながら一番よい方法を採られることが必要である。

それから、第1外国語、第2外国語という名称を使っているが、これも各大学で多少定義は違っている。

提案の主旨は第1外国語は8単位以上、第2外国語は4単位程度に留めたものということにしているが、これは合計しても12単位であるから、現在は16単位課しているところが多いのでやや少な目にしてある。これは一つには人的資源を浮かせたいという意図があるからである。

それから教育を実施するための組織であるが、これは勿論一般教育全体にも関わってくる問題である。今までの反省としては、教養部方式というものがあるが、これに対してもかなり批判があり、疑問があつていろいろと手直しされてきているが、その一つの手直しの方法としてはセンター方式というのがある。これも教養部の名がただ変っただけで、他の一般教育科目との連絡その他がうまくいかないというような問題があるようである。また、学部別方式があるが、これは欠点の方が多いと思うがキャンパスの構成上止むを得ない場合があり、その場合は現実的に対応するよりない。

ただ、要は実施する教員各自がどういう目標でどういう程度のことを教えればよいかということ意識し直して目標に向って教育すべきことではなからうかと思う。

3. 保健体育について

これについて緒方専門委員より配付資料『大学における「(健康)」の研究と教育について』(保健体育と保健管理の役割)を基に次のように述べられたのち、その内容について詳細な説明があった。

広い意味での一般教育の中に保健体育が入っており、大学における健康に関する問題というのは、学生の健康の維持、あるいはその病気に対するケアという問題もあると思うが、こういう現実問題のほかに長寿社会を迎えて広い視点も必要になってきた。このようなことから、「人生の条件」としての健康問題は従来の医学や体育学の領域を超えて総合的な人間科学の発展を促すものであり、大学においても体系的な研究と教育の展開が求められている。

このような意味から、保健体育をどうするかという問題を少し広げて考えてみた結果、従来の改善の方向の中にこれを含めて大学レベルにふさわしい研究と教育の一つとして健康問題を採り上げられることを提言した。それには、特に新しい組織や施設を作らなくても、現在のマンパワーをうまく再編成することによって相当効率を挙げられるのではないかと、そのような先導的な試行もいくつかの大学で行われているのではないかとこのことを背景にしてこの文章をまとめた。

この文章では(1)と(2)に分けられているが、(1)の方は現在のものをどう考えるかということになっており、(2)の方が提言に関わりあるものである。

このような説明ののち、外国語教育および保健体育の問題について次のように意見の交換が

あった。

○ 高校までの語学教育についてであるが、ここで提案されている「A」と「B」について特に英語ということに限定して考えれば、とにかく大学に入学できるという教育が優先していることであって、むしろ今度の提案の中の「A」のような考え方が大学独自のものとして考えられるのではないかと思う。

また、大学の語学教育ではこれからの国際化に向けても「A」のような提案については非常に重要なことではないかと考えられる。

○ 体育の問題についてであるが、私の大学でも数年間継続的に学生の健康状態を課題として調査研究をしたが、その結果判ったことは、学生は健康についての自己管理ができていない、つまり生活者として健康を維持するだけの常識がないことである。

ただ、このような学生の日常生活にも関わるような問題までも大学でやるのかどうかということになると議論はいろいろある。

○ この問題については、現在の大学における体育2単位の制度ではどのように無理しても、それに応ずる効果はあげられないのではなからうか。

○ 私の大学では、保健体育をなくして健康科学を講義することになっている。

○ 健康教育ということについてであるが、社会教育の面でスポーツドクターという分野の専門家が必要であると聞いている。このような問題はやはり医師の養成の段階から考えなくてはならない問題ではなからうか。健康教育全般についても医学部の方で社会医学的な専門家を育てるという教育をなすべきではないかと思う。

○ 将来社会的に必要であると考えられるの

は、いわゆる健康に関する教育者というよう
な立場の人が社会的に必要である。これは病
気対策だけではなくて、衣、食、住すべてに
ついてのケアに当たる指導者といったもの
である。また、一つには健康科学大学院とい
うような構想もある。

このような意見の交換があったのち、委員長
より、以上をもって一応総論からはじまり一般
教育、外国語教育、保健体育の問題にわたって
いろいろとご意見を伺ったわけであるが、もう
一度総論のところにかえて基本理念について
少しご意見をお伺いしたい、と述べられ、若干
の意見交換が行われた。

以上で、各委員の意見聴取を終り、最後に委
員長より今後の作業予定について次のように述

べられた。

本日の意見等を含めて、総会後になるが専門
委員会のメンバーにお願いして総論、一般教
育、外国語教育、保健体育の問題について、改
めて稿をまとめていただきたいと考えている。
今度は総論と一般教育の部分は柘植専門委員に
お願いすることにして12月中旬までにそのまと
めをしていただき、それを専門委員全員にご覧
願ひ、外国語と保健体育のところは、柘植案を
基に浅野、緒方両専門委員に1月中旬頃までに
まとめていただき、それを専門委員会で一度検
討したのち2月中、下旬に本委員会を開いてご
審議願ひたいと考えている。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日 時 昭和61年11月6日(金) 10:30~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井出委員長

加納、津田、前川、脇坂、早野、古川各委員

大西、尾島、中川各専門委員

(文部省)佐藤医学教育課長、久保企画係長

井出委員長主宰のもとに開催。

初めに委員長から本日出席の佐藤文部省医学
教育課長ならびに久保同課企画係長の紹介があ
ったのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 「医学教育の改善に関する調査研究協力者 会議中間まとめ」について

初めに委員長から次のように述べられた。

配付資料「医学教育の改善に関する調査研究
協力者会議中間まとめ」(昭和61.7.20)ならびに
「歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議

中間まとめ」(昭和61.8.14)がそれぞれ公表され
たが、歯学教育関係は後日に譲ることとして、
本日は主として医学教育関係について意見を交
換していただきたい。

そもそも医学教育を論ずる場合、医学・医療
をとりまくいろいろな状況が激しく動いている
ことは、皆様もご承知のことと考えるが、当委
員会としては速やかにそれらの諸問題を取り上
げて対応していく必要がある。それで本日出席
の佐藤医学教育課長から医学教育の改善に関す
る調査研究協力者会議の設置目的ならびに性格
および「中間まとめ」についてお話を願ったう

えて討議に入りたい。

ついで、佐藤課長から次のような説明があった。

医学教育の改善に関する調査研究協力者会議は、昭和59年12月文部省に設置されたものであり、その設置主旨は近時の医学・医療の進歩ならびに社会事情の変化に鑑み、今後の医学教育の改善・充実を図るための具体的な方策について調査研究することであり、その中味は社会的要請に応えうる医学教育の在り方、基礎医学の充実振興、国際化への対応、適正な医学部学生定員の在り方、その他必要な事項を検討することになっている。

なお、この会議が発足する背景には、昭和48年頃から政府の経済社会計画にもとづいて国民皆保険制度の実施政策が国民全般の中に浸透したことによって医師が極めて不足することになり、これに対応して文部省では16の新設医科大学を設置してきたが、昭和56年度に琉球大学医学部の創設に伴う学生の受け入れをもってほぼ決着し、教職員定員も大体充足され、量的な拡大は概ね見通しが付いたというのが本日までの一つの流れである。

ところが2、3年前から医師は将来過剰になるのではないかということが取り沙汰されるようになり、国会などでも医師過剰を心配する声が聞かれるようになった。

このようなことを受けて、量的な拡充は見通しがついたものの、それでは質的な面で現在の医学教育に問題はないのか、この際見直しをしてはどうかということで、量から質への転換ということを課題として、この会議は発足した。

また、医学教育というものは、単に卒前の教育ばかりではなく、卒後教育、更には生涯教育

と非常に幅が広いものであるが、協力者会議では、主として学部教育を中心に入試問題、大学院問題、卒後研修問題など特に学部教育に関連することがらを含めて基本的には大学の医学専門教育について論議してもらうことになっている。

次にこの会議の審議には、わが国全体の医学教育を検討するという立場から、国立大学の教官ばかりでなく、公立・私立大学の教官にも参加してもらう形をとったことである。なお、この会議の議論の過程でアメリカに2度にわたって調査団を派遣してアメリカの医学教育の現在の動きを参考にしたことと、2名の評論家から意見をいただいたことが特色であるが、今後とも外部の意見を参考にしたいと考えている。この会議は発足以来13回の審議を重ねてきたが、この7月21日座長の阿部正和東京慈恵会医科大学長から本日配付の「中間まとめ」を文部省に提出してもらう運びとなった。この冊子はあくまでも中間的まとめということであるので、今後国大協の医学教育に関する特別委員会や各大学、各関係方面からご批判をいただいて、来年夏頃までに最終的まとめとしたい考えである。

また、今後取り上げられるであろうと思われる課題として、同課長から次のように述べられた。

本日まで協力者会議は、入学者選抜問題や今後要請が高まることと思われるプライマリーケア・僻地医療などを配慮した教育の充実、基礎医学方面に人材確保するための研究環境・教育環境の改善、国際化への対応、高い倫理観の醸成、医学教育の在り方との関連からみた適正な学生数などを議論してきたが、今後は大学問題、卒後研修の問題、医師国家試験の在り方などを論議されることになろう。特に来年度は文

部省に大学審議会が設けられ大学設置基準や医学設置基準要項が見直されることと推察するので、このことに対応して協力者会議では医学教育に対する基本的な考え方や方針を事前に議論しておいてもらいたいと考えている。

ついで中川専門委員から配付資料「医学教育の改善に関する調査研究協力者会議中間まとめについての意見」をもとに“中間まとめ”に対する総論的意見および各論的意見として医学を取り巻く環境の変化、大学医学部の変遷、期待される医師像と医学教育改革の視点、カリキュラムの改善、基礎医学・社会医学の充実と振興、国際化への協力などについて意見の開陳があったのち概ね次のような意見の交換があった。

- “中間まとめ”の記述形態であるが、重要な問題点の部分とそれ以外の部分は活字を変えるなどして、読んだとき直ちにアピールされるような形にしてはどうだろうか。
- この冊子は中間的まとめであるので文体などに修正を加え最終的には流れのある記述形態にしたいと考えている。
- “中間まとめ”に、入学選抜には医師としての能力・資格云々とあるが、能力の字句の前に医学を学ぶに必要な、という字句を挿入してはどうだろうか。
- 医学系入学者選抜試験のことであるが、国大協が決めた複数化の受験日程の中で中間まとめに盛り込んである諸条件を具体化するには相当無理があると考えられる。面接にしても医学を学ぶに必要な諸条件をテストするには現在の受験日程では難しいし、そのうえ、心理テスト、小論文を課すことは極めて困難である。このようなことを考えると医学系の

入学試験にとっては複数化が真の改善につながるかどうか疑問を抱かざるを得ない。

- 協力者会議には公立・私立大学の教官も構成員になっている関係で国立大学の入試問題はあまり議論の対象にはならなかったが、現在の共通一次試験や今後実施する受験機会の複数化は、果して医学教育の改善につながるかどうかという基本的な問題がある。この点医学系入学試験の実状をみながら国大協としても考えてもらいたいと思うが、期待される医師像や学生像をどのように選抜試験の中に具体的に組み入れるかということになると、非常に難しい問題である。
- カリキュラムの改善云々のことであるが、カリキュラム編成の技術的問題より先に、教官にとって研究が大切か教育が大切かという問題があるのではなからうか。両者は車の両輪だといわれているが、果して教官各人のウエートのかけかたはどうであろうか。両者のバランスの取り方が最も大切なことではないかと考える。
- 一般教育の教育内容のことであるが、医学部など各学部から教養部に対して教育内容について具体的提案を行い、協議のうえ専門教育にとっても役に立つ充実した一般教育にすることが必要であろう。
- 医師過剰問題については、対策として一つの目標ができたと考えてよしいか。
- 大体そのように受け止めている。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

医学教育や医療制度には、いろいろな要素が絡み合っているうえに、生涯教育問題や高齢化社会問題なども加わっており、非常に複雑多岐

にわたっているが、協力者会議で各方面の意見を参考にしながらこの“中間まとめ”を最終的なまとめにもってってもらいたいと考える。

また、明日の総会には本日の審議内容を踏まえて然るべく報告させていただくこととしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

(第40回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和61年10月24日(金) 13:30~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井出副委員長

藤井、山田、天野、田中、丸井、西島、永田、

松井、新野、池田、添田、松山各委員

(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長

(文部省) 富岡大学入試室長

(オブザーバー) 都賀(東大)、大内(京都) 各入試課長

井出副委員長司会のもとに開会。

初めに副委員長より次のように述べられたのち、議事に入った。

田中委員長には一身上のご都合により去る9月30日付をもって九州大学長を退官され、これに伴って本委員会委員長も退かれたため、本日は代って私が司会を務めさせていただくので、よろしくお願い申しあげる。

〔議 事〕

1. 共通第1次学力試験のメリット・デメリットについて

このことについて井出副委員長より次のように述べられた。

前回の委員会(9.18)において、予て意見を徴していた「共通第1次学力試験のメリット・デメリット(草案)」に対して寄せられた各大学および各委員のご意見をご披露したが、その後私の手許でこれらの意見をもとに原案を作成した。本日は、これについてご審議いただいたうえ成案を取りまとめることとしたい。なお、これの表題について前回の委員会で「共通第1次学力試験の意義と問題点」と改題したい

旨を申し上げたが、これを「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」とし、包括的な表題にしては如何かと思われるので、この点についても併せてご意見を頂戴いたしたい。

以上のように述べられたのち、配付資料「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」について審議が行われた。その結果、これに若干修正を加えることとし、本日の審議結果を踏まえて井出副委員長の手許で修正案を取りまとめることとした。そして、次回の委員会でこれを確認したうえ来る11月開催の総会に提出することとした。

2. “新テスト”の検討について

初めに、井出副委員長の要請にもとづき、堯天大学入試センター所長より、大学入試改革協議会答申(「大学入試改革協議会まとめ」)に示された“新テスト”についての具体的問題について、大学入試センター内に「新テスト(仮称)に関する調査検討委員会」(以下「調査検討委員会」という。)を設けて検討をすすめることになった経緯ならびに同委員会の組織・構成等について説明があったのち、同委員会の審議情

況について次のように説明があった。

このほど発足した「調査検討委員会」は、これまで去る10月14日(火)および同月18日(土)の2回開催し、次回は来る11月10日(月)を予定している。

10月14日の第1回目の委員会では、まず「調査検討委員会」の位置付けとして、「新テスト」の具体的問題について関係諸団体等に審議情况进行をフィードバックして意見を伺いながら検討をすすめる、問題点を整理のうえ大学入試改革協議会に報告するが、「新テスト」および大学入試センターの在り方等を決定する組織ではない旨確認した。そのうえで、今後検討を要すると思われる問題について、「大学入試改革協議会まとめ」に盛り込まれた事項を整理した配付資料[「新テスト(仮称)」に関する調査検討委員会」における検討事項(案)]をもとに検討を行い、次回には、想定した「新テスト」に関する当面の具体的実施案と現行の共通第1次学力試験における取扱いと対比した資料を作成し、これをたたき台にして検討をすすめることとした。

10月18日開催の委員会は、前回の各委員の意見を踏まえ作成した「新テスト(仮称)」に関する当面の具体的実施案について(案)および「新テスト(仮称)」における試験時間割及び出題教科・科目等(試案)ならびに「新大学入試センターと各大学の業務の流れ(試案)」をもとに「新テスト」の具体的諸問題について検討を行った。

(同資料について荒天所長および加藤管理部長より説明。)

以上の説明ののち、「新テスト」の問題について次のような意見交換があった。

○ [「大学入試改革協議会 中間まとめ」に対する見解]において、本委員会は、「新テス

ト」を共通第1次学力試験改善の延長として受け止める」としたが、これは、共通第1次学力試験の教科・科目における弾力化への改善の方向ならびに現時点において想定し得る“新テスト”の可能な実施内容を考えて「延長線上にあると受け止めたもの」で、このことと“新テスト”の利活用および実施体制の問題とは切り離して考えられなければならないであろう。

- “新テスト”の具体的な問題を検討するについては、やはり共通第1次学力試験の経験と成果を踏まえ、共通1次試験の立場に立って考えてゆかざるを得ないであろう。
- 各大学においても“新テスト”の行方について関心があると思われるが、それにしても“新テスト”の実施案が具体的にないとなると、本委員会としても各大学にアンケート調査をして意見を徴するというなども難しいと思われる。この点からも“新テスト”の実体を明らかにすることが望まれるので、国大協としても「調査検討委員会」の“新テスト”の検討ということに協力してゆく必要があるのではないかと思われる。
- “新テスト”は、形のうえでは共通第1次学力試験に準じているようにみられるが、利活用の自由ということから考えても国立大学が一致して自主的に行う試験の一部を共有するという共通第1次学力試験の精神は崩れることになるのではなかろうか。
- “新テスト”について私立大学側の動向はどのようなであろうか。
- 最近、私立大学連盟、私立大学協会、私立医科大学協会、私立大学振興協会などでは、“新テスト”についての検討を開始しようという動きがみられる。

- “新テスト”の実施時期ということが当面する重要な問題と思われるが、「調査検討委員会」で決定しないのならばこれの検討も行わないのであろうか。
- 「調査検討委員会」として実施時期は決定しないが、実施するための体制づくり等実施する前にクリアしなければならない条件については検討し、これについて意見を付すことになると思う。
- 昨年10月8日開催された教育改革推進関係会議において、臨時教育審議会の第1次答申を承けて“新テスト”について昭和64年度実施を目途とすることが決定されているが、“新テスト”の具体的実施案が検討・提示される以前に実施時期の方が先行したことの問題点については「調査検討委員会」でも実施を調査検討する立場から十分指摘していただきたい。
- “新テスト”に私立大学が参加するということであるなら、是非試行テストの実施が必要であると考えます。
- 試行テストのあり方についてその意義、目的、規模、実施時期等を「調査検討委員会」で検討していただくつもりである。
- 各大学における“新テスト”についての検討に資するため、本日配付された「調査検討

委員会」の資料を各大学にも送付するよう取り計らってはいかがが。

概ね以上のような意見交換があったのち、井出副委員長より次のように述べられ、了承された。

本日は、“新テスト”の問題について、大学入試センターの「調査検討委員会」の目下の審議状況を伺ったうえで種々協議いただいた。この問題については次回以降も引き続き検討していただくこととしたい。なお、来る27日開催される理事会には「調査検討委員会」設置の経緯及び審議状況を報告していただくこととしたい。

このほか、受験機会の複数化に伴う昭和62年度国立大学補欠決定業務の円滑化を図るための大学間における情報交換の取扱いをまとめた「昭和62年度国立大学補欠（追加）合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領（案）」について、都賀東大入試課長より説明があり、これについて審議を行った結果、同案を来る10月30日（木）開催の第2常置委員会に諮ってその了承を得たうえ各大学宛に送付することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和61年11月6日(木) 13:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 西島委員長

井出副委員長

山田, 天野, 田中, 丸井, 永田, 松井, 細川,

池田, 添田, 松山各委員

(大学入試センター) 小林副所長, 加藤管理部長

(オブザーバー) 都賀(東大), 大内(京大), 瀬口

(九大)各入試課長

(第41回) 入試改善特別委員会

西島委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように委員長就任の挨拶があったのち、議事に入った。

田中委員長には去る9月30日付をもって九州大学長を退任されたが、入試改善特別委員会委員長は慣例で副会長が当たることになっているため、その後任人事について去る10月27日(月)開催された理事会において諮られた結果、私が副会長に選任されるとともに本委員会委員長に選任されたので、ご了承いただきたい。

〔議 事〕

1. “新テスト”の検討について

このことについて委員長より次のように述べられた。

来る11月12日および13日に本協会総会が開催されるが、その総会において“新テスト”についての本委員会の審議状況について説明する必要がある。それで、これについて、臨教審の第1次答申に始まり「新テスト(仮称)」に関する調査検討委員会」の設置(大学入試センター)に至るまでの“新テスト”構想の経緯ならびに“新テスト”に対し国大協がとってきた対応について振り返り、私なりに“新テスト”についての見解をまとめてみたので、これについてご意見を伺ったうえ“新テスト”について現時点における本委員会の見解をまとめ、これを総会

に提出し、説明することにしたい。

以上のように述べられ、ついで配付資料「いわゆる“新テスト”について」の朗読を行ったのち、これについて次のような意見交換が行われた。

○ 去る6月総会において“新テスト”を「共通第1次学力試験改善の延長線上にあるものとして受け止める」という本委員会の見解が了承されたが、この“新テスト”の内容が果たして共通第1次学力試験改善の延長線上にあると見做すことができるかどうかは今後、「新テスト(仮称)」に関する調査検討委員会(以下単に「調査検討委員会」という。)および「大学入試改革協議会」における検討結果を俟たないと不明であるが、“新テスト”の利活用のあり方に関する国大協の執るべき態度というのは、共通第1次学力試験のように全国立大学の一括参加というのではなく、各大学の自由な判断に委ねるという方向でなくてはならないのではないかと考える。

○ “新テスト”について本委員会が取りまとめた[「大学入試改革協議会 中間まとめ」に対する見解]が去る6月総会で了承されて、本委員会において“新テスト”の問題についての検討をすすめることとなったが、各大学の教官の中には、国大協が何故に調査検討委員会に積極的にコミットしなければならない

のかという疑問をもつ向きもあると思われる。これに対しては、わが国の高等教育の充実と改変を国民的課題の一環として捉えるならば、国大協としても共通第1次学力試験の経験と成果を踏まえて調査検討委員会の検討に協力することも必要であるというコンセンサスを図る要があろう。

- 国大協として“新テスト”について「共通第1次学力試験改善の延長線上にあるものとして受け止める」としているが、それは試験の内容としてはそのようにいえるであろうが、試験の参加形態ということもこれに含まれるということであれば疑問である。“新テスト”の問題を検討するについては、この後者の方の問題についても十分検討する必要がある。
- 記述中に、「“新テスト”案を共通第1次学力試験改善の延長線上にあるものとして受け止める」としていることについて、それは“新テスト”のどの部分をいっていることなのかを明確にしておく要があろう。
- “新テスト”の利活用については、国大協として各大学を拘束するような決定はすべきでないと思うが、それにしてもこの問題に関しては国立大学間で何らかの連携を図る必要はあるのではなかろうか。
- 去る春の総会において本委員会で“新テスト”についての検討をすすめてゆくことが了承されたが、手続上の問題として、国大協として調査検討委員会に協力してゆくということについても今度の総会で、その了承を得る要があろう。
- 調査検討委員会は、大学入試改革協議会の「まとめ」に示された新しいテストに関する具体的問題について調査検討するという目的

のもとにスタートし、目下“新テスト”についての検討をすすめているところである。今後、適当な時機にその審議状況について各関係団体等にフィードバックしてご意見を伺い更に検討をすすめたうえ報告書をまとめ、これを大学入試改革協議会へ提出することになると思う。

- 本委員会の「見解」の取りまとめをするに当たって「見解案」を各大学に提示して意見を徴するだけの時間の余裕もないので、本日頂戴する委員各位のご意見を踏まえて「見解」を取りまとめることとしてよろしいか。
- これは調査検討委員会において検討されている“新テスト”の中身が具体的にないと難しいことかもしれないが、いずれ“新テスト”の問題は学部レベルにおいても議論する必要があると思われる。
- 共通1次試験の実施後種々問題が生じたように、“新テスト”についても実施してみないと、これのどこにどんな問題点があるかといったことは分からないであろう。
- “新テスト”の実施に向けて既に具体的検討がすすめられている段階で、難しいことではあろうが、現行の共通1次試験制度においても私立大学が共通第1次学力試験に加わることは可能であるのであるから、当面は共通第1次学力試験に私立大学が参加して貰い、私立大学の参加校がある規模を越えたところで、これを“新テスト”に移行するということであるなら、入試制度が変わる流れとしてはそれほど無理がないと思われる。
- 「見解」には“新テスト”の実施時期についても言及しておく必要があるであろう。
- “新テスト”が実施された場合の責任体制のあり方ということについても触れておくべ

きであろう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より「“新テスト”に関する見解」の取りまとめについて次のように述べられ、了承された。

本日は、“新テスト”構想の諸問題に関する現時点における本委員会の見解の取りまとめについて種々ご意見を伺った。ただいまのご意見をも踏まえて私の手許で配付資料の「いわゆる“新テスト”について」に加筆修正して「見解」を取りまとめることとしたい。なお、“新テスト”構想の経緯と国大協のとってきた対応以外の新たに書き加える部分については次のような事項を考えたい。

(1) “新テスト”構想が共通第1次学力試験改善の延長線上にあるということについて

「共通第1次学力試験の実施経験から考えても、“新テスト”の試験の内容が共通第1次学力試験と大きく変ることになるとは考えにくい。しかも、当初リジッドだったものから次第に弾力化を図ってきた共通第1次学力試験改善の流れからみた時、“新テスト”は共通第1次学力試験改善の延長線上にあるものと考えられるのではなかろうか。」

(2) “新テスト”構想における利活用の自由について

「国立大学においても、基本的に“新テスト”についてその利活用の自由を制限すべきでないを考える。」

(3) “新テスト”構想における国立大学及び国立大学協会としての参加のあり方について

「“新テスト”が実施された場合の試験の実施体制に対する国大協としての責任は、現行共通第1次学力試験のそれとは相当異なる

ものになると考えられる。各大学の“新テスト”への参加のあり方については今後の検討課題である。」

(4) “新テスト”の実施時期について

「“新テスト”の実施時期については、明年実施する共通1次試験の改革と2次試験の受験機会の複数化の結果について十分な検討を行った上で慎重に決められるべきである。」

2. 「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」の取りまとめについて

このことについて井出副委員長より次のように述べられた。

前回の委員(10.24)会において「共通第1次学力試験のあり方をめぐって(案)」について審議の結果、同案に修正を加えることとなり、この審議結果を踏まえて、その後私の手許で修正案を作成し、さらに、松井委員にこれの構成・文言の整理をしていただいた。それが配付の「共通第1次学力試験のあり方をめぐって」である。これについて特にご意見がなければ、これをもって成案とし、“新テスト”についての「見解」と併せてこれを来る総会に提出することとしたい。

ついで、松井委員より主として修正部分について説明があり、若干の文言修正のうえこれが了承された。

3. 第2次試験の試験日程の繰り上げについて

このことについて丸井委員(第2常置委員会委員長)より次のように説明があった。

昭和62年度の第2次試験については、「3月1日および3月5日試験開始・3月20日合格者発表」という日程で実施されることになったが、この日程では受験機会の複数化に伴い輻輳

する合格者の決定業務が遅れる等種々の難点があるので、昭和63年度以降の第2次試験の試験日程を2月にまで繰り上げるについて検討することとなった。

しかし、これについては、仮りに繰り上げ幅が小幅であっても私立大学に影響することが予想されるので、私立大学側と協議することになり、そのための協議会開催について私立大学団体連合会へ申入れを行った。これに対し、先方から協議に応ずる旨連絡があったが、両者間の日取りの調整がつかないため、まだ協議会を開催するまでに至っていない。

ついで委員長より、私立大学連合会との協議会に出席する本協会側のメンバーとして一応森会長、田中、西島両副会長、井出入試改善特別委員会副委員長、丸井第2常置委員会委員長の5名とすることとしたいのでご了承いただきたい旨述べられた。(了承)

4. 事前選択制の検討について

このことについて、事前選択制検討小委員会永田委員長より、去る10月2日および11月4日の2回にわたり小委員会を開催し、事前選択制に関する検討結果の取りまとめについて審議を行い、来る12月10日開催予定の次回には複数の案を提示して更に検討をすすめることになっている旨、報告があった。

以上の協議のほか、委員長より、前回配付された調査検討委員会の資料を来る総会における討議資料として各大学長が事前に閲読のうえ総会に臨んでもらえるよう各学長に送付する措置をとりたい旨諮られ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に、近く任期満了に伴って学長を退任される松山熊本大学長より退任の挨拶があつて閉会した。

次回12月19日(金) 13:00~16:30

日 時 昭和61年12月19日(金) 13:30~16:30
場 所 国立大学協会会議室
出席者 西島委員長

井出副委員長
有江、藤井、天野、田中、丸井、永田、松井、
新野、細川、池田、添田各委員
(大学入試センター) 堯天所長、加藤管理部長
(文部省) 富岡大学入試室長
(オブザーバー) 都賀(東大)、大内(京大)、各入
試課長

(第42回) 入試改善特別委員会

西島委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. “新テスト”について

初めに委員長より、“新テスト”に関するその後の審議経過について、配付の「“新テスト”について(メモ)」(委員長作成)をもとに次の

ように説明があった。

前回の委員会(11月6日)において、“新テスト”についての入試改善特別委員会見解を取りまとめて総会で表明することになり、原案(委員長作成)をもとに検討を行った結果、これについては、まず“新テスト”構想の経緯を述べたうえ、①“新テスト”が共通第1次学力

試験改善の延長線上にあることの意味、②各大学における利活用の自由ということの基本姿勢、③国大協としての参加の在り方と意義、④“新テスト”の実施時期についての基本的見解、の諸点について本委員会としての見解を取りまとめることとし、その文章の取りまとめは委員長一任となった。

その後、私の手許で文章を整理して見解を取りまとめ、これを臨時に開催した理事会（11月12日総会第1日目昼食休憩中開催）において説明のうえ総会に提出することについて諮り、協議の結果、これが了承された。

それで、11月12日開催の第79回総会に同見解を提出のうえ私より説明を行った。その際“新テスト”に関し次のような問題について論議された。

- “新テスト”と共通第1次学力試験との関係——“新テスト”を共通第1次学力試験改善の延長線上にある、ということの捉え方に関すること。
- 利活用の自由——“新テスト”の利活用については本来、「各大学の自主的な判断に委ねるべき」だが、一方、“新テスト”は、各国立大学がそれぞれの大学の入試の一部として共同実施している共通第1次学力試験とはその性格を異にすることになるので、この点国大協と各大学との関係ということを十分議論する必要がある。
- 国大協としての参加の問題——国大協が“新テスト”にどのような形で参加することになるかということは、その実施体制のあり方とも関わる。
- 実施の時期——具体的な数字をもっているかどうか慎重に検討する必要があるということと、その表現をめぐって。

以上の論議があったのち、同見解は承認された。そして総会において「見解」が承認されたことを承けて、11月13日森会長が“新テスト”について総会の論議を踏まえて総括した「再び、いわゆる新テストについて」を作成し、これを文部省大学入試改革協議会会長および大学入試センター新テスト（仮称）に関する調査検討委員会座長宛に送付した。

これとは別に、11月22日に会長および両副会長が塩川文部大臣と会談し、主として“新テスト”の問題に関し意見交換を行った。この会談において、国大協側から文部大臣に“新テスト”についての見解を説明するとともに、①大学入試は各大学が主体的に実施するものであること、②共通第1次学力試験の改善と、第2次試験の複数化の実施にあたり、各国立大学、国大協は努力をしていること、③入試改善にあたっては慎重な検討と、その実施に向けての各大学での合意が必要であること、等を強調した。

これに対し文部大臣は、国大協の見解に理解を示し、“新テスト”の実施にあたっては大学入試改革協議会に諮って慎重に対処したい旨の意向を表明された。

その後、11月27日に大学入試改革協議会が開催され、その際、“新テスト”の実施時期について協議が行われたが、これについて同協議会では、①昭和64年度から実施するということになる、現在高等学校第1学年在学中の生徒に係ることであり、試験の実施に混乱のないように進めることが必要であること、②各大学等における対応や準備を進めるについては、なお、一定の時日を要すること、③62年度の入試については、国公立大学の受験機会の複数化、共通第1次学力試験の科目の削減と弾力化、による入試改革が予定されていること、等の状況に配

慮し、また“新テスト”を円滑に実施しその成果を挙げるために、これの実施時期について従来政府が目途としてきた昭和64年度を一年延期することが適当であるとの意見をまとめた。

この入試改革協議会の意見に対し文部省は、同協議会の意見を尊重して、“新テスト”の実施時期を当初の目途であった昭和64年度を一年間延長するとの意向を固め、12月2日開催された閣議において、これが了承された。

一方、“新テスト”の具体的問題の検討をすすめている「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」（以下、単に「調査検討委員会」という）の審議状況であるが、調査検討委員会はその後12月12日（第4回）および本日午前中（第5回目）開催された。

12月12日の会議においては、国・公・私各関係団体に所属する委員から“新テスト”に関するそれぞれの検討状況等について報告があり、これについて意見交換が行われた。その際議論となった点は次のようである。

- 臨教審第1次答申における“新テスト”提言の意義
- 共通第1次学力試験に代えて新しく国公立を通じて各大学が自由に活用できる“新テスト”の位置づけ
- 共通第1次学力試験の改善の延長線上にあるとした国大協の考え方と、私立大学の立場
- 高等学校関係者の関与のあり方と“新テスト”の基本的性格
- 利活用の自由と実施主体のあり方
- 今後の調査検討のすすめ方

また、本日午前中開催された会議においては、前回の議論をうけて堯天調査検討委員会座長が“新テスト”に関する今後の検討事項についてまとめた「新テスト（仮称）に係る検討す

べき問題点（メモ）」をもとに、特に「試験問題の作成」に関する問題に絞って検討が行われた。その際議論された問題としては、試験問題作成委員の選任のあり方（“新テスト”を利用する大学としない大学とを区別するかどうか、高校関係者の関与の仕方、委員の任期期間等）のほか、問題作成委員のロード、守秘義務、等についてであり、また関連する問題として、出題教科・科目等についても議論があり、これらの問題について次回も引き続き検討することとした。

なお、調査検討委員会では、今後更に数回“新テスト”の実施に関する諸問題について検討をすすめたうえ来年3月乃至4月頃までに“新テスト”に関する報告をまとめて大学入試改革協議会宛に提出する予定である、とのことである。

概ね以上のような“新テスト”に関する審議状況の報告があったのち、まず、“新テスト”の問題に関する私立大学側の対応状況等について若干意見交換があり、ついで「“新テスト”の試験問題の作成」等の問題を巡って次のような意見交換があった。

- 新テストの試験問題の作成委員に高校の教員を加えることの是非について、“新テスト”も大学入学者選抜試験の一部として実施する以上、作題は大学教官に限るべきであるとする意見がある一方、高校教育との関連ということからも、また、試験問題を多角的により精選された問題を作るということから、現職高校教員を含めることは問題としても、教育委員会の指導主事等の高校教育に携わっている方に作題委員として加わって貰った方がよいのではないか、という意見もみられる。

- 私の大学では、入試が高校教育と密接な関連があるという観点から、学内の入試検討会に高校の教員の方にも参加していただいて、試験終了後、試験問題の内容等について気付いた問題点などの指摘をして貰っている。高校側が大学の入試問題にどこまで関わるのが適当かどうかは措くとして、大学教育と高校教育との接点である入試に対し高校関係者も何らかの形で関わるということは必要のように思われる。
- 基本的には大学入試の試験問題と高校教育の内容とが近接していることが理想である。試験問題に対する高校教育関係者の関わり方として、作題段階から関わるのがよいのか、あるいは試験問題の内容や設問の立て方等の適否のチェック程度に限定するのがよいのか、その考え方は人によって分かれるところであろう。
- 試験問題の評価ということについては、現行共通第1次学力試験においても、大学入試センターでは試験実施後、高校関係者をも交えて試験問題の内容・設問の形式を始め試験問題に関する評価を行っており、高校側からは共通第1次学力試験の試験問題が「高等学校における一般的・基礎的学習の達成度を測る」という趣旨に即して作られているかどうかという点から意見を頂戴している。
- 概ね以上のような意見交換があったのち、次の議事に移った。

2. 昭和63年度国立大学入学者選抜について

(1) 受験機会の複数化に伴う各大学・学部のグループ分けについて

委員長より、受験機会の複数化に伴う昭和63年度における各大学・学部のグループ分けに関

し本委員会として執るべき基本方針について諮られた。

これについて協議の結果、昭和63年度国立大学入学者選抜についても「昭和62年度の例に準じて受験機会の複数化を実施することが適当である」との方針を確認するとともに、これを具体化する手順として今後次のように取りすめてゆくこととはどうかということになった。

- ① 受験機会の複数化を昭和62年度の例に準じて昭和63年度も実施することについて理事会（来年2月開催予定）に付議する。
- ② これと併行して各地区別に学長懇談会を開催してグループ分けに関する各大学の意向を連絡・協議する。
- ③ 昭和62年度入試実施後の適当な時期に、地区別学長懇談会を開催し、各地区としてのグループ分けの原案を作成する。
- ④ 各地区世話大学の連絡会を開催する。
- ⑤ 各大学が最終意向を会長宛報告する。（4月末）
- ⑥ まとめを公表する。

なお、受験機会の複数化についての方針を理事会に付議するについては、会長の了解を得て事前に各大学に通知する要があるので、この旨委員長から会長あて要請することとした。

(2) 昭和63年度入試期日について

i) 昭和63年度共通第1次学力試験の実施期日について

このことについて丸井委員（第2常置委員会委員長）より次のように説明があり、了承された。

去る12月12日（水）開催の第2常置委員会において、昭和63年度共通第1次学力試験の実施

期日について審議を行った結果、従来の慣例である1月最終の土曜・日曜ということになれば1月30日および31日ということになるが、試験実施後の諸日程特に成績請求・提供時期を勘案して、これを1週間繰り上げて1月23日(土)および24日(日)の両日とすることとしたので、本委員会においてもこれをお認めいただきたい。なお、これがお認めいただければ、次の理事会にこの旨を諮ったうえ国大協として決定することにしたい。

ii) 第2次試験の実施期日の繰り上げについて

このことについて丸井委員(第2常置委員会委員長)より次のように説明があった。

昭和63年度以降の第2次試験の試験開始日を2月に繰り上げる件について私立大学側と話し合うため、先般私立大学団体連合会へ協議を申し入れ、先方と日程調整中である旨を前報告したが、その後、先方との話し合いにより、来年1月26日(月)に協議することとなった。

(3) 事前選択制に関する検討状況について

このことについて永田委員(事前選択制検討小委員会委員長)および細川委員(同小委員会委員)より、配付資料「事前情報交換制(仮称)試案」をもとに説明があった。

小委員会では、事前選択制についての試案の取りまとめについて、去る10月2日、11月4日、12月10日の3回にわたり検討を行った結果、当初考えていた“事前選択制”は、合否判定方法の多様性の故に殆ど不可能であるため、事前選択制に準ずる方式で実施可能と思われる方法として“事前情報交換制”(仮称)試案をまとめた。ただし、この方式においても、合格者決定業務に相当数の時日を要することが予想されるので、合格発表を現行通り3月20日とする

と、第2次試験の試験開始日を今よりも早める必要が生じる。

以上の説明について若干質疑があったが、この問題については小委員会においてなお問題点を詰めたうえ、本委員会において更に検討を加えることとした。

3. 入試改善に関する今後の審議のすすめ方について

初めに松井委員より、同委員作成の「国立大学入学者選抜改善の今後の問題点とその審議、検討計画等一覧表」について説明があったのち、委員長より、入試改善に関する今後の審議のすすめ方について次のような考え方が述べられた。

入試改善に関する検討課題としては、配付資料にあるように、昭和62年度入学者選抜に関する事項、昭和63年度入学者選抜に関する事項、昭和64年度以降の入学者選抜に関する事項、“新テスト”に関する事項、の4つの事項が考えられる。なお、この入試改善に関する問題については、本委員会と第2常置委員会とで審議上重なる面もあるように思われるので、両者それぞれの担当範囲について調整を図りたい。

4. 委員の補充について

このことについて委員長より次のように諮られた。

去る9月30日付で田中前委員長が退任された後の委員の補充について、同じ九州大学の高橋良平学長を委員に推薦したいと考えるがお諮りしたい。

これについて協議の結果、異議なくこれを了承し、早速所定の手続きにより同学長を本委員会委員に委嘱することとした。

以上の協議があったほか、文部省富岡大学入試室長より、昭和62年度入学者選抜に関し、一部公立大学における特別措置（大阪府立大学工学部、下関市立大学経済学部一合格発表が3月20日後、都留文科大学文学部、静岡県立大学食品栄養科学部・国際関係学部・経営情報学部一62年度新設（予定）に伴う共通第1次学力試験の免除）について配付資料をもとに説明があり、また大学入試センター加藤管理部長より、昭和62年度共通第1次学力試験志願者数（確定）等について配付資料をもとに説明があった。

最後に委員長より次のように述べられ、本日の会議を終了した。

次回も引続き“新テスト”について審議を行いたいと考えるが、それまでに大学入試改革協議会および「新テスト（仮称）に関する調査検討委員会」が開催されているものと思われるので、その際にはその審議内容を整理した資料をあらかじめ各委員にご送付し、各委員がこれをご一読のうえ委員会に臨んでいただけるよう措置したい。

次回 昭和62年2月5日（木） 13:30～16:30

第79回総会国立大学協会事業報告

(注) 第78回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (46回)

(1) 第78回総会

61. 6.18 (水)

(2) 第45回事務連絡会議

61. 6.20 (金)

(3) 理 事 会

61. 8.13 (水)

10.27 (月)

(4) 常置委員会 (13回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 前総会以後も引き続き「国立大学のあり方」について検討を行っており, 昨年11月のアンケートについて, 本年8月全国立大学長を対象に「大学における評価」に関するアンケートを行った。

(委員会開催状況)

61. 7.11 (金) 常置委員会

9.13 (土) //

10.27 (月) //

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 共通第1次学力試験の試験場の「地域割」の変更並びに試験問題に関するガイドラインの特別措置の検討を行った。また, 昭和62年度の受験機会の複数化に伴う募集要項作成上の留意点について各大学へ連絡したほか補欠合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領を各大学へ送付した。なお, 今後帰国子女の特別選抜および中国引揚者子女の進学希望者に対する選抜の扱いについて検討することとした。

(委員会開催状況)

61. 9.12 (金) 常置委員会

10.30 (木) //

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) 就職協定問題については, 就職問題懇談会の下に就職協定検討委員会を設置し, 来年度の協定について検討を加えることになったので, その結果をみて協議することとした。また, 保健管理センターの問題について協議し, 引き続きその問題点と今後の方向を検討することとした。

(委員会開催状況)

61. 9.26 (金) 常置委員会

4) 第3常置委員会(教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 前総会で委託された第7次定員削減に関する要望書の原案を作成し、理事会の意向を諮ったうえ文部省、総務庁に提出した。

専門行政職問題について、文部省から提示された第2次案を慎重に検討し、本委員会の見解をまとめることとした。

(委員会開催状況)

61. 6. 27 (金) 小委員会

8. 8 (金) //

10. 15 (水) //

11. 7 (金) WG.

11. 11 (火) 常置委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 西ドイツ学長団(4名)が本年9月18日から同月30日まで来日され、東大、阪大、奈良教大、京大、名大、筑波大、上智大のほか大学入試センター等を訪問し活発な意見交換が行われた。

本年度の外国大学長招致事業としてオランダ国からの受入れを決め、本年12月1日より9日間来訪されることとなった。

なお、今後は留学生受入れに関する諸問題を取り上げること、および教官の学術国際交流の推進について検討を進めることとした。

(委員会開催状況)

61. 11. 11 (火) 常置委員会

6) 第6常置委員会(大学財政・学費問題)

(主要審議事項) 留学生の受入れ体制の整備について検討した。

入学科値上げの動向をみて、必要があれば財政小委員会では要望書を作成することとした。

(委員会開催状況)

61. 9. 11 (木) 常置委員会

(5) 特別委員会(27回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術情報センターの業務の進展状況及び国立大学図書館協議会の活動状況について報告を受け意見交換を行った。

(委員会開催状況)

61. 10. 6 (月) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 医学教育の改善に関する調査研究協力者会議の「中間まとめ」について検討した。

(委員会開催状況)

61. 11. 6 (木) 特別委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養教育の内容として一般教育、外国語教育、保健体育教育について検討を重ねている。

(委員会開催状況)

- 61. 7.14 (月) 専門委員会
- 10. 8 (水) //
- 10. 9 (木) //
- 11. 4 (火) //
- 11. 4 (火) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 引き続き初任者研修制度、6年制中学校教員資格等について検討している。なお、教員養成大学・学部改組の具体的方向についても協議を行った。

(委員会開催状況)

- 61. 6.27 (金) 小委員会
- 9.25 (木) //
- 10.13 (月) //
- 10.13 (月) 特別委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 臨教審の第2次答申に関連して、大学院の今後のあり方について具体的な見解を取りまとめることとし、その原案を作成した。

(委員会開催状況)

- 61. 7.21 (月) 特別委員会
- 8. 4 (月) 小委員会
- 8.29 (金) //
- 9.29 (月) //
- 10.14 (火) //
- 10.21 (火) 特別委員会
- 10.30 (木) 小委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 昭和62年度入試実施上の問題点について検討したほか、昭和63年度入試における検討事項として事前選抜制および第2次試験の実施日程の繰上げ等を検討した。また、「新テスト」について協議を行うとともに「共通第1次学力試験の意義と問題点」を取りまとめることとした。

(委員会開催状況)

- 61. 7.10 (木) WG.
- 7.10 (木) 特別委員会
- 7.25 (金) WG.
- 8.12 (火) 特別委員会

- 9.18(木) 特別委員会
- 10. 2(木) 事前選択制検討小委員会
- 10.24(金) //
- 11. 4(火) 事前選択制検討小委員会
- 11. 6(木) //

(8) その他の諸会合(2回)

- 61. 9.29(月) 西ドイツ学長との懇談会
- 10.15(水) 日教組大学部との会見

2. 要望書その他の諸活動

■対外的諸活動

- 61. 7. 7 6月総会において議決された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」および「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部省、人事院へ提出した。
- 61. 7.10 6月総会において議決された「課外活動の整備拡充に関する要望書」を文部省に提出した。
- 61. 7.15~18 6月総会でその提出が了承された「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を文部省および総務庁へ提出した。
- 61. 9.17 臨時教育審議会長より「高等教育機関の組織・運営」について意見陳述の依頼があり、有江北海道大学長、石田東北大学長、新野神戸大学長の三学長が第4部会に出席し意見を陳述した。

■各大学への意見照会等

- 61. 8.18 第1常置委員会では国立大学のあり方を検討する中で「大学における評価」について各大学長の意見をきくこととし、各学長宛アンケートを発送した。

■資料・文書連絡等

- 61. 7.11 「昭和62年度受験機会の複数化における国立大学と公立大学および私立産業医科大学との関連事項の取扱いについて」を入試改善特別委員長名をもって各大学長宛連絡した。
- 61. 7.17 「人事院勧告の取扱いに関する要望書」等4つの要望書を関係省庁へ提出した旨各大学長宛報告した。
- 61. 7.29 第7次定員削減計画の情勢について、黒木第4常置委員長名をもって各大学長宛連絡した。
- 61. 8.13 「受験機会の複数化に関する資料の提供について」を入試改善特別委員長名をもって各大学長宛連絡した。
- 61. 8.18 理事会において、副会長に田中東京工業大学長を選出した旨各大学長宛通知した。
- 61. 8.18 「昭和62年度国立大学入学選抜について」を第2常置委員長名をもって各大学長宛連絡した。
- 61. 10.29 理事会において、副会長に西島京都大学長を選出した旨各大学長宛通知した。

3. 要望書の受理

前総会以後に当協会宛提出された要望書は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	望 要 事 項	関係委員会
61. 6. 2	全国教員養成問題連絡会世話人	臨教審「教員の資質向上」方策に関する見解	教員養成特別委
6. 9	婦 人 研 究 者 有 志	婦人研究者の地位向上について	第 4 常 置
6.21	中国・四国国立大学臨時学生部長会議	受験機会の複数化についての62年度実施要領等に関する要望について	入 試 特 別 委 第 2 常 置
6.25	国立16大学人文系学部部長会議	学生臨時増募にかかわる措置について	第1・第6常置
6.26	国立7大学理学部長会議	修士課程の整備、臨海実験所等の技官定員の確保、建物基準面積の増、助手の大学院手当支給範囲拡大等	第1・第4・第6常置 大学院特別委
6.27	国立大学臨海・臨湖実験所長会議	単位互換の公開実習の予算措置、技官定員の確保等	第 6 常 置
7. 2	九州地区大学・高専教職員連合会	「大学審議会」設立反対について	第 1 常 置
7. 7	国立大学一般教育担当部局協議会	教官定員増、非実験科目の実験化、建物基準の改正、校費増額、短期在外研究員の拡大、外国語担当教官の海外派遣等	第1・第5・第6常置 教 養 特 別 委
7. 8	全国国立大学教養(学)部長会議	授業料等の値上げについて	第 6 常 置
7. 8	"	学生臨時増募にかかわる措置 教養部の充実・整備等	第1・第6常置 教 養 特 別 委
7.10	国立15大学理学部長会議	公開臨海実習の予算措置、標本室の基準面積の枠外措置	第1・第6常置
7.17	国立農水産関係大学学部部長協議会	農水産関係大学における専門行政職俸給表の適用について	第 4 常 置
7.21	全国大学院生協議会	授業料等の値上げ、ODに対する減免除外、奨学金の有利子化制の徹廃、学振の特別研究員制の充実、18才人口急増期の教員増等	第 6 常 置 大学院特別委
7.30	日 教 組 大 学 部	国公立大学・高専教員の待遇改善について	第 4 常 置
8.30	国立大学工学部長会議	予算増額、博士課程設置、助手及び研究教育支援職員の待遇改善、臨時増募に伴う措置、在外研究員等の拡充、学術的国際交流	第1・第4・第5・第6常置 大学院特別委
9.16	中国・四国地区大学一般教育研究会	一般教育の改善・改革について	教 養 特 別 委
10.13	静 岡 大 学 職 組	専門行政職問題に関する要望	第 4 常 置
10.14	東京大学理学部職組	"	第 4 常 置
10.21	日 教 組 大 学 部	大学入試制度改善に関する要請	入 試 特 別 委
10.28	九州地区大学・高専職組	大学審議会設置、定員削減反対等	第 1 常 置 第 4 常 置
10.31	全国高校校長協会	63年度入試大綱の公表時期と新テスト参加についての要望	第 2 常 置 入 試 特 別 委
10.31	産業教育振興中央会	推薦入学制の拡大、別枠入学制の採用について	第 2 常 置

4. 刊 行 物

61. 8 会報 第113号

61.11 会報 第114号

諸 会 合

昭和61年9月～12月

- 10月2日(木) 13:30 事前選抜制検討小委員会
- 10月6日(月) 13:30 図書館特別委員会
- 10月8日(水) 13:00 教養課程に関する特別委員会専門委員会
- 10月9日(木) 10:00 教養課程に関する特別委員会専門委員会
- 10月13日(月) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
- 13:30 教員養成制度特別委員会
- 10月14日(火) 17:30 大学院問題特別委員会小委員会
- 10月15日(水) 13:30 第4常置委員会小委員会
- 10月21日(火) 14:00 大学院問題特別委員会
- 10月24日(金) 13:30 入試改善特別委員会
- 10月27日(月) 10:00 第1常置委員会
- 13:00 理事会
- 10月30日(木) 14:00 第2常置委員会
- 16:00 大学院問題特別委員会小委員会

- 11月4日(火) 10:00 教養課程に関する特別委員会専門委員会
- 14:00 教養課程に関する特別委員会
- 14:30 事前選抜制検討小委員会
- 11月6日(木) 10:30 医学教育に関する特別委員会
- 13:30 入試改善特別委員会
- 11月7日(金) 13:00 第4常置委員会ワーキンググループ会議
- 11月11日(火) 13:30 第4常置委員会
- 13:30 第5常置委員会
- 14:00 第1常置委員会打合せ会
- 11月12日(水) 10:00 第79回総会〔第1日目〕
- 12:00 理事会
- 11月13日(木) 10:00 第79回総会〔第2日目〕
- 12:00 第1常置委員会
- 11月14日(金) 10:00 第46回事務連絡会議
- 11月22日(土) 10:00 文部大臣との懇談会
- 11月29日(土) 10:00 第1常置委員会小委員会

- 12月2日(火) 15:00 オランダ国大学長との懇談
- 12月3日(水) 13:30 第2常置委員会
- 12月10日(水) 13:30 事前選抜制検討小委員会
- 15:00 大学院問題特別委員会小委員会
- 12月18日(木) 13:30 第5常置委員会小委員会
- 12月19日(金) 13:30 入試改善特別委員会

要 望 書

国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書

昭和61年7月15日

国立大学協会会長

森 亘

政府においては、国家公務員に対する第7次定員削減の計画を検討中の由、仄聞しております。

国立大学協会は、昭和43年度以降実施されている定員削減に対し、一貫して国立大学教職員についてはその職務の特殊性にかんがみ、定員削減の適用から除外する等の措置を図られるよう強く要望してまいりました。

国立大学は、高等教育と学術研究の中核をなすものであり、教官は国民や社会の様々な要請に応じ、人材の育成あるいは常に進展し流動する学術研究の創造と発展に資することをその使命としているものであります。

国立大学における教官定員は、それぞれの教育研究分野の必要に応じて、専門分化した講座部門等に配置されており、その各々の講座部門等は教授以下の全教官、支援職員が一丸となって個々の単位を構成し、斯学の教育研究に当たっております。

したがって、いわゆる定員の流動化も極めて困難であり、仮に特定分野の教官定員が欠落した場合には、全体としての教育研究の遂行に重大な支障を来すことになります。

国立大学では、すでにこれまでも厳しい定員抑制の下で、時代の要請による講座等の新設に際して振替等の措置を余儀なくされ、もはや教育研究の質的水準の維持に関してはその限界に達している現状であり、この際、その力をさらに多少とも削ぐことは全く不可能といわざるを得ません。

加えて国立大学は、昨年度以来、今後相当な年月にわたり次のような重要課題を受け持っております。

- ① 時あたかも18才人口急増期にあたり、学生増募によって国民の高等教育の機会均等を確保すべく国家的要請を受けていること。
- ② 臨時教育審議会が第二次答申において高等教育の充実と高度化を提唱しており、とりわけ「大学院の飛躍的充実と改革」が緊急の課題としてとりあげられ、大学院の形態についてはその多様化の促進とともに固有の教官組織を含めた整備を求められていること。
- ③ 21世紀初頭の留学生10万人受入れ計画推進のための体制の整備・充実を図らなければならないこと。

かかる折に、国立大学の教官に定員削減を導入することは、国策としての一貫性を失うこととなると考えます。

以上の理由により、国立大学協会は次の諸点について格段の御考慮を強く要望するものであります。

1. 第6次定員削減でその対象となった教官及び看護婦については、第7次定員削減の対象母数から除外されたい。
2. 国立大学において、教育研究の遂行に欠くことのできない教務・技術・図書・医療及び海事等に携わる教育研究支援職員並びに事務系職員についても教官同様の配慮をされたい。

国立大学納付金の改定等について（要望）

昭和61年12月18日

国立大学協会会長

森 亘

政府におかれては、財政再建と行政改革に真剣に取り組まれていることに敬意を表するものでありますが、明年度の予算編成に当たり、国立大学の学生納付金（授業料・入学料等）の増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として、強い危惧の念を表明せざるを得ません。

学生納付金については、既に繰り返し要望しておりますように、教育の機会均等の原則を実現するためにできるだけ低廉であることが望ましく、また国と社会を最大の受益者とする国立大学の教育にとって単純な受益者負担の原則の適用やコスト主義に基づく授業料の専門分野間格差の導入などは到底認められないところであります。更に、財政収入の増の観点から授業料、入学料の隔年ごとの改定を定着させることについても、かねてから、遺憾の意を表しているところであります。

なお、日本育英会奨学金について、昭和62年度入学者から授業料が引き上げられるなど、学生の勉学及び生活に要する諸経費が上昇しており、学生生活費に占める奨学金の割合が低下している状況を考慮すれば、是非とも貸与月額の増額を図る必要があると考えております。

政府におかれては、われわれの意のあるところを賢察の上、国立大学の学生納付金の取扱いについて、十分、慎重を期せられますよう、ここに重ねて、強く要望いたします。

資 料

国立大学の役割と今後の課題

昭和61年11月12日

第1常置委員会

I 国立大学の果たしてきた役割

我が国の大学制度は、当初、フランスやドイツを範とし、国立大学の設置から始まったが、後に公立大学や私立大学の設置を認めることによって、州立、市立、私立併存のアメリカ型に近くなり、また、公私立大学に国庫補助を行うことによってイギリス型をも組み込んだ制度となっている。もっとも、我が国の大学としては明治29年までは国立大学が1つあるだけであった。その後大学令（大正7年）の施行とともに急激に国公立大学が増加し、大正9年には16大学にまで増え、大正12年には32大学に倍増した。さらに昭和28年、いわゆる新制大学の完成時には国立大学72、公立大学32、私立大学130になり、昭和61年現在では国立大学95、公立大学36、私立大学334に増大している。

こうした展開を通じて、我が国の大学教育は急速に普及し、一方では、市民の教養水準の向上に貢献し、産業社会に必要な専門的技術者の養成に寄与するとともに、他方では、欧米諸国の大学に劣らない学術の水準を維持することができるようになったといえる。なかでも、国立大学は、国力の発展に即応した教育・研究条件の国家的保証の下で、我が国独特の管理運営形態を発展させ、今日まで以下のような重要な役割を果たしてきた。

(1) 学術研究の推進

国立大学は、財政基盤が相対的に安定し、比較的研究条件の点でも恵まれていたこともあって、明治以来我が国の学術研究の推進において絶えず主導的役割を果たしてきた。

特に、原則として「研究の自由」が認められてきたため必ずしも産業活動には直結しないが学術と文化の基盤を支える上で重要である基礎的な研究が可能となったし、また、当時経済力の弱体であった我が国では大型の施設・設備を必要とする実験的な基礎研究等は国の財政的支援の得られる国立大学でなければ行えなかったものである。

(2) 特定分野の人材養成

国として計画的に養成する必要のある職業人（初等中等教育の基幹的教員、高級船員等）や多額の経費を要するため財政基盤が強固でないと養成が難しい人材（自然科学系の研究者・高級技術者等）の養成については、従来国立大学が大きな役割を果たしてきた。

(3) 地域文化や地域経済開発への貢献

国立大学は、戦後は全国各県に配置されるようになり、大学教育の地域的均等化に貢献するとともに、地方における学術文化の向上と産業技術の発展・開発に貢献してきた。特に、人口が少ない地方においては、公私立大学の設置が困難であったため、その役割は重要であった。

(4) 教育機会の均等化

国立大学では、教育条件を整備して良質の教育を提供する一方、学費は極力低廉に抑えることによって経済的理由による教育機会の不平等が生じないように配慮されてきた。このことは、経済的に恵まれない優秀な子弟の高等教育、特に理科系の高等教育の普及に大きな役割を果たしたといえることができる。

(5) 教育・研究の後継者養成

国立大学は、従来、全国の高等教育・研究機関に対して教育者・研究者を養成し供給してきた

ことも国立大学の役割として挙げておかなければならない。

これら後継者の数は最近かなりの絶対数に到達したこと、しかもその多くは海外における研究歴を生かしながら国内において自文化を創造し発展させるに役立つ時代を今迎えつつあることは、今後の我が国における学術振興において後継者養成の基地として国立大学をとらえる必要性を啓示している。

(6) 外国人留学生の受入れ

我が国の国際的地位の上昇に伴い、外国人留学生受入れ数は逐次増加してきているが、国立大学は、学部学生についてはともかく、大学院への留学生、なかでも理学、工学、農学、医・歯学、教育などの分野への留学生の受入れについては今まで極めて大きな役割を果たしてきた。

II 今後における国立大学の課題

国際化の進展、科学・技術の急速な進歩に伴う新しい学問領域の展開、経済構造と所得水準の変化に伴う価値観の多様化、財政事情の窮乏化などから、我が国の高等教育と学術研究のあり方が重大な転機を迎えていることは高等教育に従事する者の間でも認識されつつある。今後我が国が国際社会の中でさらに発展を続けていくためには、これまで国立大学が果たしてきた前述のような学術研究の推進における役割などを積極的に評価するとともに、是正すべき諸点を明確にし、国立大学の整備充実及び発展の方向を新しく模索することが必要である。

1 科学・技術の急速な変化に対応して

社会における大学本来の機能が、何よりも学術や文化の発展のための研究とそれをもとにした高等教育の実行という点にあることを考えると、大学が最近の科学・技術の急速な変化をどのようにリードし、またそれに対応するかということは極めて重要な問題である。

実際これからの大学には、急速に変化しつつある先端的な科学・技術の開発を担いうる能力をもつことが期待されている。そのためには、まず第一に、何よりも独創的基礎研究の推進が不可欠である。我が国の研究開発がともすれば応用分野に集中し、基礎研究の分野では不十分であったといわれていることを考慮するとこのことの重要性はいくら強調してもしすぎることはない。

第二に、学際的な研究体制づくりが必要である。最近では、実験設備一つにしても各専門分野の参加を可能にする多面的でしかも巨大化した装置を必要とするようになっている。したがって、そのためには国立大学ないし国立の共同利用研究施設のより一層の整備が必要であり、国家レベルでそのための方策を策定する必要がある。また、各国立大学では、現に一部で試行されているように、こうした変化に対応して従来の講座及び学部はもとより大学の枠をこえた学際的な研究体制の確立を準備することが望まれる。

さらに、第三に、国際的レベルでの科学振興に寄与できる研究者の養成に今後一層の配慮をすることも必要である。このためには大学院の充実を図ることは勿論、すでに国大協の「旧設大学院問題検討小委員会の報告」でも詳細に述べられているように、助手定員の増大、リサーチ・フェロー、ティーチング・アシスタント、奨学金制度の充実のほか、つい最近はじめられた特別研究員制度の拡大も不可欠である。

第四に、科学・技術のひとり歩きから発生しやすい社会的諸問題が今後益々増大する傾向があり、こうした事態に対応するためには人文・社会科学をも含めた総合的研究の推進が必要となっていることを指摘しておかねばならない。

最後に、科学・技術の進展とそれに伴う産業構造の変化に対応して、国立大学に対する地域社会の期待と要請とが最近とみに強まりつつあることも忘れてはならない。特に、新産業の開発と既存産業の活性化のために各地域の国立大学に期待されているところは大きく、また、医療をはじめ幾多の分

野でいわゆるリカレント教育を分担することも要請されている。国立大学、特に大学院の充実とその社会人への開放は今後益々緊急の課題とされるようになるであろう。

2 国際化に対応して

大学の国際化は、現在まで留学生の受入れと関連してとりあげられることが多かった。我が国としては、国際的にみても際立って少ない外国人留学生受入れの現状を克服しなければならないことが自覚されつつあるが、今後の計画は国内的にも国際的にも十分計画性のある内容であることが必要である。また今後外国人留学生の受入れを増加させ、しかも、それを意味あるものとするためには、何よりも我が国の大学・大学院の充実を図ることが必要であり、当面、既に多くの実績を積み重ねてきた国立大学の大学院において、十分な能力を保障した学位授与を可能とする教育・研究体制を整備することが緊急の課題である。科学・技術の急速な変化に対応するためにも大学院の充実が求められているが、国際化の観点からみても、我が国の大学院は、専攻分野によって差はあるが、世界の先端的な大学院に比べてその整備がまだ極めて不十分であるといわざるを得ない。このことは、専攻分野によっては後継研究者の養成を欧米の大学院に求めようとする傾向がみられる点にも現われている。そのほか、外国人留学生の受入れに関連した国立大学の諸問題としては、奨学金制度や宿舍の充実、ホスト・ファミリー制度の整備、日本語教育の拡充などが挙げられ、具体的に年次別の拡充計画を明らかにする必要がある。

大学の国際化にとって重要なもう一つの課題は、学術の国際交流の推進である。研究者、特に若手研究者を中心とする研究者の国際交流を飛躍的に拡充する必要がある。かつては、例えばフルブライト留学生制度など我が国研究者の国際交流に役立ってきたが、我が国の経済力の増大とともに我が国での利用はかなり制限されたものになっており、これに代る留学制度を我が国が主体となって設ける必要がある。現在我が国の産業界のもっている経済活力からすれば、国際交流のため我が国が用意した基金はまことに微々たるものといわねばならない。また、海外での国際学会への参加や我が国における国際学会の開催を可能にするための財政措置を大幅に拡充する必要があるとともに海外の大学と姉妹提携を行ったり、学術交流をすることについての何らかの財政的援助を考慮することも望まれる。

3 行財政改革との関連で

科学・技術の振興と国際化の波の中で我が国の高等教育の充実が要請されているにもかかわらず、国立大学も行財政改革の潮流からは独立でなくそのため色々な問題をかかえることになった。今回の「国立大学の在り方についてのアンケート」はこの項目を正面からとりあげなかったこともあって、行財政改革に関する回答は必ずしも多いとはいえない。したがって、この問題に関しては、国大協第4常置委員会及び第6常置委員会などでの討議をも参考にしながら整理しておくこととする。

最初に、最近の我が国がおかれている厳しい財政事情と関連して、世界的な潮流のようにいわれているディレギュレーションといわれる民間活力利用の問題が大きくとりあげられ、研究開発における民間資金利用が強調される傾向があることについて一言ふれておきたい。

我が国の研究開発費の中で、民間企業の比率が大きく政府の支出比率が小さいことは従来主として経済学の分野で指摘されていたことであるが、このことは財団法人高等教育研究所の「高等教育財政に関する研究調査報告書」にもみられるように、人口1人当たりの高等教育部門の研究開発費の政府支出額ではアメリカの132ドル、スウェーデンの117ドル、西ドイツの97ドル、フランス・イギリスの89ドルなどに比べて我が国が僅かに40ドルという際立って低い水準になっていることにも示されている。また、同報告書では、高等教育部門研究開発費の殆どが政府資金である国が多い（例えば西ドイツは98.0%、フランスが96.1%、イタリアが98.5%、アメリカが89.4%など）のに我が国は僅か

に59.1%にとどまり、それに代って私学が多いこともあって高等教育機関自身の自己財源比率が40.1%となり、アメリカの3.7%、スウェーデンの0.6%、ノルウェーの0.8%、イギリスの9.8%に比べても際立って高いことが示されている。科学研究は安定的長期的に行われることが必要であり、そのためには景気変動や短期的個別的利益によって比較的影響を受けることが少ない政府資金の利用を主軸にしていることが望ましいことは十分留意されるべきことと考える。国立大学関係の予算の推移についてみると、ここ数年、学生及び教官当たりの積算校費が据置かれたままであり、科学研究費については若干の増額はあるものの、民間からの奨学寄附金や民間企業ないし地方自治体などの共同研究への依存率を高めようとする傾向がみられる。しかし、長期的に安定した研究費の裏付けを可能にするのは何と云っても公的資金であり、しかも研究開発費のなかで我が国の政府支出の占める比率が上述のように際立って低いことを考慮すると、この方式は根本的に再検討されることが望まれる。

また、財政改革との関連で注目されるのは授業料及び入学金の急激な上昇である。国立大学の授業料は従来教育機会均等化の見地から比較的安く抑えられていた。ところが最近では授業料と入学金が交互に隔年に引き上げられ、その結果、昭和50年度には5.1倍であった私立大学と国立大学の授業料の比率は昭和61年度には2倍まで下り、62年度には1.7倍程度にまでなることが予想される。周知のように授業料は西ドイツやフランスでは無償となっており、これに対して授業料の徴収をしているアメリカでは、他方で給与制及び貸与制の奨学金制度が我が国よりもはるかに充実した形で実施されている。授業料などの学生納付金の高等教育費用全体に占める比率が30%を越えるのは、先進諸国では我が国だけであることは銘記されてよい。

さらに、行財政改革の一環として行われている定員削減についてもふれておかなければならない。

科学・技術の進歩に伴う新しい学問領域の出現と学術的研究の進展及び教育内容の充実のために、国立大学の教員及び職員の充実は不可欠である。また、附属病院における医師及び医療技術職員の充実も緊急の要請となっている。ところが、国立大学協会からの何回かの要請にもかかわらず、大学も6次に亘る定員削減の対象となり今回第7次の定員削減も実施されることになっている。国立大学はこのきびしい状況のなかで専らいわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式で新しい学問分野の開拓や教育内容の改善に努めてはいるが、しかし、どうしても限界がある。教育・研究活動の維持と発展、特に、国際的水準の維持のためにはひとり国立大学といわず、我が国の学術研究と高等教育の発展のために行財政改革の適用方式については特別な配慮をする必要がある。

4 管理運営について

国立大学の管理運営については、人事・会計制度が硬直的であり、また細部に亘って規制がなされているために弾力的な運営ができないとか、大学内部の各部局の自己主張ないし自治の主張が強いためにややもすれば硬直的になりがちで、管理責任者の指導性が発揮できないとかいった国立大学内部からの批判もある一方、親方日の丸式な考え方のために効率的な経営管理意識が欠如しているとか、管理運営の硬直化のために外的環境の変化に対する対応能力が欠如しているとかいった国立大学の外からの批判もある。

大学における教育と研究は、その時々々の社会的風潮に従って安易に変更すべきものではなく、学術の振興ひいては人類社会の発展に奉仕するという長期的視野に立って構想されるべきものである。その意味では、大学が社会との間に一定の距離を置くこと自体は十分理由のあることであり、意思決定の過程においても一般の企業や行政官庁のような命令系統による律し方とは異なる面があるのは当然であるともいえる。しかし、このことはいうまでもなく、国立大学及び国立大学の教員が大学自治の名の下に、従来の慣行に安住してよいことを意味するものではない。国立大学は、その社会的任務に応えるためにも、大学の外部からの批判に対して謙虚に耳を傾けるとともに、社会の諸変化の動向を

洞察し、教育と研究のあり方及び大学の管理運営について厳しい自己反省をしなければならない。創造性・自主性を前提とした自律的な運営が大学の基本であり、このような原理による運営は本来硬化や固定化を打破するためのものである。各国立大学の絶えざる改善の努力が続けられなければならない。

また、いうまでもなく教育公務員特例法による身分保障に安住して教育・研究活動が停滞するようなことがあれば国立大学の教員として恥ずべきことであり、国立大学の教員は教育・研究の一層の活性化を図るために評価システムをも含んだ自己点検方式の検討を迫られていると自覚しておかねばならない。

最後に、国立大学の設置形態の問題にふれておくこととする。国立大学は、従来から広義の行政機関として位置づけられているため、一方では、人事・会計制度について多くの規制があって大学として自由な活動がしにくい面があるとともに、他方では、管理運営に厳しさを欠きがちであるとの観点から、それを特殊法人にしてはどうかとの意見が以前にも出されたことがある。また、最近になって行財政改革との関連から再び国立大学の設置形態を見直してはどうかとの意見が出されるようになっているが、本委員会としては、現状において設置形態を変更することは適当でないと考える。

まず、国の財政事情の窮迫化から財政支出の抑制策として考えるのであれば、前述のとおり、高等教育に対する公財政支出が国際的にみてもただでさえ極めて少ないという現状をさらに悪化させることになり、基礎科学を含めた我が国科学の振興が要請されている現状からも容認できることではない。また、それが大学の管理運営の効率化とか競争原理の導入とかの観点からの改革であるとするならば、大学における教育・研究にとっては長期的展望に立った安定した運営こそ必要であることを強調しておかねばならない。卓越した先駆的研究成果を挙げた殆ど全ての研究者が、自らの新発見が競争とは全く無縁なものであることを強調していることはこの際留意しておいてよい。

大学制度の発足以来 100 年を経過してようやく欧米先進国の大学に比肩し得るところまできたこの時点において、制度の基盤を覆すような変革を行うことは、むしろ教育・研究の場に不安と混乱をもたらす弊害の方が遙かに大きいと思われる。戦後、新制の国立大学の制度が発足してからでも、特別会計制度の創設、共同利用機関の設置、外国人教官の任用等の制度上の改善を行ってきており、今後とも必要に応じ「国立大学」の枠組みの中で所要の改善を図っていくことが適当である。当面、人事・会計制度を見直し、できる限り規制を緩和して弾力化を図り大学の自由な活動を保障する措置を望みたい。

「新テスト」について

昭和 61 年 11 月 12 日

入試改善特別委員会

I “新テスト”構想の経緯と国立大学協会のとってきた対応

1. 臨時教育審議会第一次答申について

いわゆる“新テスト”の構想は、臨時教育審議会（臨教審）の第一次答申から始まります。臨教審は昭和59年9月5日に内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」の諮問を受けて発足しました。その第一次答申は昭和60年6月26日に提出されました。これは三部から構成され、第一部は教育改革の基本方向、第二部がこの審議会の主要課題、そして第三部に当面の具体的改革提

言が述べられています。この具体的提言の中に今“新テスト”と言われています“共通テスト”の構想が出ています。

この第三部の第二節で、「受験競争過熱の是正のために」という題で「偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するために、各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜を行うよう入試改善に取り組むことを要請する。」と述べられていますが、このことについては当然の論旨と思います。しかし、この後に続きまして具体的に、「現行の国公立大学共通一次試験に代えて、新しく国公立を通じて各大学が自由に利用できる“共通テスト”を創設する。」ことを提言しています。この“共通テスト”の実施が最初に述べられた基本的な入試改善の実現とどのように結びつくかということが問題です。また、更に「この“共通テスト”の実施のため、国公立の各大学が対等の立場において利用でき、高等学校関係者が参画し得るよう、大学入試センターの設置形態や機能について検討し、その改革を進める。」と大学入試センターの改革に言及しています。

2. 大学入試改革協議会の設置について

この答申の後の動きは急で、第一次答申を受けて2週間後の昭和60年7月9日には大学入試改革協議会が文部大臣裁定によって設置されました。この協議会の協議事項は、次のようになっています。

- (1) 臨教審第一次答申で提案された新しいテストに関すること。
- (2) 大学入試センターの在り方に関すること。
- (3) その他大学入学者選抜方法の改善に関し必要な事項。

3. 教育改革推進閣僚会議について

昭和60年10月8日には教育改革推進閣僚会議が開かれ改革提言に係る具体化方策の進捗状況について審議されました。この閣僚会議では次のような決定がなされています。

- (1) 昭和60年7月から大学入試改革協議会を設け、大学入試改革について検討を進めており、昭和61年7月を目途に報告をまとめることにしている。
- (2) この報告に基づき、新テストの実施機関の設置に関する法令上、財政上の所要の措置を講じ、昭和62年4月から新テストの実施機関を設置することを目途とする。
- (3) 昭和62年春に昭和64年度から新テストの実施を予告することを目途として、昭和64年度入学者から新テストの実施を目指す。

このように、臨教審の答申が出て、文部大臣裁定で大学入試改革協議会が設置され、まだ3カ月しか経たないうちに、既に昭和64年度から新テストを実施することとし、昭和62年春にはその予告を行い、また実施機関を設置するという目標が閣議決定として打ち出されたのです。

4. 大学入試改革協議会の「中間まとめ」について

大学入試改革協議会は“共通一次試験に代る新しいテスト”の構想を中心に研究協議を重ねて、昭和61年4月21日にその中間まとめを公表しました。この「中間まとめ」ではこの“新テスト”は「国公立大学を通じて大学入試の在り方に積極的に寄与するものとして構想され活用されねばならない。」という基本方針が述べられております。そして、この“新テスト”の利活用については、「各大学の判断と創意工夫により自由に行われるべきものである。」という特徴を掲げています。そして、「各大学が個別に行う試験等との種々の組合せ」について幾つかの例を挙げています。“新テスト”の実施体制については、新テストは「各大学が共同して実施する性格のもの」とであるとし、新大学入試センターの設置形態については、このセンターは「国公立大学の共同利用機関としての性格を明らかにするため、国立学校設置法等の関係規定の改正を行う。」としています。

5. 「中間まとめ」に対する国立大学協会における論議について

大学入試改革協議会はこのような中間まとめを出しましたが、同協議会は、これに至る過程におい

ても、また、この中間まとめについても、国大協へ特に正式に意見を求めています。国大協としては、共通第一次学力試験の改善と、二次試験の受験機会の複数化の実施への検討を進めている最中であり、このいわゆる新テストの構想のこのような動きに対して、はじめは距離をおいていましたが、このような中間まとめが出た以上、直接求められてはいなくても、これに対して見解を述べるべきだと判断し、5月6日の理事会以降、入試改善特別委員会において、この新テスト構想に対して国大協として採るべき姿勢を検討することになりました。

国大協の入試改善特別委員会は、5月22日に開かれましたが、そこで、事態の緊急性に鑑み、この“新テスト”に関するワーキンググループを設置することになりました。共通第一次学力試験については、国大協が自ら検討を重ねて発足したのですが、新テストはこれと全く異なり、臨教審の第一次答申に基づいて、文部省が大学入試改革協議会を発足させ、関係閣僚会議が開かれ実施日程の目標が決められました。これに対する国大協としての見解を入試改善特別委員会のワーキンググループで論議し、6月12日の特別委員会でそれまでの論議をまとめて見解の原案を作成しました。

6月13日の理事会でその特別委員会見解原案が審議されました。理事会での種々の議論の末にまとめられた見解は、まず、「大学の入学試験は大学が自主的に主体性を持って検討し実施するものである。」ことを強調し、更に、国大協における共通第一次学力試験実施以来8年間の検討と改善の努力について述べた上で、「この新テスト案は、種々の点で検討すべき問題を含んでいるものの、実質的には我々の意図している改善の方向と重なる点もある。」とし、この“新テスト”案を「共通第一次学力試験改善の延長として受け止め、共通第一次学力試験の経験と成果を踏まえて検討することとしたい。」としています。しかし、「この提案の具体化に当たっては、大学の自主性を尊重し、その上で実施案につき慎重な検討を重ね、試行の在り方などを含めて実施の時期・方法を決定すべきである。」と結んでいます。この見解は6月18日の第78回総会で報告され了承されました。

6. 大学入試改革協議会のまとめについて

各方面からの「中間まとめ」についての意見を受けて、大学入試改革協議会の「まとめ」が出たのが7月21日です。大学入試改革協議会は発足の際には、7月に最終答申をまとめて解散することになっていたようですが、更に継続して“新テスト”実施の内容について、必要に応じて検討していくべきであるということで協議会を存続し、最終答申とはせずに「まとめ」ということになりました。

この「まとめ」は先の「中間まとめ」と構成・内容共に基本的な変更はありませんが、国大協等よりの意見を反映して、主として次の諸点が書き加えられています。まず、「新テスト」の実施準備を進めるに当たっては、「関係各団体、機関等との緊密な連携協力を図りつつ周到にこれを取り進めることが必要である。」ことを述べ、慎重な実施準備の必要性を強調しています。また、新テストの内容等について、将来、出題教科・科目を多くする方針に関して、「今後用意する科目の増等を図るについては、大学側の希望等の握把及び検討をすみやかに進めることが必要である。」と述べています。また、新テストの実施時期は、「高等学校教育の実情等を考慮し」て、中間まとめでは「12月後半」としていたのを、「12月下旬」に改めています。また、新テストの実施体制においては、国公立大学等を通じて、共同の責任をとる実施体制の確立が必要であることを強調しています。

7. 「まとめ」後の国立大学協会の対応について

国大協では、この大学入試改革協議会「まとめ」についてワーキンググループ、入試改善特別委員会で検討を行い、8月13日に“新テスト”の構想に対応するための緊急の臨時理事会を開き、理事会了解事項として、入試改善特別委員会での了解を前提として、次のことが承認されました。それはまず、「大学入試改革協議会のまとめの具体的問題を検討するために、今後、文部省が大学入試センターに委員会を設けるよう依頼する。」そして、「大学入試センターは、これに基づいて国大協の協力を要

請するとともに、大学入試改革協議会のまとめの具体化のために、関係各団体との連絡協議を進め問題点の解決を図る」というものです。9月18日の入試改善特別委員会でこのことは了解されました。

8. 「新テスト」(仮称)に関する調査検討委員会の設置について

文部省の大学入試改革協議会は、その「まとめ」に述べられている、いわゆる“新テスト”の構想の具体化を図るに当って、更に検討を要する問題やその準備の過程で生じてくる諸問題について、必要に応じて引き続き検討を続けていくことになりましたが、それらの具体的な諸問題についての調査検討を9月12日付けで、大学入試センターへ依頼しました。

大学入試センターは、この文部省の依頼を受けて、「新テスト」(仮称)に関する「実施方法等調査検討委員会」を設置することとし、国大協、公立大学協会、私立大学の各団体、高等学校長会等の協力を求めました。国大協へは9月26日付けにて、大学入試センター所長から、国大協会長への「大学入試改革協議会まとめ」に係る具体的調査検討についての協力方等依頼がありました。これには、国立大学関係委員の委嘱について承認を求めると共に、また、できれば11月上旬に委員会としての第1回中間報告を文部省に提出したいと考えている旨が記されていました。

この調査検討のための委員会は、9月26日に大学入試センター所長裁定によって『「新テスト」(仮称)に関する調査検討委員会』として設置されました。

この調査検討委員会は、10月14日(第1回)および10月18日(第2回)に開かれ、その内容は国大協の特別委員会(10月24日)および理事会(10月27日)において、同調査検討委員会の座長である大学入試センター所長から報告されました。その第1回では、同調査検討委員会の設置の経緯と目的が示され、検討事項についての自由討議がなされ、第2回では、「新テスト」(仮称)に関する当面の具体的実施案が今後の検討のための資料として提示され説明されました。そして、第3回は11月10日に開かれました。

報告によれば、この調査検討委員会は、大学入試改革協議会の「まとめ」をふまえて、これに関する諸問題について具体的検討を進め、それを中間段階で関係諸団体に報告し意向を聴いて問題点を整理して文部省に報告することを目的とするもので、いわゆる“新テスト”構想の実施案の最終決定をするものではないとのことでした。

II. 入試改善特別委員会の見解

入試改善特別委員会は、第72回総会(昭和58年6月21日)において、「大学入試全般を見直して、適切な大学入試の在り方について検討する」ために設置されて以来、各国立大学の意向をあつめつつ、大学入試の在り方について論議を進めてまいりました。

第76回総会(昭和60年6月20日)において国立大学入学選抜方法の改革案を提案し、共通第一次学力試験の教科・科目等についての改革が承認され、昭和62年度からの実施が決まりました。また、受験機会の複数化については更に検討を進め、本年5月7日に開かれた臨時総会において、国立大学の「受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」と「実施細目」が決まり、第78回総会(昭和61年6月18日)においてその一部修正が承認されました。

昭和62年度の国立大学入学試験の改善についての国大協での検討は、各国立大学の自主的な審議・検討を基盤として、真剣な討議の末に整ったのであります。今や来春の入学試験に向けて各国立大学では、この入試改善の実効を挙げるべく、実施上の諸問題の解決には全力を挙げているところであります。

このように国立大学としての、真摯な入試改善への継続的な努力の最中に、臨教審の第一次答申から急速に進みつつある、いわゆる“新テスト”構想について、国大協が苦慮してきた対応は、前述の

とおりであります。

国大協としてのこれに対する基本方針は、第78回総会（昭和61年6月18日）で承認されたとおりであります。この基本方針を踏まえて、入試改善特別委員会では、議論を重ねてまいりました。真の入試改善とは何か、を論ずることこそが、この特別委員会の任務と心得ております。そして、その改善への論議の基盤はそれぞれの大学が教育研究の場としての特質を踏まえた、入学者選抜という課題に対する自主的な取り組みにあります。各大学における内発的な改善への意志のみが、真の入試改善への原動力であることは言うまでもありません。

現時点における入試改善特別委員会の“新テスト”構想についての見解を、10月24日および11月6日の特別委員会で、これまでの討議をまとめるかたちで行った論議を中心にして、報告したいと思っております。

1. “新テスト”構想が共通第一次学力試験改善の延長線上にあるということについて

国大協として、この“新テスト”構想を「共通第一次学力試験の改善の延長として受けとめ」た経緯については、既に述べましたが、このことについては、入試改善特別委員会においても更に論議を深めております。これは、共通第一次学力試験の教科・科目における弾力化への改善の方向並びに現時点において想定し得る“新テスト”の可能な実施内容を考えたうえで、あえて延長線上にあると受け止めたもので、その利活用の問題並びに実施体制については、これが果たして、共通第一次学力試験の改善の延長線上にあるかどうかということは、論議の分かれるところでありましょう。昭和47年以來の国大協における共通第一次学力試験の在り方をめぐっての論議の経過を振り返ってみますと、その中に今回の“新テスト”の構想につながる因子も内在していたと考えられます。しかし、現時点においては、この問題は、今後の“新テスト”構想の具体的検討の過程において、国大協のこれまでの論議がいかん反映されるかということによっています。

2. “新テスト”構想における利活用の自由について

前に述べましたように、この“新テスト”の特徴はその利活用が各大学において、自由に行われるということにあります。現行の共通第一次学力試験は、基本的に「全国の国立大学が、それぞれ自主的に行う入学試験の一部を共有する」ということで実施されてきました。しかしながら、“新テスト”の構想においては、その活利用の在り方は、各大学の自主的な決定によるものとなっています。この利活用の自由というものは、これを利用しないことも含んでおります。入試改善特別委員会では、基本的に、国立大学においても、この利活用の自由を制限すべきでないと考えております。この“新テスト”の具体的な内容がしだいに固まる中で、各大学においてもその利活用の方法について、自主的にご検討いただくのが適当ではないかと思っております。国大協として、全国立大学の利活用の在り方を一律に決議して束縛することは、不適当でありましょう。ただ、特別委員会としては、各国立大学で決められる利活用の在り方をその検討段階において、何らかの形でまとめて、各大学の自主的な検討の資料として供することは意味があると考えております。

3. “新テスト”構想における国立大学協会としての参加の在り方について

国大協としての、この“新テスト”構想に対する参加の在り方の基本的路線は、第78回総会での了解事項によって、決められたものと考えております。“新テスト”構想が臨教審第一次答申において、現行の共通第一次学力試験に「代えて」創設するものと提言されておりますが、我が国の高等教育全体の問題として、これまでの永年にわたる国大協における共通第一次学力試験の検討と、その実施以来の8年間の経験と改善への努力は、極めて貴重なものと考えております。具体的な調査検討において、国大協としては、これまでの成果と経験を積極的に活かして、協力することが大事であると判断しております。

しかしながら、“新テスト”が実施される場合の実施体制に対する国大協としての責任は、現行の共通第一次学力試験のそれとは、相当異なるものと考えられます。この“新テスト”構想の経緯について述べた中で明らかなように、臨教審答申を受けて、大学入試改革協議会が発足し、更に、その構想の具体化について、調査検討委員会が設置されました。実施体制の中心となる新大学入試センターの在り方については、大学入試改革協議会の「まとめ」に述べられています。現在の大学入試センターは、国立大学の共同利用機関ですが、この構想に盛られている、新しいセンターは、国公私立大学の共同利用機関として、これまでとは、異なった設置形態がとられることとなっています。そして、この新センターが、“新テスト”の実施体制の中心として、機能するための在り方は、大学入試改革協議会において、具体的な調査検討の結果を踏まえて、検討されるものと認識しております。したがって、この構想の検討には国大協として、積極的な参加の意向を表明しておりますが、実施体制における国大協の責任は、これまでと異なり、間接的なものとなることが考えられます。このことにつきましては、今後の検討の進行の過程で、更に、各国立大学の意向をあつめて、論議を詰めたいと思っております。

4. “新テスト”の実施時期について

第78回の総会で了承されました、国大協としての基本的な見解、「この提案の具体化に当っては、大学の自主性を尊重し、その上で実施案につき、慎重な検討を重ね試行の在り方などを含めて、実施の時期・方法を決定すべきである。」ということは、極めて重要であります。これを受けて、大学入試改革協議会の「まとめ」においても、“新テスト”の実施を進めるに当っては、「関係各団体、機関等との緊密な連携協力を図りつつ周到にこれを取り進めることが必要である。」と述べております。

また、臨教審の第一次答申においても「各大学は、それぞれ自由にして個性的な入学選抜を行うよう入試改善に取り組む」ことを基本としております。

今日の社会において、大学入試の真の改善がいかになされるべきかということは、その改革から生ずる多面的な影響を考えると、大変難しい問題であります。この課題は、世界の各国、特に高等教育への進学志願者が大幅に増加している国々において、それぞれ真剣に論議されているところです。単なる技術的な改変への調査検討ではなく、我が国の高等教育の将来、社会における大学の役割を踏まえて、各大学の主体的な入試改善についての論議の集約があつてこそ、大学と社会の一つの接点として入試の在り方、そして、大学における教育研究の起点としての入学選抜の真の改善が実現されるものであります。

国立大学では、この度、共通第一次学力試験の改革と、各大学での二次試験の受験機会の複数化を実施しようとしております。この結果について十分な検討を行い、全体としての入学選抜の在り方が検討されるべきでありましょう。

大学入学試験の真の改善を志向するがゆえにこそ、この新しい構想の実施にたいしては、慎重な検討の必要なことを重ねて強く主張するものであります。

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
お茶の水女子大学	藤巻 正生	河野 重男
山 梨 大 学	町田 正治	小出昭一郎
兵 庫 教 育 大 学	谷口 澄夫	上寺 久雄
熊 本 大 学	松山 公一	松角 康彦
鹿 児 島 大 学	石神 兼文	井形 昭弘

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
入試改善特別委員会	松山 公一 (熊本大学長)	高橋 良平 (九州大学長)

○ 専門委員の委嘱

第1常置委員会小委員会	市川 淳信 (東京工業大学教授)
第5常置委員会小委員会	藤村 淳 (横浜国立大学教授)
	井早 康正 (電気通信大学教授)
	山口 幸輔 (東京外国語大学教授)

編集後記

- * 寒暖こもごも訪れる季節の中で、改革後はじめての入試を迎えました。各大学とも何かとご苦勞のことと拝察します。ご健勝の程お祈り申し上げます。
- * 本号には、前總會関係の記事とともに、内外から資料入手の問合せの多かった「国立大学の役割と今後の課題」及び「“新テスト”について」を掲載したため、比較的大部となりました。
- * 今回の巻頭エッセーには、有江北海道大学長の玉稿を掲載することができました。その中にも触れられておりますように、極めてご多忙のところご無理願ひご寄稿いただいた先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和62年2月26日	印刷
昭和62年2月28日	発行(非売品)
会	報 第115号
	(第37巻第1号 通巻第115号)
編集兼 発行者	平 間 巖
発行所	国立大学協会事務局
	郵便番号 113 (東京大学構内)
	東京都文京区本郷7丁目3番1号
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)
	03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会 （会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 " （学科課程・入学試験等）
 - 第3 " （学生の厚生補導）
 - 第4 " （教職員の待遇改善）
 - 第5 " （大学間の協力）
 - 第6 " （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会